

國際課稅關係資料

財務省主税局参事官室

目 次

国際課税を巡る最近の状況

(1ページ)	国際課税を巡る最近の状況	3
(2ページ)	目次	3
(3ページ)	I 国際課税を巡る最近の動向	4
(4ページ)	全体の概観「2本の柱」の解決策	4
(5ページ)	経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について	5
(6ページ)	国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」2本の柱について	5
(7ページ)	米国の動向等	6
(8ページ)	OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」声明（仮訳）（2025年4月11日公表）	6
(9ページ)	グローバル・ミニマム課税に関するG7声明（抄）（2025年6月28日（米国時間）公表）	7
(10ページ)	G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋）（2025年7月17-18日於：南アフリカ・ダーバン）	7
(11ページ)	第1の柱（利益A、利益B）	8
(12ページ)	第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）	8
(13ページ)	（参考）「第1の柱」の多数国間条約案における廃止対象の既存措置の概要	9
(14ページ)	OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」共同議長声明 概要（2025年1月13日公表）	9
(15ページ)	利益B：移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化のイメージ	10
(16ページ)	国連	10
(17ページ)	国連における国際租税協力に係る議論について	11
(18ページ)	II 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）情報交換 等	11
(19ページ)	第2の柱	12
(20ページ)	第2の柱（グローバル・ミニマム課税）	12
(21ページ)	所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）のイメージ	13
(22ページ)	軽課税所得ルールの概要	13
(23ページ)	国内ミニマム課税の概要	14
(24ページ)	令和7年度与党税制改正大綱（抜粋）	14
(25ページ)	グローバル・ミニマム課税に関するOECDのルール等（IFで承認されたもの）	15
(26ページ)	IIR・QDMTTの適格国リスト（2025年8月時点）	15
(27ページ)	グローバル・ミニマム課税に関する周知・広報活動	16
(28ページ)	UTPR セーフハーバー	16
(29ページ)	移行期間CbCRセーフハーバーと恒久的セーフハーバー	17
(30ページ)	外国子会社合算（CFC）税制	17
(31ページ)	外国子会社合算税制について	18
(32ページ)	令和7年度与党税制改正大綱（抜粋）	18
(33ページ)	外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し（令和7年度改正）	19
(34ページ)	外国子会社合算税制に係る所得の合算時期の見直し	19

(35ページ) 情報交換	20
(36ページ) 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等	20
(37ページ) 参考資料	21
(38ページ) BEPS包摂的枠組み（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域	21
(39ページ) 「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」の概要	22
(40ページ) 「第1の柱」の多数国間条約案の適用イメージ	22
(41ページ) 「第1の柱」の多数国間条約案の概要（2023年10月公表）	23
(42ページ) MLC発効のために各国・地域が持つポイントの割合	23
(43ページ) 利益B：執行方法	24
(44ページ) 利益Bの価格適用表	24
(45ページ) 利益B：Pricing matrixの産業分類	25
(46ページ) GloBE（ <i>Global Anti-Base Erosion</i> ）ルール（グローバル・ミニマム課税）の概要	25

(1 ページ)

国際課税を巡る最近の状況

財務省主税局参事官室

2025年9月17日

(2 ページ)

目 次

I.	国際課税を巡る最近の動向	P 3
·	全体の概観 「2本の柱」 の解決策	P 4
·	第1の柱（利益A、利益B）	P11
·	国連	P16
II.	第2の柱（グローバル・ミニマム課税） 情報交換 等	..	P18
·	第2の柱	P19
·	外国子会社合算（CFC）税制	P30
·	情報交換	P35

(3ページ)

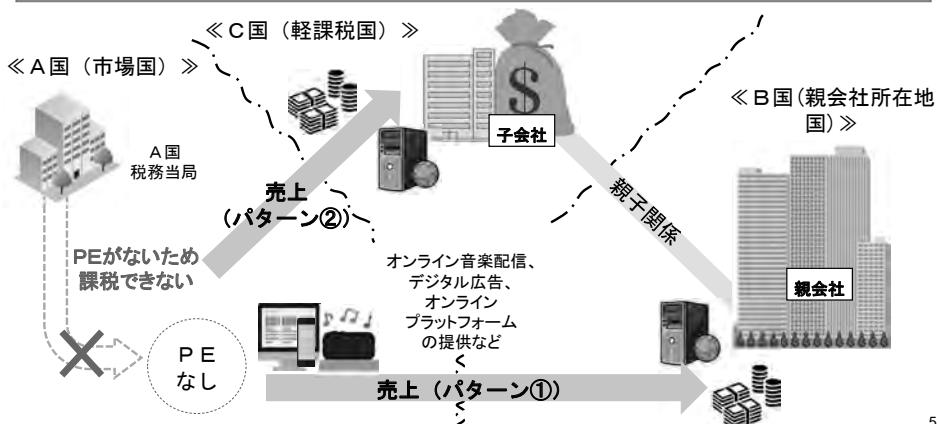
I 国際課税を巡る最近の動向

(4ページ)

全体の概観
「2本の柱」の解決策

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について

- 国内に外国法人の支店や工場などの物理的拠点(=PE)がある場合に限り、そのPEに紐づく事業所得に課税することができる。
※ PE : Permanent Establishment (恒久的施設)
- しかし、経済の電子化により市場国で課税が行えない事例が顕在化(パターン①)。また、軽課税国から事業を行うことで最低限の課税が行えない事例も発生(パターン②)。



国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」2本の柱について

- 市場国に物理的拠点(PE : Permanent Establishment)を置かずしてビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

経緯

- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み(IF)」(現在は147か国・地域が参加)において議論が進められ、2021年10月、2本の柱の解決策^(※)に合意。
(※)「第1の柱」(市場国への新たな課税権の配分)及び
「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)により構成。
- 2021年12月、グローバル・ミニマム課税のモデルルールを公表。国内法での対応が求められており、各國において法制化が進行中。
(※)日本においては、2023年に所得合算ルール(IIR)を法制化。2025年に軽課税所得ルール(UTPR)及び国内ミニマム課税(QDMTT)を法制化。
- 2023年10月、「第1の柱」の多数国間条約の案文を公表。
- 2025年1月、国際課税に係る米国大統領覚書の公表。4月、IF声明を公表、議論の継続に合意。
- 2025年6月、「グローバル・ミニマム課税に関するG7声明」の公表。IFにおいて具体的な解決策を議論中。

米国の動向等

- 本年 1月、米国は国際課税に係る大統領覚書を公表。
 - 本年 4月の「BEPS包摂的枠組み（IF）」総会において、米国を含むIF参加国は、特に「第 2 の柱」の実施と進行中の「第 1 の柱」の交渉に関し、国際課税システムにおける確実性と安定性の確保のため、議論の継続に合意した旨、公表。
 - 米国議会の動きとして、本年 5月に下院で可決された財政調整法案（一つの大きく美しい予算法案、One Big Beautiful Bill Act : OBBBA）には、米国が「不公平」と考える税制をもつ外国の政府・企業等に対し、追加課税等の「対抗措置」を課する規定が含まれていた（通称「899 条」）。
- <「899条」（下院案）の主な内容>
- 米国が「不公平」と考える税制をもつ外国の居住者等が米国において稼得する所得に対する課税について、その税率を適用日から毎年5%ずつ引き上げ、法定税率に加えて最大20%まで引き上げる。
- 不公平な税制
①グローバル・ミニマム課税の一部である軽課税所得ルール（UTPR）、②デジタル・サービス税（DST）等
 - 適用対象者
「不公平な税制」をもつ外国の政府、居住者（個人・企業）、これらに保有されている外国企業 等
- **6月28日、上院案（※）から899 条が削除され、並行して29日、G7 声明が公表。**
- （※）財政調整法案は、7月1日に上院にて可決、7月3日に下院にて再可決、7月4日大統領署名を経て成立。

7

OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」声明（仮訳）（2025年4月11日公表）

1. OECD/G20 BEPS包摂的枠組みは、4月 7日から10日に、南アフリカ ケープタウンにて第17回総会を開催した。会合には135の国・地域を代表する449名、及び11の国際機関からオブザーバーが参加した。
2. BEPSパッケージの10周年を記念して、会合は、4日間にわたり、BEPSの実施、経済のデジタル化から生じる課税上の課題に対処するための「2つの柱」の解決策、及び将来の検討課題について、メンバーの積極的な関与と建設的な議論とともに行われた。
3. メンバーは、特に第 2 の柱の実施と進行中の第 1 の柱の交渉に関し、国際課税システムにおける確実性と安定性の確保が決定的に重要なことを認識し、この目的の推進のために議論を継続することに合意した。
4. また、メンバーは、グローバル・モビリティや、税と不平等と成長の関係性を含む、共通の関心のある新たな分野への取組について、段階的な根拠に基づくアプローチを用いて探求するための協働と機会のためのプラットフォームとしての、包摂的枠組みの継続的な価値を認識した。有効性及び包摂性を高めるための、包摂的枠組みの運営プロセスとガバナンスの改善が歓迎された。
5. メンバーは、現在までのBEPSの作業の進捗状況を確認することに合意し、2025年後半にG20 へ共有予定の報告書を構成する、初期の考察及びアイデアを提供した。ビジネス、シビルソサイエティ、アカデミア、国際機関を含む、独立したステークホルダーによる洞察も共有された。
6. 会合は、「税に関する協働のためのプラットフォーム（PCT : IMF、OECD、国連、世銀による共同イニシアチブ）」が有益な貢献を行っている、国内資金動員および成長支援に関する一連の議論を終えて、終了した。

8

グローバル・ミニマム課税に関するG7声明（抄）（2025年6月28日（米国時間）公表）

- 「一つの大きく美しい予算法案（One Big Beautiful Bill Act : OBBBA）」の上院修正案（2025年6月16日提出）において最近提案されている米国の国際課税システムへの変更の考慮、OBBBAの上院版における899条の削除、及び、国内ミニマム課税（QDMTT）の実施の成功とその影響の考慮を含めた、両ミニマム課税制度の分析に基づいて行われたこの問題に関する議論を踏まえ、共存システムは、将来にわたり、税源浸食と利益移転に対処する中で「包摂的枠組み（IF）」の法域が得た重要な成果を維持し、国際課税システムにおけるより大きな安定性と確実性を提供しうるという理解が共有されている。
- この理解は、潜在的な税源浸食及び利益移転のリスクに対処するために、「包摂的枠組み」を通じて共に協働することへの我々の継続的なコミットメントを基盤とするものであり、以下の受け入れられた原則に基づく：
 - 共存システムでは、米国親会社グループの、米国内利益および米国外利益の双方について、UTPRおよびIIRから完全に免除する。
 - 共存システムでは、その共通の政策目的を保持するため、公平な競争環境の観点から特定される重大なリスク、または税源浸食と利益移転のリスクが対処されることへのコミットメントを含む。
 - 共存システムの実現に向けた作業は、「第2の柱」全般に係る執行とコンプライアンスの枠組みの大幅な簡素化の実現と並行して行われる。
 - 共存システムの実現に向けた作業は、「第2の柱」における実質ベースの還付無税額控除の取扱いが、還付付税額控除の取扱いとより整合的になることを確保する変更を検討することと、並行して進められる。
- 共存システムの実現は、デジタル経済の課税に関する建設的な対話及びすべての国の課税主権の保持を含む、国際課税システムの安定化のさらなる進展を促進する。
- 我々は、これらの問題がより広範な法域グループにとって関連性を持つことを認識しており、「包摂的枠組み」において、すべての当事者が受入れ可能かつ実施可能な解決策に迅速に達する観点から、この理解及びそれが基づく原則について議論し、発展させることを期待する。

9

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋） (2025年7月17-18日 於:南アフリカ・ダーバン)

国際課税

我々は、全ての関係者にとって受け入れ可能な、均衡ある、かつ実用的な解決策を見出すという共有された目標をもって、「第2の柱」のグローバル・ミニマム課税に関する懸念に対処することに建設的に関与することを継続する。解決策の実現は、実質ベースの税制上の優遇措置の公平な取扱いに関する議論を含む、公平な競争環境の観点から特定される重大なリスク、及び、税源浸食と利益移転のリスクが対処されることを確保することへのコミットメントを含む必要があるとともに、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に関する建設的な対話を含む、国際課税システムを安定させるための更なる進展を促す。これらの取組みは、全ての国の課税主権を保持しつつ、OECD/G20「包摂的枠組み」(IF) のメンバー間の緊密な協力によって進められる。我々は、税の透明性に関する実績評価に係るOECD及びグローバル・フォーラムによるレポート、BEPSに関する実績評価に係るIFによるレポート、脱税や租税回避と闘うための不動産に関する自主的な情報交換に係るOECDによるレポート、技術支援を強化するための能力開発の枠組みの強化に関する進展に係る「税に関する協働のためのプラットフォーム（PCT）」によるレポート、国内資金動員（DRM）の向上のための歳入行政の強化に関するIMFによるレポートを期待する。我々は、PCTが、DRMに焦点を当てた「税と開発カンファレンス」を、来年、東京で開催することを発表したことを歓迎する。

我々は、「国際租税協力に関するG20リオデジャネイロ閣僚宣言」を想起しつつ、グローバルな移動について研究し、税制、格差、及び成長の相互作用を理解するために、段階的かつ証拠に基づいたアプローチを採用するというIFの決定を歓迎する。また、IFの有効性及び包摂性を高めるための議論についても歓迎する。我々は、国際租税協力に関する国連枠組条約を策定するための進行中の交渉に留意するとともに、参加しているG20メンバーは、不要な努力の重複を避けるよう努めつつ、幅広いコンセンサスを得る、及び、既存の成果、プロセス、及び他の国際機関において現在進行中の作業を基礎とするという目的を再確認する。

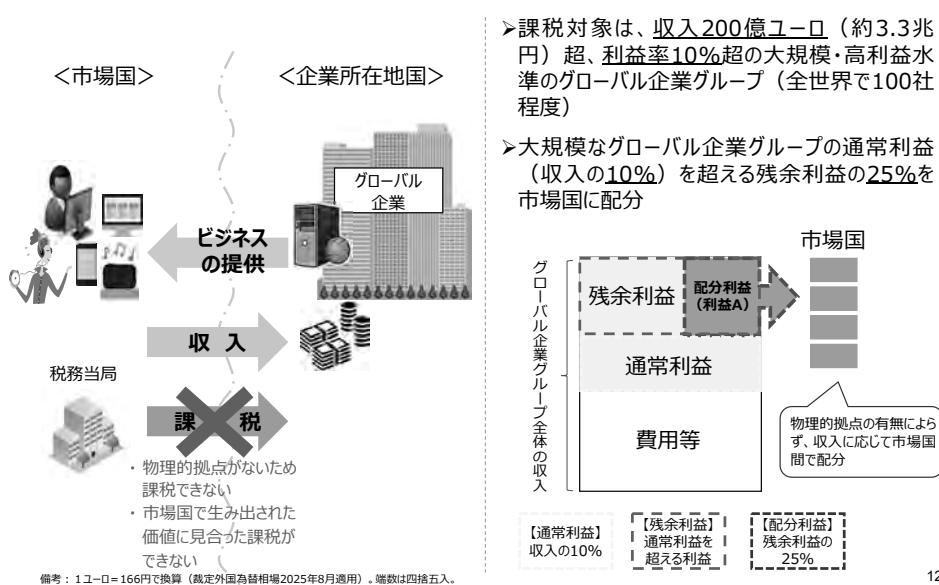
10

(11ページ)

第1の柱（利益A、利益B）

(12ページ)

第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）



(13ページ)

(参考)「第1の柱」の多数国間条約案における廃止対象の既存措置の概要

- 「第1の柱」の多数国間条約の発効日から6か月の期間が満了した時以後に開始する最初年の初日からデジタル・サービス税等を適用することができない。

 デジタル・サービス税 <ul style="list-style-type: none">域内のオンライン広告売上に5%を課税。2019年10月法案が可決。2020年1月施行。	 デジタル・サービス税 <ul style="list-style-type: none">対象ビジネスの域内売上に3%を課税。2020年10月法案が可決。2021年1月施行。
 デジタル・サービス税 <ul style="list-style-type: none">対象ビジネスの域内売上に3%を課税。2019年1月施行。同措置に反対する米国に配慮し、2020年1月に徵稅を2020年末まで延期することを決定。その後徵稅を再開。	 デジタル・サービス税 <ul style="list-style-type: none">対象ビジネスの域内売上に3%を課税。2020年1月施行。
 平衡税（オンライン広告サービス） (Equalisation Levy) <ul style="list-style-type: none">2016年4月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収していたが、2025年4月1日以降の取引に対しては適用しない。	 デジタル・サービス税 <ul style="list-style-type: none">対象ビジネスの域内売上に7.5%を課税。2019年12月公布。2020年3月施行。
 デジタル・サービス税 <ul style="list-style-type: none">対象ビジネスの域内売上に3%を課税。2020年1月施行。	 デジタル・サービス税 <ul style="list-style-type: none">対象ビジネスの域内売上に2%を課税。2020年4月施行。
	 デジタル・サービス税 <ul style="list-style-type: none">対象ビジネスの域内売上に3%を課税。2024年6月施行（2022年に遡って適用）。2025年6月29日、同月30日納付期限の初回徴収を停止し、DST法を廃止することを表明。

13

(14ページ)

OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」共同議長声明 概要 (2025年1月13日公表)

「第1の柱」最終パッケージの進展について、「BEPS包摂的枠組み(IF)」による進捗状況を報告する。

利益A

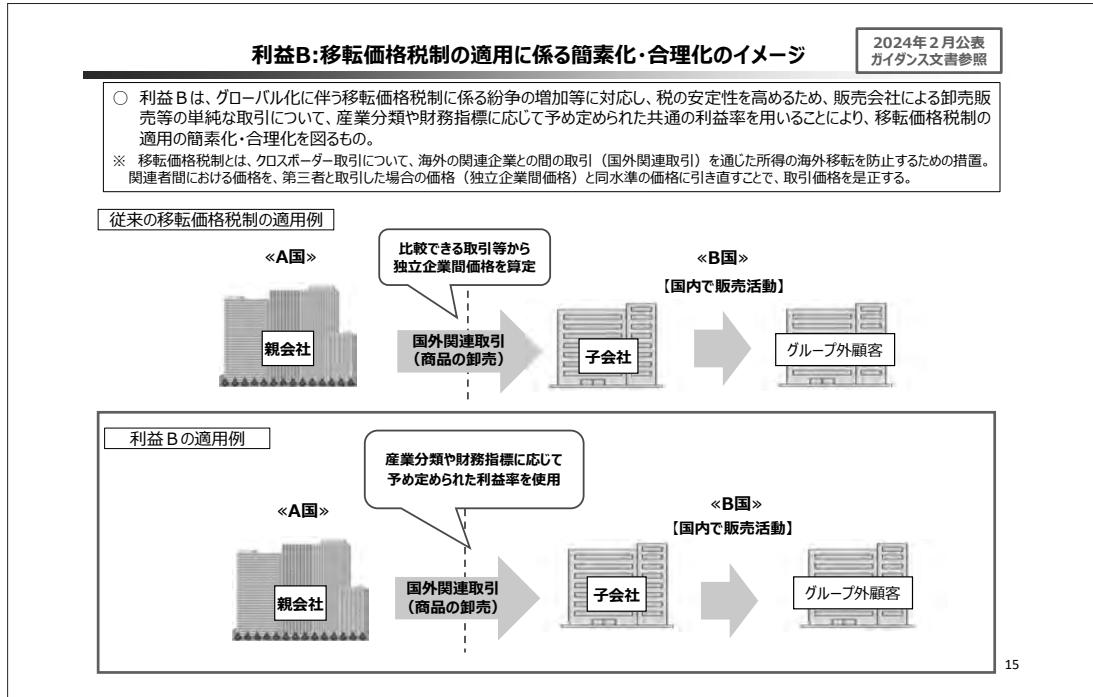
- 経済のデジタル化から生じる課税上の課題に対応し、納税者のために安定性と確実性を強化し、デジタル・サービス税(DST)等を撤廃・停止する、持続可能で協調的な国際課税改革となるよう設計。
- 2023年10月に多数国間条約(MLC)の条文案等が公表され、2024年6月には、各国内におけるコンサルテーションからのフィードバックを踏まえて修正された条文案が、IFに回付された。条文案の主な修正点は以下のとおり。
 - DST等の定義の明確化
 - 非国家地域とその国際関係に責任を負う国（本国）を一体的に取り扱う選択的規定の導入
 - 二重計上調整（所得水準の低い市場国における超過利益の計算方法）の修正
- 条文案については議論が収束した状況であり、利益Bの枠組みの残存論点解消に向けた交渉が焦点。

利益B

- 基礎的マーケティング・販売活動に対する移転価格税制における独立企業原則の適用に係る簡素化・合理化アプローチ。
- 2024年2月にOECD移転価格ガイドラインに組み込まれた、各国選択制の利益Bを基に、MLC参加国による義務的な利益B（「利益B枠組み」）に関する議論が継続中。残存論点は、以下のとおり。
 - MLCと利益Bの関係性の反映方法
 - 利益Bに係る紛争のリスクが低い国を（利益Bの対象から）除外する基準
 - 既存の（定量的）基準に加えて選択的に適用される、定性的基準の詳細
 - 現在の利益率表の適用が不適当な結果に繋がると考える少数国の懸念への対応

※上記に加え、「『第1の柱』パッケージの早期妥結のため、利益Bの枠組みにおける、残り少ない論点を解消すべく交渉を続けるとともに、交渉妥結後に、MLCの速やかな実施を支援する準備ができるようコミットし続ける。」旨の記載有。

14



15

国連

国連における国際租税協力に係る議論について

【経緯と現状】

- 2023年、国連総会において、国際租税協力に関する決議。枠組条約の交渉に向けた基本的事項（ToR）案の策定等を要請。
- 2024年12月、国連総会において、早期議定書の1つめのトピック等を含むToR案を含む決議案が採択（※1）。（※1）国連総会の採択に対する投票の内訳
賛成：119票（アフリカ諸国、BRICS等）反対：9票（米・英・加・豪・N Z・韓・イスラエル・亜・日）棄権：43票（EU諸国、スイス、土、UAE等）
- 2025年2月、枠組条約交渉の準備会合において、早期議定書の2つめのトピック及び交渉の意思決定手続が決定（※2、3）。
（※2）意思決定手続を単純多数決等に基づくものとする議長提案に対し、コンセンサスのみに基づくものとする修正提案を英・仏等が提出したが、否決され（賛成42票（日本を含む先進国等）、反対98票、棄権10票）、議長提案通り可決。
（※3）米国は、準備会合初日に今後の交渉から離脱する旨表明。
- 2025年8月、国連政府間交渉委員会において、枠組条約及び早期議定書の正式交渉を開始。

【準備会合における決定事項】

早期議定書のトピック

- 2つめの早期議定書のトピックは「租税に関する紛争の予防・解決」とする。
※ 1つめのトピックは「デジタル化・グローバル化経済における国境を越えた役務の提供から生じる所得の課税」。

今後の交渉の意思決定手続

- 交渉委員会は、コンセンサスに至る努力を尽くすものとする。
- 議定書にかかる決定については、コンセンサスに至る努力を尽くしたとビュロ（各地域の代表国による会議体）が勧奨した場合のみ投票へ進むこととし、2／3の多数決により決する。
- 枠組条約本体など、その他の決定については単純多数決とする。

【今後の日程】

- 2025年～2027年に、少なくとも毎年3回の政府間交渉委員会を開催し、枠組条約と2つの早期議定書を策定。
国連総会の第82回会合第1四半期（2027年9月～12月）に提出。

17

II 第2の柱（グローバル・ミニマム課税） 情報交換 等

(19ページ)

第2の柱

(20ページ)

第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,208億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

«日本(通常の税率)»

«X国»

所得合算ルール（IIR）

- ※ 令和7年度改正にて創設。
※ 令和6、7年度改正でも制度の明確化等の観点から見直し。
※ 2024年4月より施行（注）。

日本
税務当局

子会社等の税負担が
最低税率（15%）に至るまで課税

同一グループ関連企業

子会社等

15%未満
の軽課税
の場合

軽課税所得ルール（UTPR）

- ※ 令和7年度改正にて創設。
※ 2026年4月より施行（注）。

日本
税務当局

子会社等の税負担が
最低税率（15%）に至るまで課税

同一グループ関連企業

親会社等
関連企業

15%未満
の軽課税
の場合

国内ミニマム課税（QDMTT）

- ※ 令和7年度改正にて創設。
※ 2026年4月より施行（注）。

日本
税務当局

自国に所在する事業体の税負担が
最低税率（15%）に至るまで課税

同一グループ関連企業

日本
税務当局

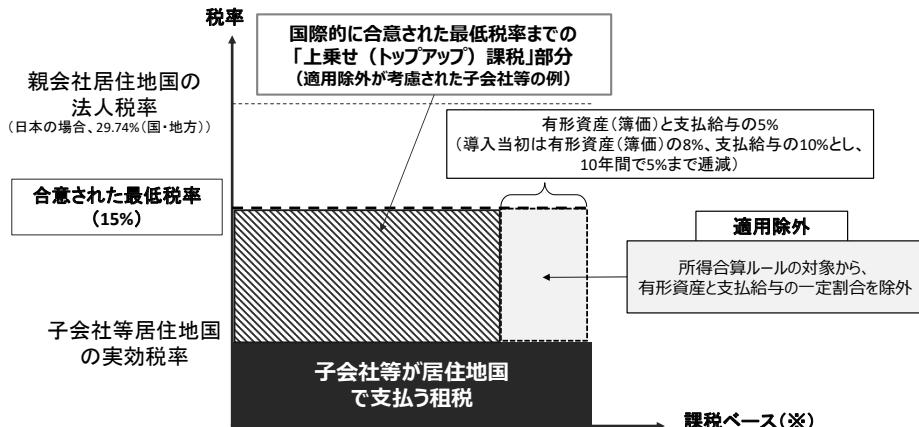
X国
税務当局
※日本でQDMTTが課税された場合、
IIR・UTPRの課税は行われない。

（注）申告期限は対象会計年度の終了から1年3ヶ月後（ただし、初回に限り1年6ヶ月後）。

20

所得合算ルール (IIR: Income Inclusion Rule) のイメージ

- 軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度



(※) 所得合算ルールの課税ベースは、調整された財務諸表の税引前利益を使用

21

軽課税所得ルールの概要

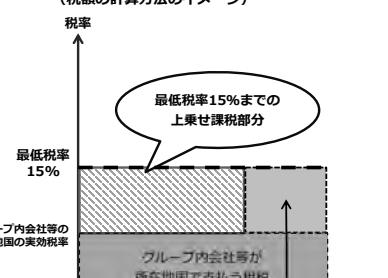
- 軽課税所得ルールは、多国籍企業グループについて最低税率15%以上の課税を確保するため、親会社等に課税する所得合算ルールを補完して、自国に所在する子会社等に課税する仕組み。
- 所得合算ルールの導入国にある親会社等と軽課税国にある子会社等を入れ替えることによる課税の潜脱を防ぐもの。

【軽課税所得ルール (UTPR: Undertaxed Profits Rule)】

- 子会社等の所在地国で当該会社等に対して、グループ内の親会社等の実効税率が最低税率15%に至るまで課税。
- 所得合算ルール/軽課税所得ルールのいずれも、税額の計算方法は同様（右図参照）。



（税額の計算方法のイメージ）



（参考）所得合算ルール (IIR: Income Inclusion Rule)

- 親会社等の所在地国で当該会社等に対して、グループ内の子会社等の実効税率が最低税率15%に至るまで課税。

【所得合算ルール (IIR)】

- 日本 (通常の税率) → 子会社 (子会社の有形資産と支払給与の一定割合が最低税率 (15%) に至るまで課税)
- X国
- 同一グループ間連企業
- 子会社 (子会社の有形資産と支払給与の一定割合が最低税率 (15%) に至るまで課税)

【適用除外】

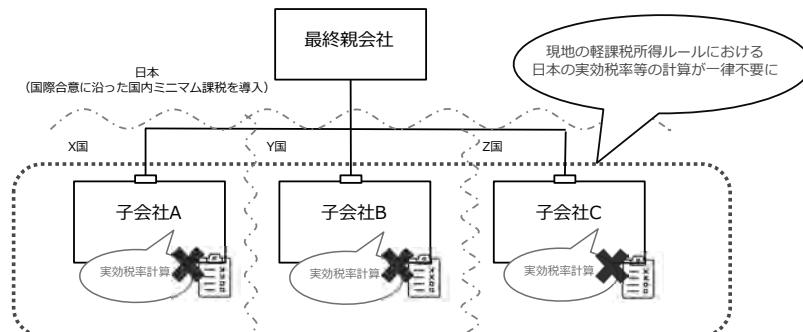
- 課税ベースから有形資産と支払給与額の一定割合を除外
(※)導入当初は有形資産 (簿価) の8%、支払給与額の10%とし、いずれも10年間で5%まで削減

22

国内ミニマム課税の概要

- 国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）は、多国籍企業グループに属する自国内の会社等について、他国の所得合算ルール/軽課税所得ルールに優先し、国内の実効税率が最低税率15%に至るまで課税する仕組み。
- 国際合意に沿った国内ミニマム課税を導入していれば、他国から見た自国内の会社等に係る15%に満たない部分の金額（上乗せ税額）はゼロとみなされる。
- 他国において軽課税所得ルールに係る税務申告が必要になる場合でも、現地法令に基づいて求められる自国の実効税率や上乗せ税額の計算は一律に不要になる。

(日本に最終親会社等がある多国籍企業グループのイメージ)



23

令和7年度与党税制改正大綱（抜粋）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
 - (3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応
 - ① 新たな国際課税ルールへの対応

(前略)

このうち、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであり、令和7年度税制改正においても国際合意に則り、軽課税所得ルール（UTPR: Undertaxed Profits Rule）及び国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化を行う。適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年4月以後に開始する対象会計年度とする。あわせて、OECDにより発出されたガイダンスの内容を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。引き続き令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイダンスの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、「第2の柱」との関係を踏まえて適正な課税を確保する観点から既存の税制について必要な検討を行う。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和7年度税制改正においても引き続き見直しを行う。令和8年度以降の税制改正においては、「第2の柱」の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。

「2本の柱」の解決策のうち「第1の柱」については、市場国への新たな課税権の配分等に関する多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められこととなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。他国が本簡素化・合理化を実施する場合については、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応する。

(後略)

24

(25ページ)

グローバル・ミニマム課税に関するOECDのルール等（IFで承認されたもの）

- 2021年12月 GloBEモデルルール
- 2022年3月 コメンタリー
- 2022年12月 セーフハーバー、GloBE情報申告書・税の安定性パブコン
- 2023年2月 執行ガイダンス①
- 2023年7月 執行ガイダンス②、GloBE情報申告書
- 2023年12月 執行ガイダンス③
- 2024年6月 執行ガイダンス④
- 2025年1月 執行ガイダンス⑤、GloBE情報報告書、適格国リスト（IIR、QDMTT）
- 引き続き、継続的に議論

25

(26ページ)

IIR・QDMTTの適格国リスト（2025年8月時点）

- IFは、各国内法のモデルルール等への整合性（コモンアプローチ）を確保する観点から、IIR・QDMTTについて、暫定適格レビューを実施。2025年1月、適格国リストが公表され、日本のIIRの適格性が認定。同年8月、適格国リストが更新され、日本のQDMTT及びQDMTT SHの適格性が認定。

<IIR適格国>

欧州	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、ガーナー、ハンガリー、アイルランド、マン島、イタリア、ジャージー、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ボーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス
アジア	インドネシア、日本、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・中南米	カナダ
アフリカ	南アフリカ

<QDMTT/QDMTT SH適格国>

欧州	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、ガーナー、ハンガリー、アイルランド、マン島、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ボーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス
アジア	インドネシア、日本、マレーシア、シンガポール、タイ、アラブ首長国連邦、ベトナム
オセアニア	オーストラリア
北米・中南米	パラバドス、ブラジル、カナダ
アフリカ	南アフリカ

(注) 下線は、IIRかQDMTTいづれかのリストにのみ掲載された国。

26

グローバル・ミニマム課税に関する周知・広報活動

□ 執行関連公表物の作成

- パンフレット(改正のあらまし)【2023年4月】
- 令5法令解釈通達【2023年9月】、Q&A【2023年12月】
- 令5法令解釈通達趣旨説明【2024年4月】
- 課税申告書様式【2024年5月】
- GIR記載要領【2024年6月】
- 令6法令解釈通達【2024年8月】、Q&A(改訂)【2025年1月】
- 令6法令解釈通達趣旨説明【2024年11月】
- パンフレット(2)(改正のあらまし)【2025年4月】
- GIR記載要領(改訂)【2025年6月】
- GIR記録要領、記録手順【2025年9月】

□ 潜在的な納税者に対する周知

- 経済団体等に対する説明会



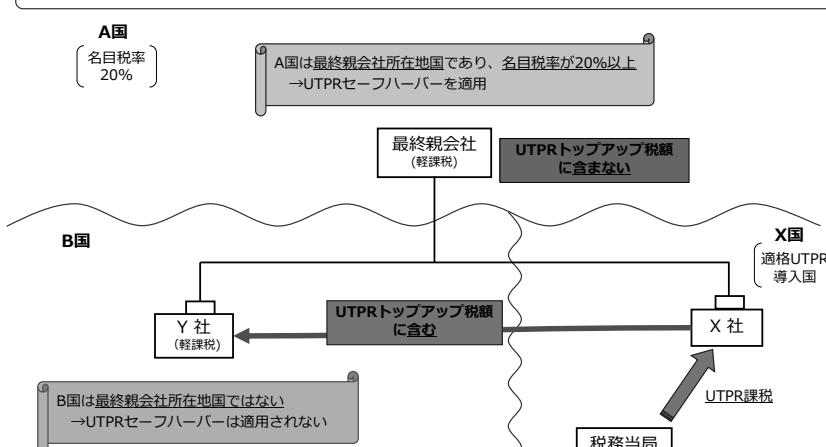
国税庁ホームページ「グローバル・ミニマム課税関係」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/global-minimum/index.htm>

27

UTPR セーフハーバー

2023年7月公表
ガイダンス文書参照

➢ 令和7年12月31日までに開始する対象会計年度において、多国籍企業グループの最終親会社の所在地国の法人所得税の名目税率が20%以上（地方税も勘案可）であるときは、UTPRトップアップ税額には、当該最終親会社の所在地国に係る部分の金額を含まない。



A国
〔名目税率〕
20%

A国は最終親会社所在地国であり、名目税率が20%以上
→UTPRセーフハーバーを適用

最終親会社
(軽課税)

UTPRトップアップ税額
に含まない

B国

Y社
(軽課税)

UTPRトップアップ税額
に含む

X国
(適格UTPR
導入国)

X社

UTPR課税

税務当局

B国は最終親会社所在地国ではない
→UTPRセーフハーバーは適用されない

28

移行期間CbCRセーフハーバーと恒久的セーフハーバー

2022年12月公表
ガイドンス文書参照

➢ グローバル・ミニマム課税制度には、制度導入当初における多国籍企業グループのコンプライアンスコスト軽減の観点から、一定期間のみ暫定的に適用できる移行期間CbCRセーフハーバーが存在。国別報告事項に係る情報（CbCR:多国籍企業グループの国別の所得・納税額の配分等、多国籍企業グループの国別の活動状況に関する情報）を計算の一部で使用するもの。

➢ 2026年12月31日以前に開始し、2028年6月30日以前に終了する会計年度のみ適用可。わが国においては令和5年度改正において措置済み。

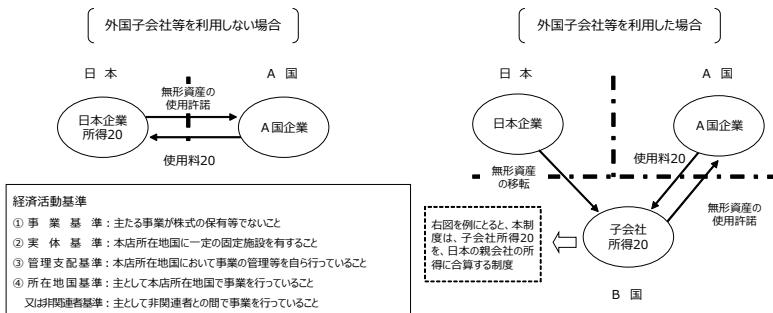
➢ 移行期間CbCRセーフハーバーの制度終了後にGloBEルールの本則計算の適用によるコンプライアンスコストの大幅な増加を避けるため、GloBEルールによる計算を基礎として、信頼性を損なわずに複雑な計算を簡略化する恒久的セーフハーバーについて、議論が行われている。

<p>令和5年度 改正で措置済み</p> <p>移行期間(暫定的)CbCRセーフハーバー</p> <p>次の要件のいずれかを満たした国又は地域のトップアップ税額を零とみなす。</p> <p>デニマス要件</p> <p>次の要件の全てを満たすこと。 ➤ CbCRにおける国別の総収入金額が1,000万ユーロ未満 ➤ CbCRにおける国別の税引前当期利益の額が100万ユーロ未満</p> <p>簡素な実効税率要件</p> <p>次の式で計算される簡素な実効税率が15%以上であること。</p> $\text{簡素な実効税率} = \frac{\text{連結等財務諸表に係る法人税等及び法人税等調整額の国別合計額}}{\text{CbCRにおける国別の税引前当期利益の額}}$ <p>通常利益要件</p> <p>CbCRにおける国別の税引前当期利益の額が、実質ベースの所得除外額以下であること。</p>	<p>恒久的セーフハーバー</p> <p>次の要件のいずれかを満たした国又は地域のトップアップ税額を零とみなす。</p> <p>デニマス要件</p> <p>次の要件の全てを満たすこと。 ➤ 「簡素な計算」に基づく国別平均収入が1,000万ユーロ未満 ➤ 「簡素な計算」に基づく国別の平均所得・損失額が100万ユーロ未満</p> <p>簡素な実効税率要件</p> <p>次の式で計算される簡素な実効税率が15%以上であること。</p> $\text{簡素な実効税率} = \frac{\text{「簡素な計算」に基づく国別調整後対象粗税額}}{\text{「簡素な計算」に基づく国別グループ純所得の額}}$ <p>通常利益要件</p> <p>「簡素な計算」に基づく国別グループ純所得の額が実質ベースの所得除外額以下であること</p>	<p>※1 上記は2022年12月公表ガイドンス文書に記載の枠組み。 ※2 「簡素な計算」については、将来的執行ガイドンスで提示予定。</p> <p style="text-align: right;">29</p>
--	---	---

外国子会社合算（CFC）税制

外国子会社合算税制について

- 我が国の内国法人等が、実質的活動を伴わない外国子会社等を利用する等により、我が国の税負担を軽減・回避する行為に対処するため、外国子会社等がペーパーカンパニー等である場合又は経済活動基準のいずれかを満たさない場合には、その外国子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（会社単位での合算課税）。
- また、外国子会社等が経済活動基準を全て満たす場合であっても、実質的活動のない事業から得られる所得（いわゆる受動的所得）については、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（受動的所得の合算課税）。
- ※ ただし、事務負担に配慮し、外国子会社等の租税負担割合が一定（ペーパーカンパニー等は27%、それ以外の外国子会社等は20%）以上の場合には合算課税の適用を免除。



令和7年度与党税制改正大綱（抜粋）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応

① 新たな国際課税ルールへの対応

(前略)

このうち、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであります。令和7年度税制改正においても国際合意に則り、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）及び国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化を行います。適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年4月以後に開始する対象会計年度とする。あわせて、OECDにより発出されたガイドラインの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。引き続き令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイドラインの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、「第2の柱」との関係を踏まえて適正な課税を確保する観点から既存の税制について必要な検討を行う。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和7年度税制改正においても引き続き見直しを行う。令和8年度以降の税制改正においては、「第2の柱」の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。

「2つの柱」の解決策のうち、「第1の柱」については、市場国への新たな課税権の配分等に関する多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められこととなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。他国が本筋化・合理化を実施する場合については、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応する。

(後略)

外国子会社合算税制(CFC税制)の見直し(令和7年度改正)

- グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）について、軽課税所得ルール（UTPR）/国内ミニマム課税（QDMTT）の導入等により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和5年度及び令和6年度に引き続き、令和7年度税制改正においても見直しを行った。

【令和6年度改正事項】

ペーパーカードにて特例の要件のうち「収入割合要件」について、外国関係会社の収入がゼロの場合には満たすことができなかつた点を改正により見直し。

収入がゼロの場合に必要だった租税負担割合の計算と、そのための情報収集等の作業に係る事務負担が軽減

【令和7年度改正事項】

- ① 外国関係会社に係る所得の合算時期の見直し
外国関係会社の事業年度終了日の翌日から「2月を経過する日」→「4月を経過する日」。
- ② 書類添付・保存義務の緩和：一定の書類を添付・保存義務の対象から除外

→12月決算の外国子会社を持つ3月決算親会社において、所得合算から申告までの間に十分な期間が確保され、申告準備に係る事務負担が分散・軽減される（①）とともに、添付書類作成に係る情報収集等の作業に係る事務負担が軽減（②）。



33

外国子会社合算税制に係る所得の合算時期の見直し

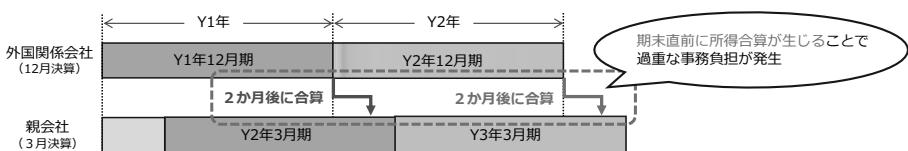
【改正事項】

- 外国子会社合算税制（CFC税制）における外国関係会社に係る課税対象金額等の合算時期について、その外国関係会社の事業年度終了日の翌日から4月（現行：2月）を経過する日を含む内国法人（親会社）の事業年度とする改正を行った。

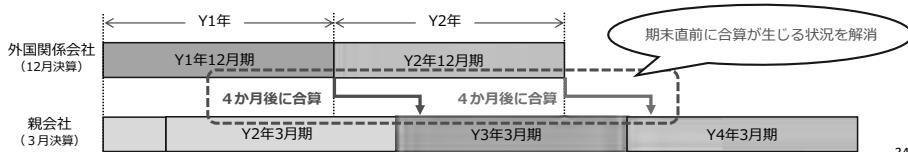
（注）内国法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。）について、その外国関係会社の事業年度終了日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の同年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる経過措置を講じている。

《改正前》現行のCFC税制では、外国関係会社の所得は、その事業年度終了の2か月後に内国法人（親会社）に合算して課税される。

→12月決算の外国関係会社を持つ3月決算の親会社にとって、期末直前に外国関係会社の所得が合算される。



《改正後》外国関係会社の所得が親会社に合算して課税される時期を、外国関係会社の事業年度終了の4か月後に伸長する。



34

(35ページ)

情報交換

(36ページ)

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

＜OECD、G20での議論＞

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、2022年、OECDは、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（Crypto-Asset Reporting Framework:「CARF」）を策定し、承認・公表。
- 2023年、G20首脳宣言が、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（「GFI」：172か国・地域が参加するOECDの関連組織）」に対し、2027年の情報交換開始を原則とするCARF実施スケジュールの検討を要請。

＜上記議論を受けた日本の対応＞

- 暗号資産交換業者等による、非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度を整備。
- 暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、2024年立法→2026年施行→2027年初回情報交換（2026年分の取引情報）のスケジュールとする。

【日本から外国への情報提供のイメージ】



【報告制度】

1. 暗号資産等取引実施者は、その者の居住地国等の情報を記載した届出書を暗号資産交換業者等に提出
2. 暗号資産交換業者等は、一定の条約相手国を居住地国とする暗号資産等取引実施者の取引情報を税務庁に報告
3. 報告制度の実効性を確保するため、以下の事項を整備
 - (1) 暗号資産等取引実施者の居住地国の特定に関する記録の作成・保存義務
 - (2) 暗号資産交換業者等の報告に関する調査のための質問検査権
 - (3) 報告事項の提供回避を主たる目的とする行為等に対する特例
 - (4) 罰則（届出書の不提出、暗号資産交換業者等の不報告、調査に係る検査忌避等）
4. 令和8年（2026年）1月1日から適用

（注）暗号資産交換業者等から報告を受けた情報は、租税条約等の情報交換に係る規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供。

(37ページ)

参考資料

(38ページ)

BEPS包摂的枠組み（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域

(2024年10月現在)

OECD加盟国	メンバーパー国・地域 147カ国・地域									
	近年から 参加していた国		OECD非加盟国 = BEPS Associate							
【京都会合で参加】										
オーストラリア	カナダ	アルゼンチン	ペナン	ブルネイ	ブルガリア	ブルキナファソ	カメルーン			
フランス	ドイツ	ブラジル	クロアチア	キュラソー	D.R.コンゴ	エジプト				
イタリア	日本	インド	ガボン	ジョージア	ガーナ	ハイチ	香港			
◎英國	米国	★中国	マン島	ジャージー	ケニア	リベリア	リヒテンシュタイン			
韓国		インドネシア	マルタ	モナコ	★ナイジェリア	ハキスタン	パラオ	パラグアイ	パラニ	パラグアイ
トルコ		(ロシア)	マルタ	ラグアイ	ルーマニア	サンマリノ	セネガル	シエラレオネ		
		サウジアラビア	セントルシア	スリランカ	ウルグアイ					
		重アフリカ	シンガポール							
【京都会合後で参加】										
ニュージーランド	チリ	アンドラ	アンゴラ	ベトナム	バミューダ諸島	ボツワナ				
ノルウェー	アイスランド	BVI	ケイマン諸島	バルバドス	コートジボワール	ジブチ				
イスラエル	オランダ	マカオ	④ジャマイカ	ターカス・カイコス	カザフスタン	マレーシア				
ベルギー	ルクセンブルク	モーリシャス	モントセラト	バナマ	ペルー	セーシェル				
フィンランド	スウェーデン	タイ	ウクライナ	ベトナム	オマーン	モルディブ				
オーストリア	デンマーク	セントクリストファー・ネイビス	カタール	チュニジア	トリニダード・トバコ					
スペイン	ホルガル	グレナダ	パバマ	ダンビア	モンゴル	セルビア				
ギリシャ	アイルランド	アンギラ	セントルシア	バーレーン	アラブ首長国連邦	北マケドニア				
チエコ	ハンガリー	アルバ	ドミニカ共和国	ドミニカ共和国	カーボベルデ	クック諸島				
ポーランド	スロバキア	アンティグア・バーブーダ	セントビンセント及びグレナディーン諸島		モロッコ					
エストニア	スロベニア	フェロー諸島	グリーンランド	アルメニア	ジブラルタル	エスワティニ				
イス	ラトビア	ボスニア・ヘルツェゴビナ		アルバニア	ナミビア	ヨルダン				
リトアニア	コロンビア	モント内格ロ	オランジュラス	サモア	(ペラルーシ)	トーゴ				
コスタリカ		モーリタニア	アゼルバイジャン	ウズベキスタン	フィリピン	クウェート				
		フィジー	モルドバ							
計38カ国		計8カ国								計101カ国・地域

注1: メンバーパー国・地域は、対等な立場（equal footing）で議論・譲決に参加し、合意事項全体にコミットする。

ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングにおいては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。

注2: 下線はBEPS包摂的枠組運営会合メンバー（2024年）の出身国を、◎は議長代理出身国をそれぞれ指す。

「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジヤネイロ宣言」の概要

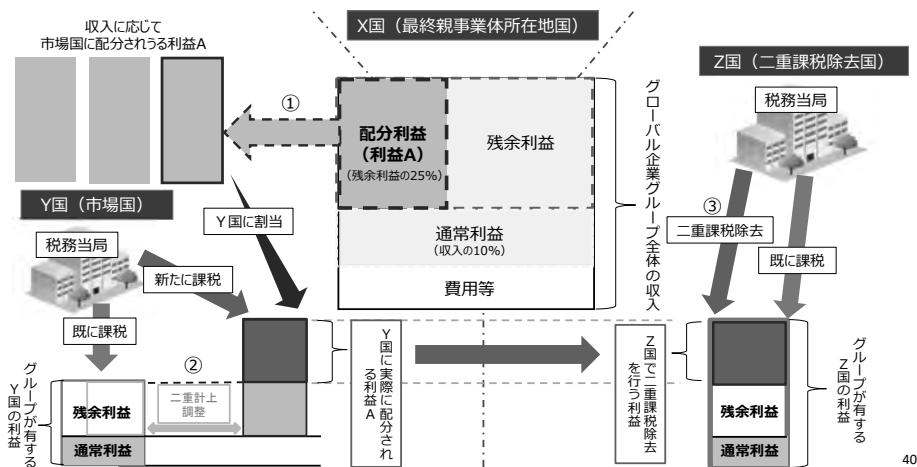
- 2024年7月25・26日開催のG20財務大臣・中央銀行総裁会議（議長国：ブラジル）において、「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジヤネイロ宣言」が採択された。宣言の主な内容は以下の通り。
 - 「2本の柱」の解決策の最終化及び迅速な実施へのコミットメントを確認。
 - 国際租税協力に関する国連枠組条約の交渉に向けた指針の議論にあたっての留意点として、広範なコンセンサスの重要性等を指摘。
 - 不平等是正を含む持続可能な開発目標（SDGs）達成のための方策として、国内資金動員（DRM）の向上、累進課税の強化、超富裕層への効果的な課税の促進^(注)等を提案。

	基本的な考え方	今後の対応の方向性
2本の柱	<ul style="list-style-type: none"> 「2本の柱」の解決策の最終化及び迅速な実施に向けたコミットメントを確認。 第1の柱の交渉は、多数国間条約の署名開放を可能とするため、移転価格税制の執行の簡素化・合理化（利益B）の枠組みの残る論点の解決により、迅速な妥結を要望。 第2の柱の実施は、利益移転と法人税率引下げ競争の可能性を限定し、国際課税を取り巻く状況を安定化させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り早期に多数国間条約に署名するため、第1の柱の迅速な最終化に引き続きコミット。 第2の柱のグローバル・ミニマム課税（Globe）ルールの実施を支援。
国連枠組条約 交渉に向けた議論	<ul style="list-style-type: none"> 他の国際機関における既存の成果、プロセス、進行中の作業を基礎とし、不必要的努力の重複を避けるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①広範なコンセンサスに達することによる包括的で効率的な国際租税協力の促進、②合意に達しやすい課題を優先、③DRMの向上と能力開発に焦点を当てるこの重要性を強調。
SDGs達成のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 累進課税は、国内の格差を是正し、SDGsの達成を促進するための重要な手段。国内税制改革・国際租税協力は、効果的に公平かつ累進的な税政策を推進するために重要。 租税回避や脱税は依然として課題であり、暗号資産や不動産に関連する情報を含め、税の透明性を高めることが重要。 各国は、税の能力開発の促進等による、税執行の有効性の向上のために取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国の課税主権を尊重しつつ、超富裕層への効果的な課税^(注)のために協力し、G20等で議論を継続。 暗号資産の報告制度等の迅速な実施及び税目的な不動産関連の情報を自動的に交換する可能性をOECDで検討。 技術支援の強化はDRMの促進に不可欠であり、税の能力開発の枠組強化を求める。

(注) 仮想経済学者ズクマン氏は、超富裕層に対するグローバル・ミニマム課税（世界総資産10億ドル超を保有する個人を対象とし、対資産額最低2%を課税）の導入を提案。³⁹

「第1の柱」の多数国間条約案の適用イメージ

- ① グローバル企業グループ全体の収入から、市場国（Y国）に配分される利益Aの金額を算定。
- ② 市場国（Y国）におけるグループの利益には、市場国（Y国）において既に計上され、課税対象となっている利益Aが含まれることから、その金額を①の金額から減額（二重計上調整）。
- ③ 一方、新たに市場国（Y国）に配分される利益Aについては、他国（Z国）において既に課税対象となっている利益であるため、Z国において二重課税除去を実施。



「第1の柱」の多数国間条約案の概要（2023年10月公表）

○市場国への新たな課税権配分ルール（利益A）

【課税対象】

- 全世界収入が200億ユーロ（約3.3兆円）超、かつ、利益率が10%超のグローバル企業グループ。
※ 規制された金融機関、採掘事業、防衛事業、外国事業が僅少で国内メインの企業等は除外。
- 収入閾値について条約発効7年後にレビューを行い、円滑な制度の実施を条件として100億ユーロ（約1.7兆円）に引下げ。

【配分割合】

- 収入の10%を超える残余利益の25%を、ネクサス（課税上のつながり）を有する市場国に配分。

【ネクサス（課税上のつながり）】

- 市場国での100万ユーロ（約1.7億円）以上の収入。
※ GDPが400億ユーロ（約6.6兆円）未満の国は25万ユーロ（4,150万円）以上の収入。

【税の安定性】

- グローバル企業グループに対して、利益Aの適用について安定性（税務当局がその課税関係について変更を加えることがない状態）を付与し、多数国間の紛争を未然に防止するメカニズム等を提供。

【一方的措置】

- 多数国間条約の締約国は、全ての企業に対する既存のデジタル・サービス税及びその他の関連する類似の措置を廃止し、また、将来にわたり導入しないよう所要の措置を定める。

【発効要件】

- Critical Massを満たす国の承認が必要→利益Aの対象となるグローバル企業グループの数を最終親事業体の所在地国別に指指数化したポイント数で60%以上を占める30以上の国が条約を承認した後、これらの国が所要の手続により条約発効日を決定。

備考：1ユーロ=166円で換算（裁定外國為替相場2025年8月適用）。端数は四捨五入。

41

MLC発効のために各国・地域が持つポイントの割合

国・地域	ポイントの割合（注）
米国	48.6%
中国	9.4%
香港	8.8%
フランス	5.6%
英国	4.9%
日本	4.7%
ドイツ	4.5%
スイス	3.4%
アイルランド	2.1%
インド	1.5%
オランダ	1.5%
スペイン	1.5%
韓国	1.1%
ベルギー	0.9%
カナダ	0.6%
デンマーク	0.4%
サウジアラビア	0.2%
メキシコ	0.2%
その他	0.0%
合計	100.0%

（注）四捨五入の関係上、計数の和が合計値と一致していない。

42

(43ページ)

利益B：執行方法

2024年2月公表
ガイドンス文書参照

適用開始時期	2025年1月1日以降に開始する事業年度から各国が選択適用
適用国	簡素化・合理化アプローチの適用を選択した国 (例：当局のリソースや比較対象企業の情報が不足する国等)
執行方法	適用国が、いずれかの方法を選択可能 ①納税者による任意適用 ②原則適用
適用国の相手国における効果	適用国における簡素化・合理化アプローチの結果に相手国は拘束されない
二重課税排除の方法	原則として、二国間租税条約に基づく相互協議にて、対応的調整を行う

43

(44ページ)

利益Bの価格適用表

2024年2月公表
ガイドンス文書参照

- 産業分類(横軸)や財務指標(縦軸)に応じて予め定められた利益率を使用

Table 5.1. Pricing Matrix (return on sales %) derived from the global dataset

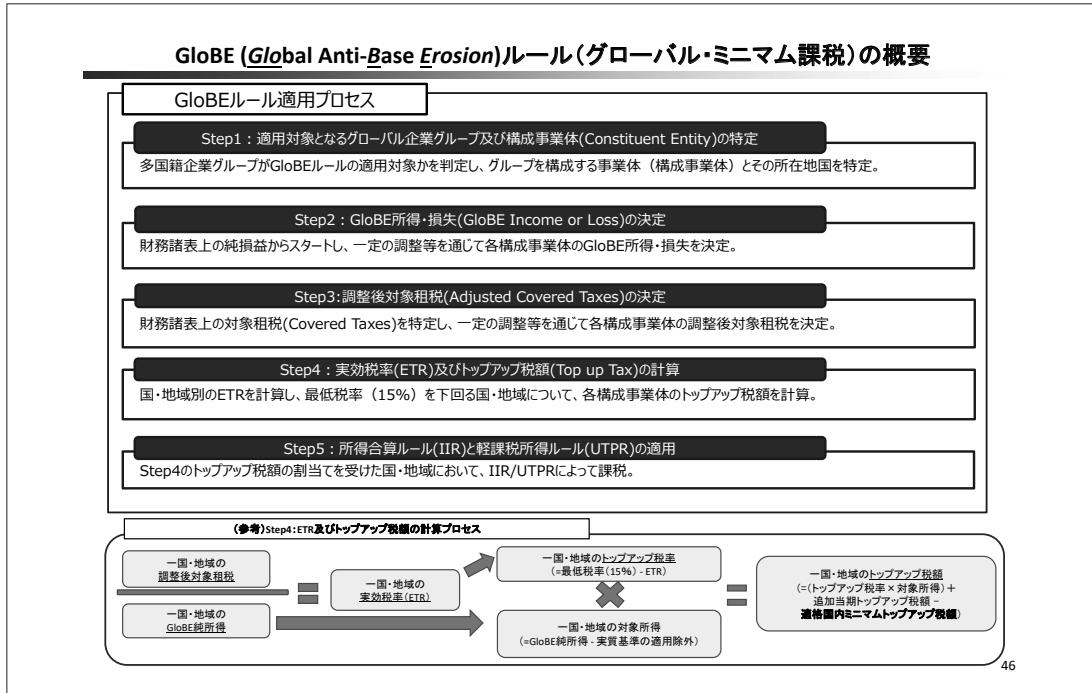
Industry Grouping	Industry Grouping 1	Industry Grouping 2	Industry Grouping 3
Factor Intensity			
[A] High OAS / any OES >45% / any level	3.50%	5.00%	5.50%
[B] Med/high OAS / any OES 30% - 44.99% / any level	3.00%	3.75%	4.50%
[C] Med Low OAS/any OES 15%-29.99% / any level	2.50%	3.00%	4.50%
[D] Low OAS / non-low OES <15% / 10% or higher	1.75%	2.00%	3.00%
[E] Low OAS/low OES <15% OAS / <10% OES	1.50%	1.75%	2.25%

44

(45ページ)

利益B : Pricing matrixの産業分類			2024年2月公表 ガイドンス文書参照
Industry Group 1	Industry Group 2	Industry Group 3	
<ul style="list-style-type: none">● 生鮮食料品● 食料雑貨品● 家庭用消耗品● 建設用資材● 配管用資材● 金属	<ul style="list-style-type: none">● ITハードウェア・部品● 電子部品・消耗品● 動物用飼料● 農業用品● 酒類・タバコ● ベットフード● 履物・その他アパレル用品● プラスチック・化学製品● 潤滑剤● 染料● 医薬品● 化粧品● ヘルスケア・福祉製品● 家庭用品、家電製品● 家具● 家庭用・オフィス用消耗品● 印刷物● 製紙・梱包材● 宝飾品● 繊維製品、皮革、毛皮● 新車及び中古車● 自動車部品● 混合製品	<ul style="list-style-type: none">● 医療用機器● 産業機械（産業用、農業用車両含む）● 産業用工具・部品	45

(46ページ)



税制関係資料

財務省主税局

目 次

税制の現状と今後の課題

(1ページ)	税制の現状と今後の課題	32
(2ページ)	総論（税財政の状況、令和7年度税制改正の概要）	32
(3ページ)	一般会計税収の推移	33
(4ページ)	一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	33
(5ページ)	令和7年度税制改正の概要	34
(6ページ)	令和7年度税制改正の概要	34
(7ページ)	令和7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額①	35
(8ページ)	令和7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額②	35
(9ページ)	所得税の基礎控除等（「103万円の壁」）	36
(10ページ)	いわゆる「年収の壁」のポイントと見直し	36
(11ページ)	所得税の税額計算	37
(12ページ)	課税最低限	37
(13ページ)	103万円の「壁」	38
(14ページ)	配偶者控除と特定扶養控除	38
(15ページ)	玉木代表X（ツイッター）抜粋	39
(17ページ)	主要国基礎控除等の物価調整	40
(18ページ)	消費者物価指数（総合、基礎的支出）の推移	40
(19ページ)	主要国における基礎控除等の金額の変化	41
(20ページ)	主要国における所得税の納税者数について	41
(21ページ)	諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較	42
(22ページ)	物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	42
(23ページ)	所得税の基礎控除の引上げ	43
(24ページ)	給与所得控除の最低保障額の引上げ	43
(25ページ)	特定扶養控除の見直し・特定親族特別控除の創設等（令和7年度改正）	44
(26ページ)	2月18日 自公国税制協議⑦自民党案（抜粋）	44
(27ページ)	2月21日 自公国税制協議⑨公明党案	45
(28ページ)	基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設	45
(29ページ)	収入階層ごとの単身給与所得者一人当たり減税額（所得税）	46
(30ページ)	所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）	46
(31ページ)	自公維幹事長合意（令和7年3月3日）	47
(32ページ)	「ガソリン減税」	47
(33ページ)	自動車関係諸税収（国・地方）の内訳	48
(34ページ)	揮発油税等の当分の間税率	48
(35ページ)	自公国幹事長合意（令和6年12月11日）	49
(36ページ)	立憲・国民提出 税法修正案（要綱）（令和7年3月3日）	49
(37ページ)	維新提出 挥発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案（要綱）（令	

和7年3月3日).....	50
(38ページ) 自公維幹事長合意(令和7年3月3日)	50
(39ページ) 令和7年4月11日 自公維税制協議③与党提出資料	51
(40ページ) 地方団体の意見	51
(41ページ) OECD加盟国(35カ国)におけるガソリン1ℓ当たりの価格と税の比較(2024年第4四半期).....	52
(42ページ) 当分の間税率を廃止した場合のCO ₂ 排出量への影響(2025)	52
(43ページ) 原因者負担・受益者負担	53
(44ページ) 今後の社会資本の維持管理等について	53
(45ページ) 流通や販売の現場に与える影響(2008年4月～暫定税率失効時).....	54
(46ページ) 与野党国対委員長合意(令和7年7月30日).....	53
(47ページ) 野党7党提出 ガソリン暫定税率廃止法案(令和7年8月1日)	55
(48ページ) 消費税の議論	55
(49ページ) 各党の主張(立憲、国民、維新、参政)	56
(50ページ) 税率変更に伴う実務上の課題	56
(51ページ) 課題② 税率変更に伴う買い控え・駆け込みと反動	57
(52ページ) 課題③ 価格転嫁	57
(53ページ) 大手システム事業者からの聴取内容(課題⑤ 税率変更に伴うレジ・システムの改修工程).....	58
(54ページ) 課題⑥ 税率差が大きくなることによる影響	58
(55ページ) 課題④ 税率変更が免税事業者に与える影響	59
(56ページ) 社会保障4経費と消費税収の関係(令和7年度予算)	59
(57ページ) 消費税率の引下げによる減収等	60
(58ページ) 収入階級別の消費税の負担状況	60
(59ページ) 消費税に係る各紙の主張①	61
(60ページ) 消費税に係る各紙の主張②	61
(61ページ) その他の課題	62
(62ページ) 扶養控除の見直しについて(平成22年度改正)	62
(63ページ) 「扶養控除」の見直しのイメージ(案)	63
(64ページ) 年金・給与双方の収入がある場合と給与収入のみの場合の概算控除額の違い	63
(65ページ) 給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整(案)	64
(66ページ) 退職所得の課税方式	64
(67ページ) 令和7年度税制改正大綱(令和6年12月20日)(抄)	65
(68ページ) 申告納税者の所得税負担率	65
(69ページ) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化	66
(70ページ) NISA制度(少額投資非課税制度)の拡充・恒久化(令和5年度改正)	66
(71ページ) 住宅ローン控除の拡充(令和7年度改正)	67
(72ページ) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予(法人版 事業承継税制)	67
(73ページ) 事業承継税制の適用件数	68
(74ページ) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置	68

(75ページ)	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用状況	69
(76ページ)	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	69
(77ページ)	教育資金贈与信託の受託状況	70
(78ページ)	インボイス発行事業者（個人事業者）による令和6年分消費税の確定申告状況	70
(79ページ)	免税事業者からの仕入れに係る経過措置について	71
(80ページ)	小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置	71
(81ページ)	外国人旅行者向け免税制度の見直し	72
(82ページ)	国境を越えたEC取引の拡大について	72
(83ページ)	国境を越えたEC取引の課税関係と適正な課税に向けた課題	73
(84ページ)	令和7年度税制改正大綱（抄）	73
(85ページ)	令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日決定）（抜粋）	74
(86ページ)	令和5年度租税特別措置の適用実態調査報告書（令和7年通常国会提出）のポイント	74
(87ページ)	所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	75
(88ページ)	試験研究費の額と研究開発税制の適用額の推移	75
(89ページ)	研究開発税制の適用実態	76
(90ページ)	（参考）賃上げ促進税制の概要イメージ	76
(91ページ)	賃上げ促進税制の適用実態	77
(92ページ)	令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日決定）（抜粋）	77
(93ページ)	自動車重量税のイメージ	78
(94ページ)	自動車重量税のエコカー減税（乗用車）	78
(95ページ)	動力源（パワートレイン）ごとの課税関係	79
(96ページ)	国際課税に関するOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」2本の柱について	79
(97ページ)	トランプ大統領覚書（国際課税関連概要）	80
(98ページ)	米国の動向等	80
(99ページ)	グローバル・ミニマム課税に関するG7声明（抄）（2025年6月28日（米国時間）公表）	81

(1ページ)

税制の現状と今後の課題

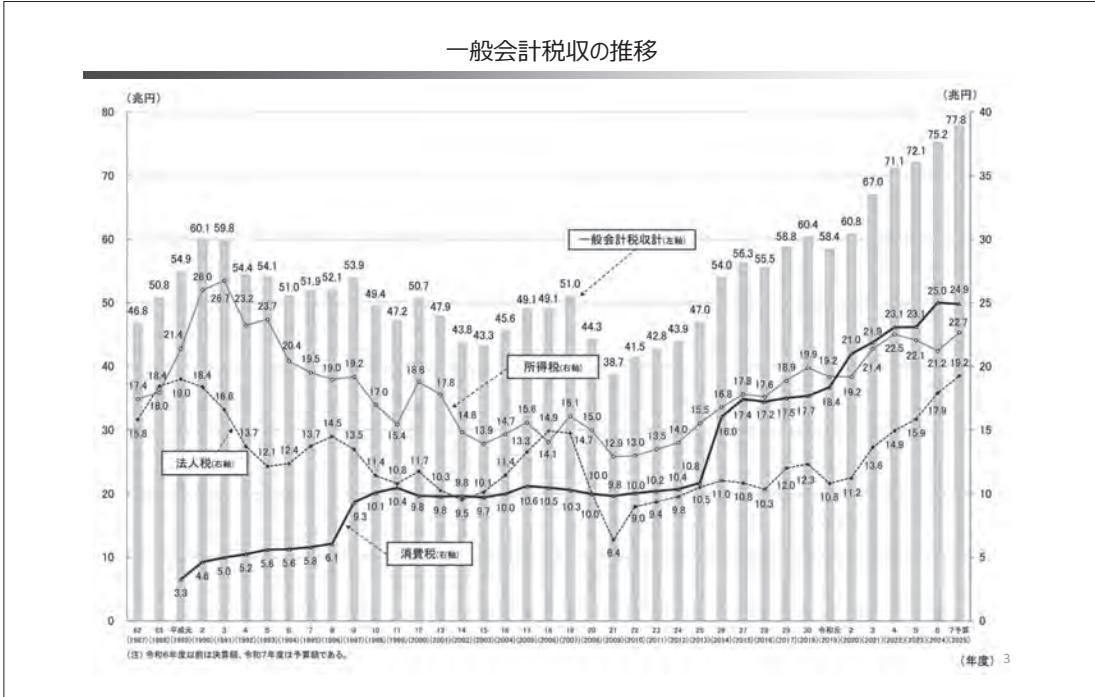
2025年9月18日

青木孝徳

(2ページ)

総論（税財政の状況、令和7年度税制改正の概要）

(3 ページ)



(4 ページ)



令和7年度税制改正の概要

- 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応
 - 物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除を最大48万円から最大58万円に10万円引上げ。
 - 物価上昇や就業調整への対応として、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引上げ。
 - 学生アルバイトの就業調整への対応として、19歳～22歳の子の給与収入が150万円までは親が所得控除（63万円）を受けられる特別控除を創設。給与収入が150万円を超えた場合の控除額は段階的に遞減。
 - 令和7年末の年末調整から適用。
→ 衆議院修正により基礎控除の特例を創設。（課税最低限を160万円に引上げ、納税者の8割強を対象に税負担軽減）
- 老後に向けた資産形成の支援
 - 確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo（個人型確定拠出年金））について、企業年金の有無等によるiDeCoの拠出限度額の差異を解消。
 - 賃金上昇の伸びを踏まえ、会社員（2号被保険者）の共通拠出限度額（企業型DC+iDeCo）を7000円引上げ（月額5.5万円→6.2万円）。この結果、企業年金のない会社員のiDeCoの拠出限度額が2.7倍に（月額2.3万円→6.2万円）。
 - 個人事業主（1号被保険者）についても会社員と同額の引上げ（月額6.8万円→7.5万円）。
- 子育て支援に関する政策税制
 - 住宅ローン控除・住宅リフォーム税制（7年限りの時限措置）、生命保険料控除の拡充（8年限りの時限措置）。
 - 高校生年代の扶養控除等の見直しは、引き続き検討。
- 地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制
 - 地域経済に好循環を生み出していくため、売上高100億円超を目指す中小企業を対象に、中小企業経営強化税制を拡充（対象資産に建物追加）。
 - 軽減税率の特例（15%）を2年延長。同時に、極めて所得が高い企業には一定の見直し（所得10億円超の企業は17%等）。
 - 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し（個人版事業承継税制も同様の見直し）。

J5

令和7年度税制改正の概要

- スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備
 - エンジニア税制について、再投資期間を最大で2年間に延長（繰戻し還付制度の創設）。
 - NISAについて、つみたて投資枠のETFの最低取引単位の見直し等により、利便性を向上。
- 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
 - 安全保障環境が厳しさを増す中、わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を講ずる。
 - 法人税は、8年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税額から500万円を控除した上で、税率4%（法人税率換算1%程度）の新たに付加税。
 - 所得税は、5年度大綱等を踏まえつつ、引き続き検討。
 - 加算式たばこの課税については、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、2段階で適正化（8年4月、8年10月）。
国のたばこ税率は3段階で引上げ（9年4月、10年4月及び11年4月に0.5円／1本ずつ）。
- 新たな国際課税ルールへの対応
 - 「法人税引下げ競争」に歯止めをかける観点から、国際合意に則り、グローバル・ミニマム課税（最低税率15%）の導入を完了（軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）を法制化）。
- 外国人旅行者向け免税制度の見直し
 - 制度の不正利用に対応するため、リファンド方式に見直し（課税で販売、事後に消費税相当額返金）。
 - 免税店の事務負担軽減や外国人旅行者の利便性向上の観点から、免税販売要件の見直し。

6

令和7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額①

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	▲ 5,830	▲ 6,750
(2) 生命保険料控除の拡充	▲ 250	-
(3) 住宅ローン控除の拡充	▲ 290	▲ 20
(4) 企業年金・個人年金制度等の見直し	▲ 200	-
個人所得課税 計	▲ 6,570	▲ 6,770
2. 法人課税		
中小企業経営強化税制の拡充等	▲ 40	▲ 30
合 計	▲ 6,610	▲ 6,800

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 「(1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、基礎控除の上上げ（平年度▲5,450億円、初年度▲6,310億円）、給与所得控除の引上げ等（平年度▲280億円、初年度▲300億円）及び特種控除特別控除の削除（平年度▲100億円、初年度▲120億円）である。

(注3) 住宅ローン控除が拡充される平年度収見込額は、令和7年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の収見込額と改正前の制度を適用した場合の収見込額との差額を計算している。

(注4) 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人税について、令和6年度に▲620億円の減収が生じることとなる。

(参考) 衆議院における所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正（所得税の基礎控除の特例の創設）

本修正による減収見込額は、令和7年度約6,210億円である。

令和7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額②

【別掲】防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による增收見込額

改 正 事 項	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税の創設（令和8年4月施行）	5,280	8,210	7,710
2. たばこ税の見直し（令和8年4月施行）	440	1,170	2,150
合 計	5,720	9,380	9,860

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 令和7年度税制改正による現時点の增收見込額を記載したもの。計数は今後変動がある。

(注3) 所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することされている。

所得税の基礎控除等（「103万円の壁」）

いわゆる「年収の壁」のポイントと見直し

概要（見直し前）

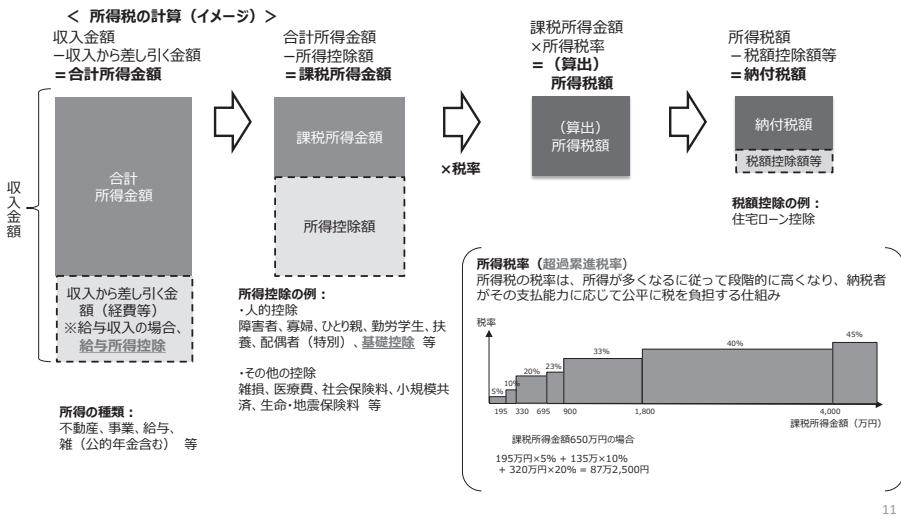
ポイントと見直し内容

103万 (税) ↓ 対応	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の年間の給与収入が103万円を超えた場合、本人に所得税が段階的に賦課される ➢ 扶養される側（例 学生）の年間給与収入が103万円を超えた場合、扶養する側（例 学生の親）が（特定）扶養控除を受けられなくなる ※扶養される側が配偶者の場合、控除はなくならない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の手取り収入は減少しない（「壁」ではない） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 令和7年度税制改正（160万円への引き上げ）により、いわゆる「103万円の壁」を名実ともに解消 ➢ 扶養する側と扶養される側（配偶者を除く）を合わせた世帯の手取り収入は減少する ※扶養される側が配偶者の場合、手取り収入は減少しない <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 令和7年度税制改正により、扶養される側が大学生時代の場合にも、手取り収入が減少しない仕組みを創設
106万 (社保) ↓ 撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、厚生年金・健康保険に加入（保険料を負担）し、扶養から外れる <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年106万円）以上 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・従業員50人超の企業に勤務 ・学生ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 厚生年金・健康保険の保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取り収入が減少する ➢ 厚生年金・健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 令和7年度年金制度改正法により、雇用契約時の所定内賃金が月8.8万円（年106万円）以上という、いわゆる「106万円の壁」と呼ばれる賃金要件を撤廃（注2） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 企業の規模に関する要件も段階的に撤廃
130万 (社保)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注3））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上（注4・5）となる場合、国民年金・国民健康保険に加入（保険料を負担）し、扶養から外れる 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国民年金・国民健康保険の保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取り収入が減少する ➢ 被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと給付面は変わらない
150万 (税) ↓ 160万	<p>扶養される側の配偶者の年間給与収入が150万円を超えた場合、扶養する側に適用される配偶者特別控除が段階的に減少する</p>	<p style="text-align: center;">世帯の手取り収入は減少しない（「壁」ではない）</p> <p style="text-align: right;">⇒ 令和7年度税制改正により、基準が160万円に</p>

(注1) 毎月支払われる基本的な賃金を目指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。
 (注2) 最低賃金の状況を踏まえ、令和7年6月から3年内に撤廃（最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる。）。
 (注3) 繰削減年金、高齢者年金、介護保険料には適用されない。
 (注4) 今後、年間給与収入を見込み額に上回れば、認定期（両回の採算時）には認定期（年回の採算時）より一時的に手取り額が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断することとしている。
 (注5) 人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えて、事業主の説明があれば、連続2年までは引き続き扶養にどまることが可能（年収の壁・支援強化パッケージ）

所得税の税額計算

- 所得税は、原則として、個人の1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用して税額を計算している。



11

課税最低限

R 7 改正以前

納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準を示す指標を課税最低限と呼んでいる。具体的には、様々な控除のうち、一般的に適用されるもの、すなわち、給与所得控除、基礎的な人控除（納税者の世帯構成などの事情に応じて適用される基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除、扶養控除の各控除を言います。）、社会保険料控除の各控除額を合計した額が課税最低限となる。なお、課税最低限は、控除額の積重ねとして決まるため、世帯構成などに応じてそれぞれ異なる金額となる。

所得税の課税最低限のイメージ

単身／扶養親族なしの場合

社会保険料控除 (約18.1万円)
給与所得控除 (55万円)
基礎控除 (48万円)

夫婦片働き子1人（大学生）の場合



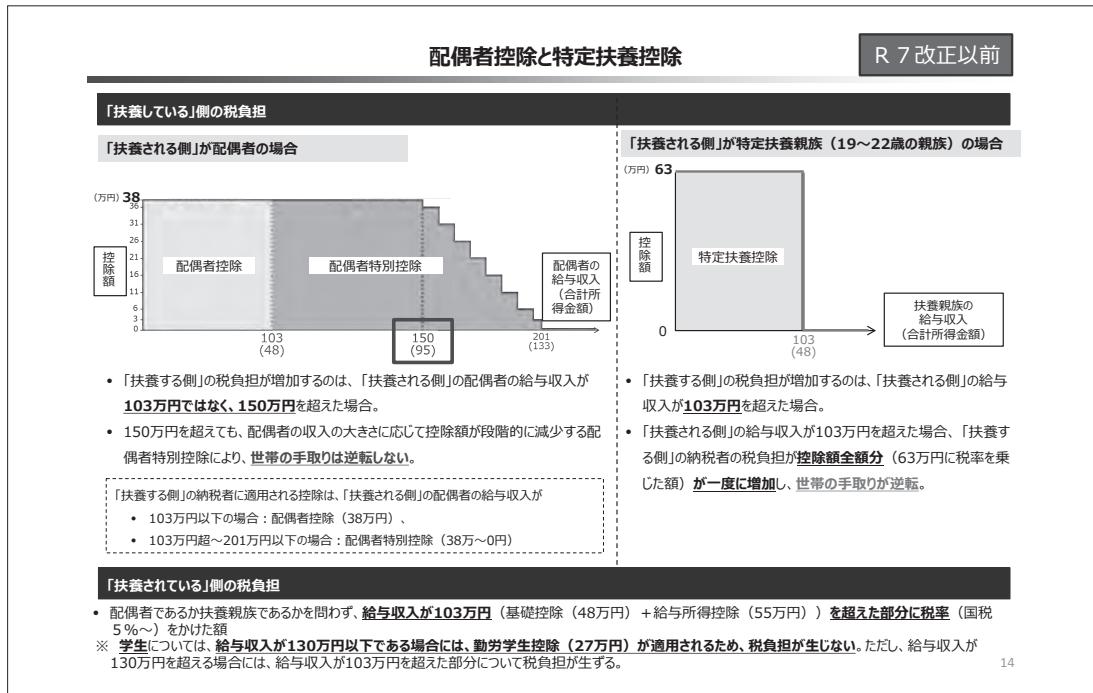
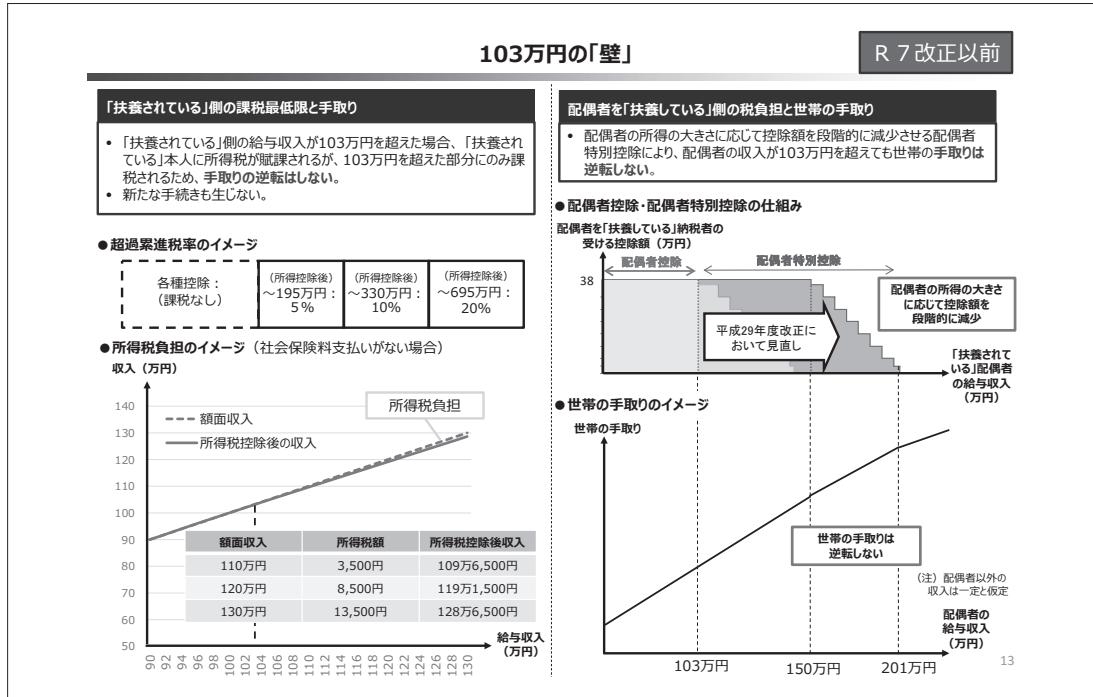
課税最低限の趣旨

かつてわが国の国民の生活水準が国際的に低かった時期には生計費からの観点が重視される傾向にありました。その後、高度成長期から安定成長を経て、国民の所得水準は大幅に上昇するとともに、国民の保有資産も相当程度増加してきています。このような経済社会の構造変化などに鑑みると、課税最低限については、生計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを買うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していく必要があります。

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（政府税制調査会 平成12年7月）

（注）標準的な社会保険料を仮定。

12



(15ページ)

玉木代表 X (ツイッター) 抜粋

■ 2024年11月17日（手取りを増やす、最低生計費には課税しない）

- ・103万円→178万円は、基礎控除を48万円→123万円にする話なので、学生アルバイトやパートさんだけでなく、すべての働く人の課税対象所得が減って減税の恩恵が広く及びます。
- ・178万円の水準は高過ぎるとの声も聞きますが、これは、今日の最低賃金の水準を1995年と比較した場合、1.73倍になっていることから導かれた数字です。

■ 2024年12月25日（税収増を返す）

- ・「103万円の壁」を178万円に引き上げるにあたっては7.6兆円の減収が見込まれると言いますが、5年間で17.6兆円増えた税収のうち7.6兆円を納税者に還元すればいいだけの話です。

15

(16ページ)



#比例は略さず国民民主党



16

主要国の基礎控除等の物価調整

(2025年1月現在)

	米国	英国（凍結中） ^(注2)	ドイツ	フランス
基礎的な控除	標準控除	基礎控除	ゼロ税率	ゼロ税率
調整の法的根拠	物価調整制度は法定 結果は当局が公表し適用	物価調整制度は法定 結果は財務省令 ^(注3) により 反映	物価調整は慣行 結果は法改正により反映	物価調整は慣行 結果は法改正により反映
調整頻度	毎年	毎年	毎年 ^(注4)	毎年
参照する指標	物価 ①前年8月までの12ヵ月間における連鎖消費者物価指数（C-CPI-U）の平均と、②基準年（注1）における同平均値で除した数（①が②を上回る場合のみ）	物価 ①前年9月の消費者物価指数（CPI）を、②さらにその前年9月のCPIで除した数（①が②を上回る場合のみ）	低所得者の支出見込み額 5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出額に基づく基準需要 調査のない年は物価等の変動率に基づく見込み額 ^(注4)	物価 前年のたばこを除く消費者物価指数（CPI）の予測値を、さらにその前年の同指値で除した数
公表時期	課税年度の 前年10～11月頃	課税年度の開始前 ※規定なく運用上もはつきあり	課税年度の 前年11月頃	課税年度の 前年9月頃
課税年度	1月～12月	4月6日～4月5日	1月～12月	1月～12月
給与所得に係る源泉徴収時の基礎控除等の勘案	あり (1月～)	あり (5月18日～) ※ 4月6日～5月17日は、源泉徴収において基礎控除等の物価調整を考慮しなくてよいとしている	あり (1月～) ※ 源泉徴収に関するプログラムの公表が遅れた場合には、1～2か月程度の猶予期間が設けられる場合がある	源泉徴収時の税率は前年所得の確定申告に基づき税務当局から通知される税率を用いるため、源泉徴収義務者はインフレ調整への対応不要

^(注1) 各規定によって異なるが、標準控除及びプラットの調整については、2017年を基準年としている。^(注2) 英国では、財源確保策の一環として、2022年度以降、基礎控除額等における物価調整は行われていない。^(注3) 上記の枠組みによる基礎控除等の物価調整は、財務省令に定められており法律上認められている。^(注4) ドイツは、5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出額に基づく基準需要（調査のない年は物価等の変動率に基づく見込み額）に基づき、物価上昇による最低生活費の変動を示す報告書（1996年～）及び所得税負担への影響を示す報告書（2015年～）が毎年1月に公表され、議会に開示報告書において示された指標に基づき、向こう2年のゼロ税率の高さ及びパラメータ等を調整する法案を可決している。予想を上回る上昇率であった年については、例外的に進行年度中に再度の調整が行われる場合がある。

17

消費者物価指数（総合、基礎的支出）の推移

【令和7年度税制改正大綱】（令和6年1月20日（金））自由民主党・公明党

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いていたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

【消費者物価指数の推移】



(出所) 総務省

18

主要国における基礎控除等の金額の変化

(2024年1月現在)

	日本		米国		英国		ドイツ		フランス	
	1996年/ 1995年	2024年/ 2023年	1996年/ 1995年	2024年/ 2023年	1996年/ 1995年	2024年/ 2023年	1996年/ 1995年	2024年/ 2023年	1996年/ 1995年	2024年/ 2023年
基礎控除等 の金額 (1996⇒2024)	103万円  1.00倍	103万円  2.23倍	6,550 ドル  3.57倍	14,600 ドル  1.78倍	3,525 ポンド  1.78倍	12,570 ポンド  1.78倍	7,207 ユーロ  1.78倍	12,834 ユーロ  2.62倍	4,787 ユーロ  2.62倍	12,548 ユーロ  2.62倍
物価の変化 (1995⇒2023)	1.10倍		2.00倍		1.94倍		1.68倍		1.64倍	
平均賃金の 変化 (1995⇒2023)	0.98倍		2.58倍		2.45倍		1.86倍		1.88倍	
	501万円  491万円		31,058 ドル  80,115 ドル		17,563 ポンド  43,073 ポンド		25,994 ユーロ  48,301 ユーロ		23,170 ユーロ  43,592 ユーロ	

(注1) 単身者における、各国の基礎控除及び給与所得者を対象とした概算控除に相当するもの（各年1月時点）を考慮している。

(注2) 日本については、基礎控除と給与所得控除を合計した金額を記載。

(注3) 米国については、人件控除及び標準控除を合計した金額を記載。なお、人件控除は2017年の減税及び雇用法により、2025年まで停止されているため、2024年は標準控除のみを考慮している。

(注4) 英国については、基礎控除の金額を記載。（給与所得者を対象とした概算控除制度は存在しない）。

(注5) ドイツについては、ゼロ税率が適用される額と、必要経費概算控除の額及び給与所得控除（2007年廃止）の額を合計した金額を記載。なお、必要経費概算控除の計算は社会保険料等を控除した後の給与収入をもとに実行する。表中の数値は社会保険料等の支払いがないもの（仮定）で算出した結果を記載している。

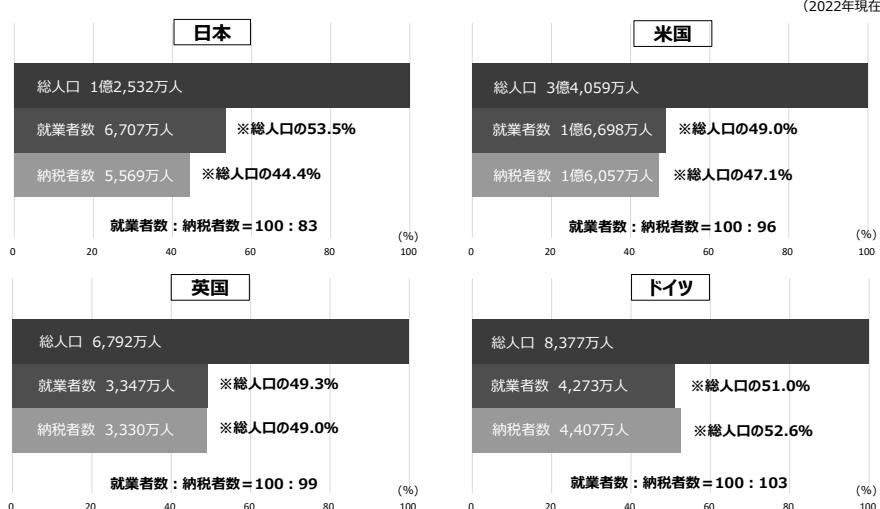
(注6) フランスについては、印紙税率が適用される額と、必要経費概算控除の額及び給与所得控除（2007年廃止）の額を合計した金額を記載。なお、必要経費概算控除の計算は社会保険料等を控除した後の給与収入をもとに実行する。表中の数値は社会保険料等の支払いがないもの（仮定）で算出した結果を記載している。

(注7) 物価の変化はIMF "World Economic Outlook Database"（2024年10月）による。平均賃金の変化は、OECD Statによる。

(備考) 1995年-1996年当時は、ドイツの通貨単位はマルク、フランスの通貨単位はフラン、基礎控除等の金額については、比較のため、欧州連邦銀行が定める換算レート（1ユーロ=1.95583マルク、1ユーロ=6,55957フラン）を用いてドイツ・フランスからユーロに換算している。なお、匯款は四捨五入している。

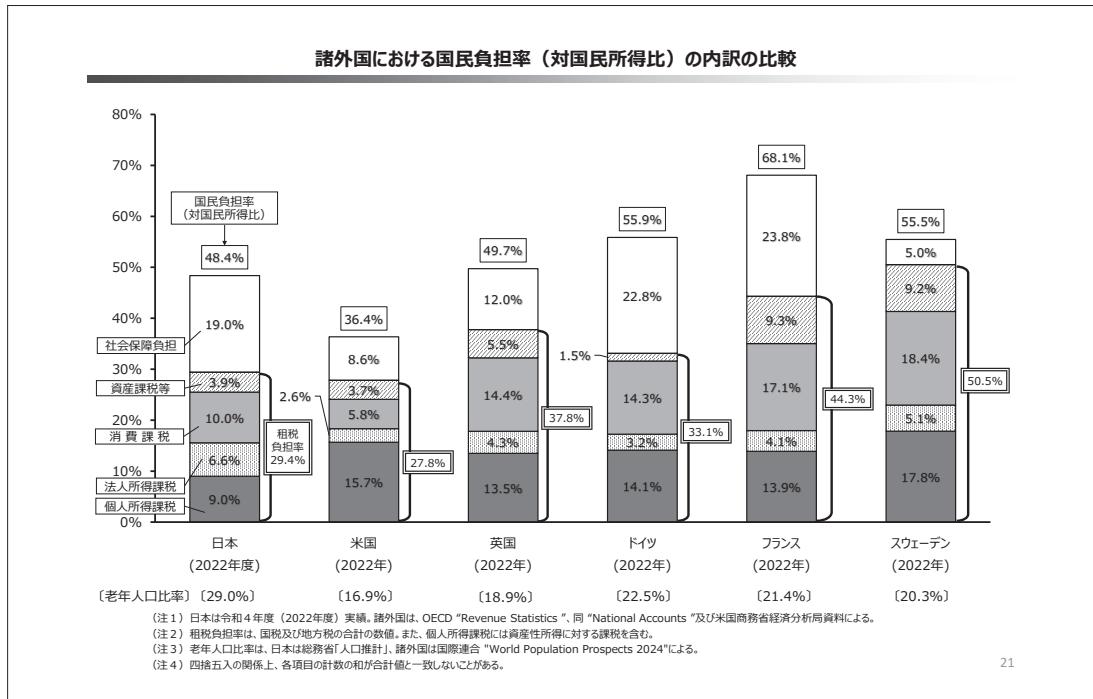
主要国における所得税の納税者数について

(2022年現在)



(注) フランスは所得税に関して、世帯単位の課税であり、他4か国と比較が困難であることから除外している。

(出典) 総人口はUN "World Population Prospects 2024"、就業者数はILO "Employment by sex and age"（2025年3月11日取得）、納税者数は英米独についてはOECD "Tax Administration 2024"、日本は「令和5年度市町村税課税状況等の調」による。



- 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応**
- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
 - 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用
- 所得税の基礎控除の引上げ**
- 最後の基礎控除引上げ（平成7年）からの消費者物価指数等の物価動向を勘案
 - 現行の最高48万円から10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円に。
- 給与所得控除の最低保障額の引上げ**
- 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応
 - 最低保障額を現行の55万円から10万円引き上げ、65万円に。
- 大学生年代の子の親への特別控除の創設**
- 人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応
 - 大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。
 - 子の給与収入が、150万円以下→63万円
 - 子の給与収入が、150万円超 →控除額が段階的に遞減
- 22

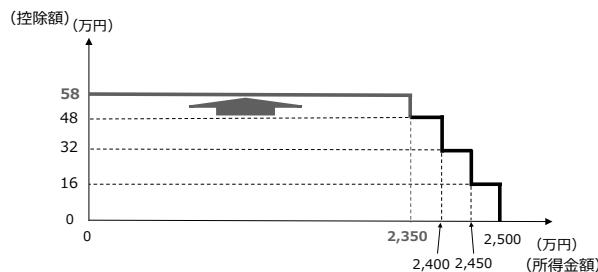
所得税の基礎控除の引上げ

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



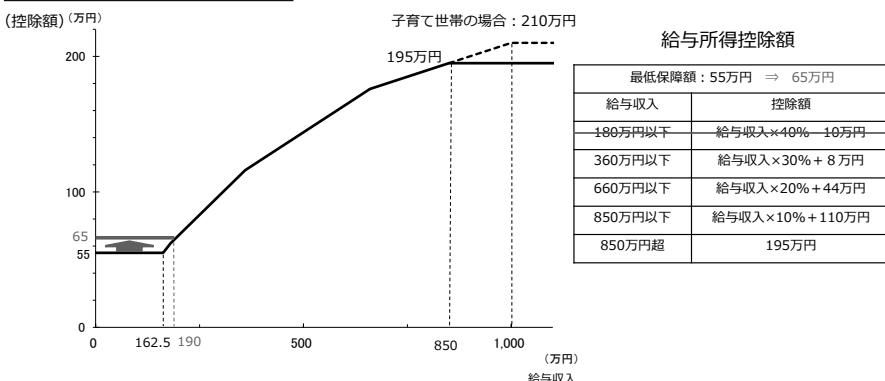
23

給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



24

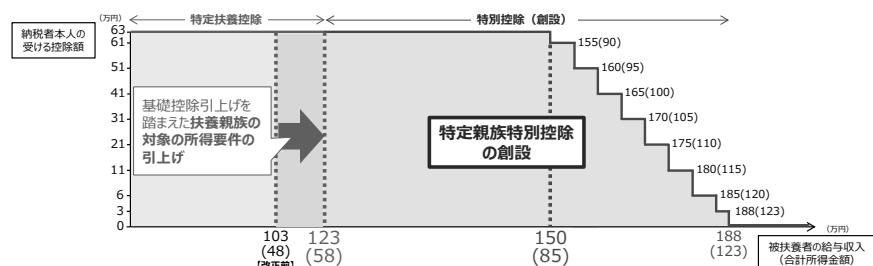
特定扶養控除の見直し・特定親族特別控除の創設等（令和7年度改正）

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組み（特定親族特別控除）を導入する。**

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額であった48万円（給与収入103万円に相当）を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）とする。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

新たな控除のイメージ



(注) 上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【改正前】の部分を除く。）。

25

2月18日 自公国税制協議⑦ 自民党案（抜粋）

(1) 令和7年分及び令和8年分の所得税について基礎控除の特例を創設する。

- ・給与収入200万円相当以下：37万円上乗せ

※恒久的な措置

- ・給与収入200万円相当～500万円相当以下：10万円上乗せ

※令和7年分及び令和8年分の措置

(注) 給与所得者については、年末調整において適用する。

(参考) 課税最低限は160万円（一般的な社会保険料支払いがある場合、188万円）となる。

(2) 今後の対応

- ・令和9年以降の本特例の取扱いについては、令和8年度予算編成及び税制改正において、所得税の抜本的な改革に係る検討と併せて、歳入・歳出両面の取組による財源の確保とともに検討する。

(参考) 我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討する。

- ・物価上昇局面における税負担の調整について、源泉徴収義務者への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げることとし、所得税の抜本的な改革において具体案を検討する。

26

2月21日 自公国税制協議⑨ 公明党案

令和7年分及び令和8年分の所得税について基礎控除の特例を創設し、政府案と合わせて控除の金額を以下のとおり引き上げる。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ① 給与収入200万円相当以下 | : +47万円
(政府案に37万円上乗せ) |
| ② 給与収入200万円相当～475万円相当以下 | : +40万円
(同30万円上乗せ) |
| ③ 給与収入475万円相当～665万円相当以下 | : +20万円
(同10万円上乗せ) |
| ④ 給与収入665万円相当～850万円相当以下 | : +15万円
(同5万円上乗せ) |

(注1) ①の上乗せは恒久的な措置。②～④の上乗せは令和7年分及び令和8年分の措置。

(注2) 給与所得者については、年末調整において適用する。その他所要の措置を講じる。

(参考) 課税最低限は160万円（一般的な社会保険料支払いがある場合、188万円）となる。

27

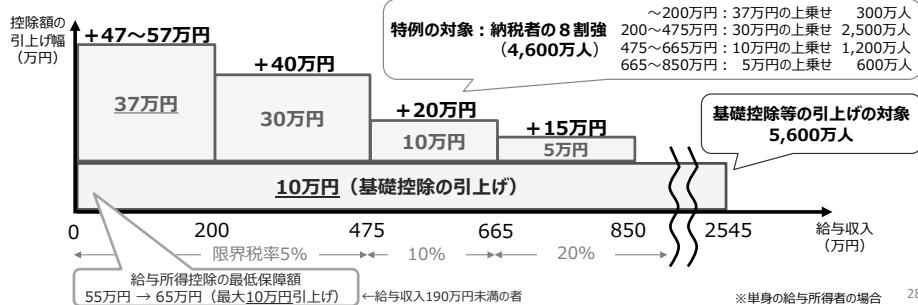
基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設

デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が基礎控除等 増えるという所得税の課題に対応。これにより課税最低限は103万円から123万円に
の引上げ

- ・基礎控除：48万円から10万円引き上げ、58万円に ※物価上昇を勘案し20%の引上げ
- ・給与所得控除の最低保障額：55万円から10万円引き上げ、65万円に

1. 低所得者層の税負担への配慮（恒久的措置）
基礎控除の 生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、課税最低限を160万円に引き上げ
上乗せ特例 2. 中所得者層を含めた税負担軽減（令和7年・8年）
物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ

⇒ [单身世帯の場合、対象となる全ての収入階層で2万円以上（2～4万円）の税負担減
令和7年12月の年末調整から適用]



(29ページ)

収入階層ごとの単身給与所得者一人当たり減税額（所得税）

給与収入	政府案	減税額	
		上乗せ 収入～200万円：37万円控除 ～475万円：30万円控除 ～665万円：10万円控除 ～850万円：5万円控除	合計
200万円	0.5万円	1.9万円	2.4万円
300万円	0.5万円	1.5万円	2.0万円
400万円	0.5万円	1.5万円	2.0万円
500万円	1.0万円	1.0万円	2.0万円
600万円	1.0万円	1.0万円	2.0万円
800万円	2.0万円	1.0万円	3.0万円
850～2,545万円	2.0～4.0万円	0.0万円	2.0～4.0万円
2,545万円超	0.0万円	0.0万円	0.0万円

(注1) 税額は、所得税のみを含んでいる。

(注2) 単身の給与所得者を想定。税額の計算に当たり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案している。

29

(30ページ)

所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）

附則

(所得税の抜本的な改革に係る措置)

第81条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人の控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む**所得税の抜本的な改革**について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、**物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げる**という基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

(所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置)

第82条 政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する**財源の確保**について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

30

自公維 幹事長合意（令和7年3月3日）

自由民主党、公明党、日本維新の会は、以下の通り合意する。

I. 自由民主党、公明党は、いわゆる「103万円の壁」への対応をはじめ、政党間協議について、令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日自由民主党、公明党）（別紙）に明記されている「引き続き、真摯に協議を行っていく」との姿勢を変えることなく、今後とも誠実に対応する。

II. 上記Iを前提に、自由民主党、公明党提案の令和7年度予算及び令和7年度税制改正法の修正案について、年度内の早期に成立させる。

（別紙）令和7年度税制改正大綱（抄）（令和6年12月20日 自由民主党、公明党）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

なお、衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。

「一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。
二、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。
上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

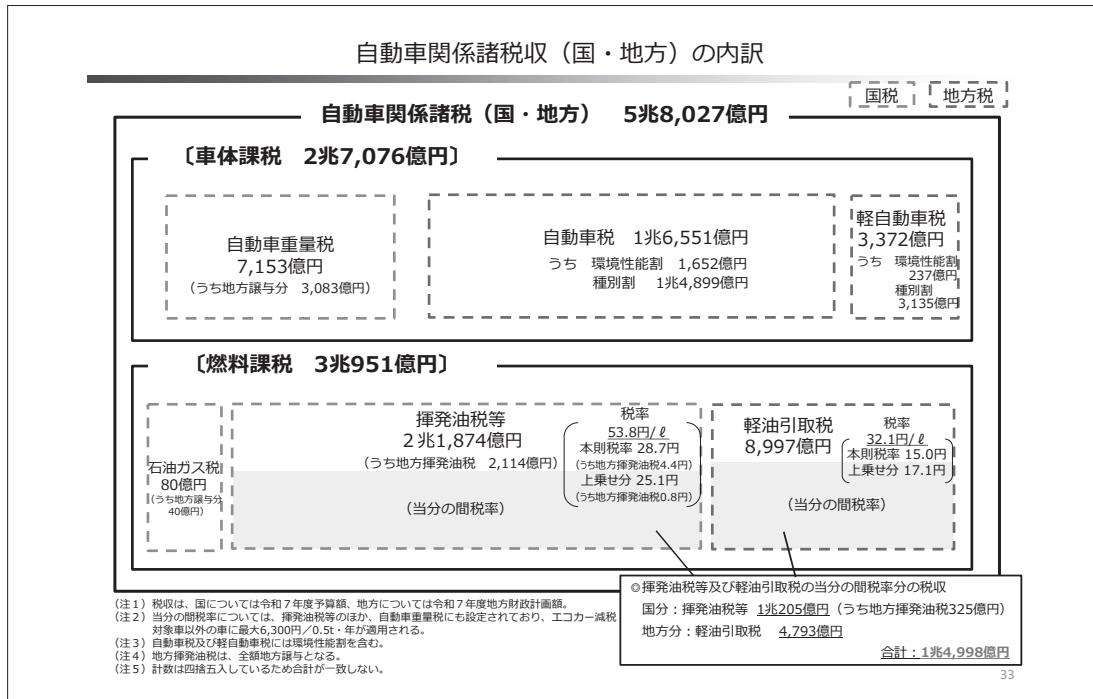
自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。

31

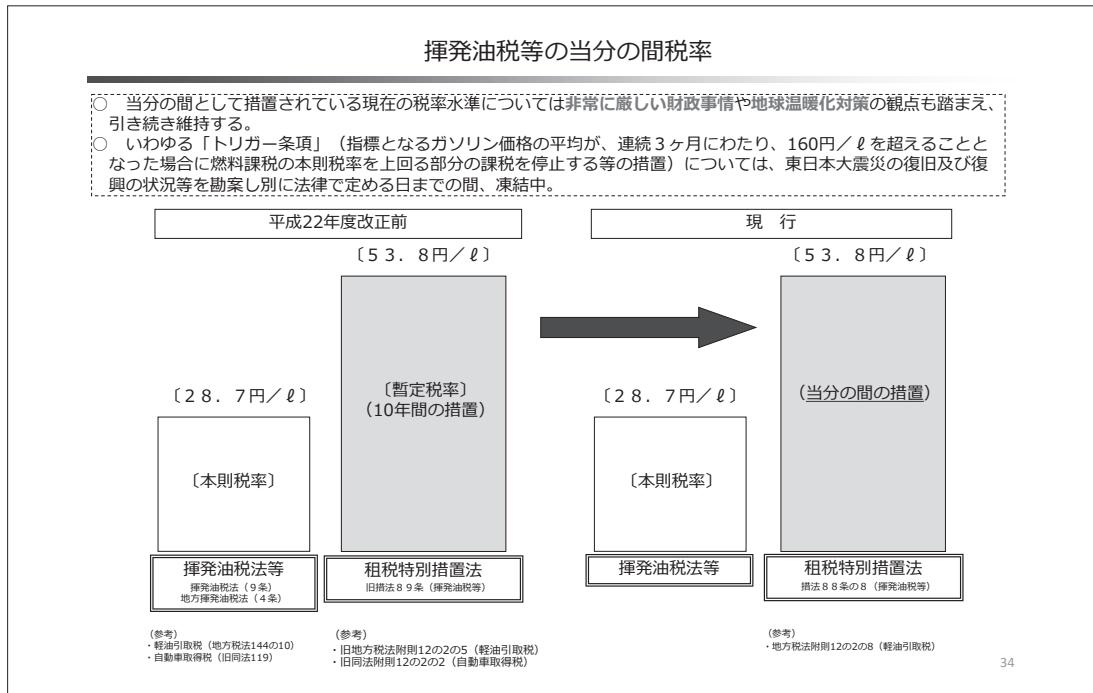
「ガソリン減税」

32

(33ページ)



(34ページ)



自公国幹事長合意（令和6年12月11日）

自民党、公明党及び国民民主党は、以下に合意する。

一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。

35

立憲・国民提出 税法修正案（要綱）（令和7年3月3日）

一 挥発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止

揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除すること。（租税特別措置法第88条の8等関係）

二 地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止に伴う措置

政府は、地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止に伴う地方揮発油譲与税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとすること。（改正法附則第81条関係）

三 施行期日

令和7年4月1日から施行すること。

36

維新提出 挥発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案（要綱）（令和7年3月3日）

一 趣旨

この法律は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例が設けられてから長期間が経過し、当該税率の特例が設けられた当時とは社会経済情勢が著しく変化していることに鑑み、当該税率の特例の廃止について定めるものとすること。（第1条関係）

二 挥発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止

租税特別措置法第88条の8に規定する揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例については、令和8年3月31日限り廃止するものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。（第2条関係）

三 地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う措置

政府は、二に定める措置を講ずる場合においては、地方揮発油税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずることとする。（第3条関係）

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。（附則関係）

37

自公維 幹事長合意（令和7年3月3日）

自由民主党、公明党、日本維新の会は、以下の通り合意する。

I．自由民主党、公明党は、いわゆる「103万円の壁」への対応をはじめ、政党間協議について、令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日自由民主党、公明党）（別紙）に明記されている「引き続き、真摯に協議を行っていく」との姿勢を変えることなく、今後とも誠実に対応する。

II．上記Iを前提に、自由民主党、公明党提案の令和7年度予算及び令和7年度税制改正法の修正案について、年度内の早期に成立させる。

（別紙）令和7年度税制改正大綱（抄）（令和6年12月20日 自由民主党、公明党）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

なお、衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。

「一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。
一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。
上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。

38

令和7年4月11日 自公維税制協議③与党提出資料

乗り越えるべき課題

1. 地方財政との関係
2. 地球温暖化対策との関係
3. 社会インフラの維持管理等の財源確保等との関係
4. 手持品控除の取扱い及び流通に与える影響
5. 事業者（バス・トラック、ガソリンスタンド等）向け交付金の取扱い

39

地方団体の意見

地方六団体等による緊急提言抜粋（令和7年8月27日）

『いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急提言』（抄）

いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税をあわせて約1.5兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっており。また、このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税を合わせて約5千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている。

地方は「地方創生2.0基本構想」に対応し、安心して生活できる持続可能な地域づくりに取り組む必要がある中、社会インフラの更新や老朽化対策、防災・減災事業などに対する財政需要は今後一層高まっていくと見込まれることを考慮すると、財政需要に対応した安定的な地方財源が確保されなければ、地方の存続そのものが危ぶまれる事態に陥る。

また、各地方自治体においては既に当該財源をもとに令和7年度予算を編成し、各種事業を実施する中、唐突な廃止は財源不足を招き、地方行政が機能不全に陥ることも懸念される。

加えて、暫定税率の廃止はガソリンの消費拡大につながりかねず、二酸化炭素の排出削減の取組が後退するなど、脱炭素化に逆行するとの指摘もある。

このようなことから、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、財源論なき減税が行われることがないよう、地方の減収に對しては代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていくことを強く求める。

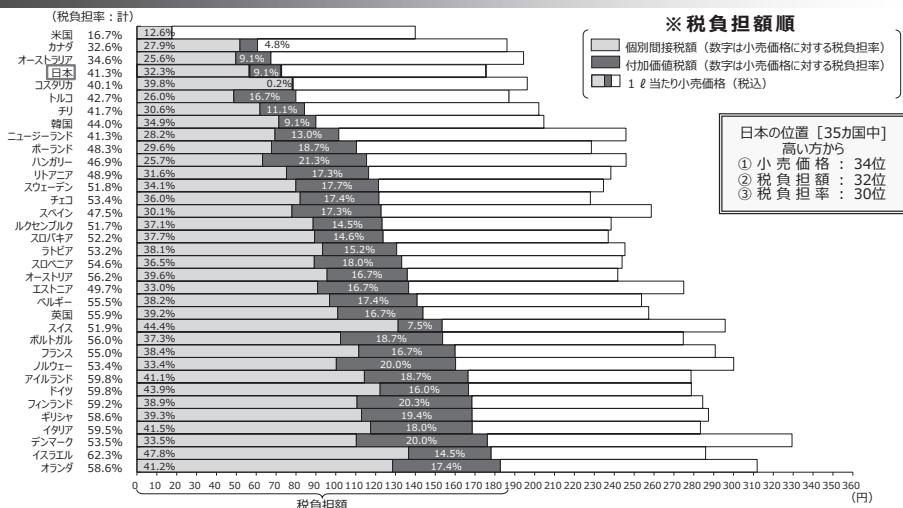
全国知事会「令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」抜粋（令和6年8月2日）

『21 地方分権改革の推進について』（抄）

国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を措置し、その際には自主財源比率を低下させないよう、地方税源の充実を行うことを基本ルールとすること。

40

OECD加盟国（35カ国）におけるガソリン 1 ℥当たりの価格と税の比較（2024年第4四半期）



(注1) 原則、IEA "Energy prices and taxes"から2024年第4四半期のデータを記載。リトアニア、スペイン、エストニア、スロベニアについては、2024年第3四半期のデータを記載。なお、OECD加盟国の中コロニア、アイスランド、メキシコについて、比較可能なデータが存在しないため、掲載していない。

(注2) 個別消費税は石油・消費課税(課税対象外ではないすべての税)、(例：エネルギー税、資源税)が含まれ、日本の個別消費税は、揮発油税、地方揮発油税及び石油石灰税である。なお、ガソリンに課税される日本では、資源税(0.04円/㍑を支払)、揮発油税(資源税の約2倍の税率)、2.8円/㍑となつており、本比較では、これを基に計算している。

(注3) 日本の消費税及び地方消費税は、付加価値税に区分している。なお、米国は、連邦における付加価値税は存在せず、地方税として小売売上税は存在するものの、IEAによると平均的な小売売上税を計算するため必要な情報が分かれず消費データが入手困難なため、上記グラフでの付加価値税は含まれていない。

(注4) 四捨五入の関係上、各項目の計数和が合計値と一致しないことがあります。

(備考) 邦貨換算レートは、基準外國為替相場及び該定外國為替相場；データに対応する四半期の平均値を適用。

当分の間税率を廃止した場合のCO2排出量への影響(2025)

- 一般国立環境研究所が行った試算では、**2050年ネット・ゼロ及び2030年度46%減の達成を前提**に、現行の地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)に位置付けられているあらゆる対策・施策を講じたとしても、**当分の間税率を廃止**した場合には、**2030年に610万トンCO2の排出量増加**が見込まれることとなった。
- したがって、**当分の間税率の廃止**は我が国の排出削減目標の達成に大きな影響を与えることから、その廃止に当たっては、**同等以上の環境保全効果を確保するための所要の措置**を検討する必要がある。

当分の間税率廃止によるCO2排出量への影響試算(国立環境研究所(2025))

環境研究会推進費2-2302「わが国が直面する脱炭素社会実現に向けた都道府県の脱炭素計画に係る課題の総合的分析」

	2030年		(参考)2040年	
	排出量の 増加	全部門: 610万トンCO2e (2030年度のエネルギー・起源CO2排出量の約1%に相当)	全部門: 230万トンCO2e (2040年度のエネルギー・起源CO2排出量の約0.8%に相当)	運輸部門: 360万トンCO2 (2030年度の運輸部門CO2排出量の約2.5%に相当)
		運輸部門: 200万トンCO2 (2040年度の運輸部門CO2排出量の約2.5~5%に相当)		

※()内の値は地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)関連資料1の排出量の部門別の目標・自安の数値を用いて算出

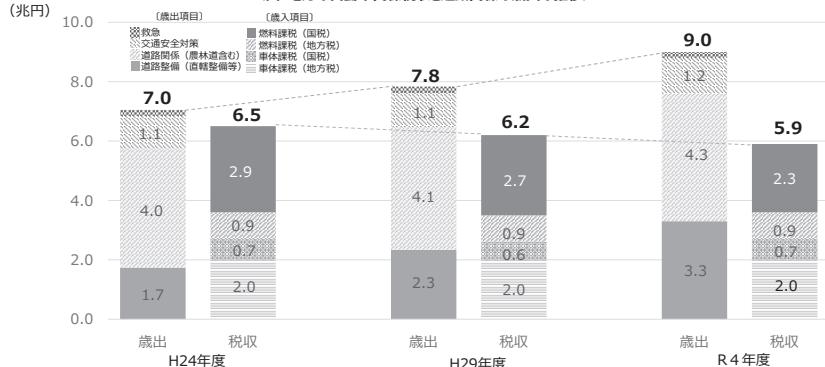
<試算の前提等>

- ・ ガソリンについては、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率(53.8円/㍑)と本則税率(28.7円/㍑)の差分(25.1円/㍑)、軽油については、軽油引取税の当分の間税率(32.1円/㍑)と本則税率(15.0円/㍑)の差分(17.1円/㍑)がそれぞれ課税された場合を想定。その他、将来のGDP成長率等のマクロフレームは、経済財政諮問会議の成長移行ケースをもとに設定。また、当分の間税率を維持した場合の温室効果ガス削減量は、日本のNDC(2030年度)に同2013年度比46%削減、2035年度に同60%、2040年度に同73%削減に準拠している。
- ・ 運輸部門におけるCO2排出量への影響は、ガソリン及び軽油の直接消費によるもの、運輸部門以外への影響は、それ以外の商品やサービスの消費、生産活動の変化によるもの。いずれも、当分の間税率を維持した場合の排出量と比べた増加分を示す。
- ・ 2013年度の日本のエネルギー・起源CO2排出量=1,235百万トン(うち運輸部門は224百万トン)、地球温暖化対策計画(2025)における2030年度の日本のエネルギー・起源CO2排出量の自安は777百万トン(うち運輸部門146百万トン)。
- ・ 留意点として、NDC達成を前提としており経年で排出削減が進むことから、2040年における税率廃止の影響は2030年よりも小さくなる。

原因者負担・受益者負担

- 自動車関係諸税は、道路利用による受益者負担、道路損壊等に対する原因者負担の性格を有している。
 - 平成21年度の一般財源化以降、道路関係の歳出が増加する一方、税収は減少。
- 【令和7年度与党税制改正大綱（抄）】
自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく
(参考)「道路に関する世論調査」（令和3年7月内閣府）によれば、道路整備等の費用を車利用者が負担することについて、約7割が「適切である」「やむを得ない」と回答。

<国・地方の自動車関係税収と道路関係の歳出の推移>

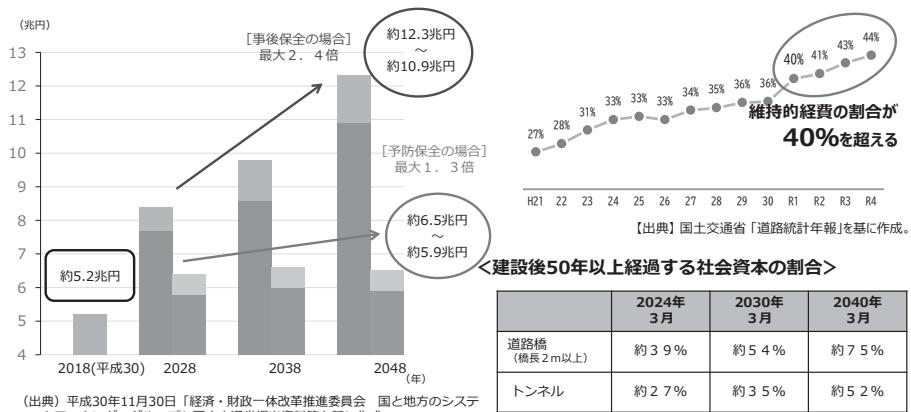


43

今後の社会資本の維持管理等について

- 社会資本の維持管理及び更新に必要な支出は、2018年から2048年にかけて、事後保全では最大2.4倍、予防保全では最大1.3倍の増加が見込まれる。
- また、建設後50年以上経過する社会資本の割合は、将来的に増加していく見込み。

<将来の社会資本の維持管理・更新費の推計結果>



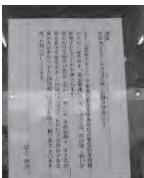
流通や販売の現場に与える影響（2008年4月～暫定税率失効時）

- 2008年4月の1か月間、暫定税率一時失効時において、SSの現場で混乱が発生。
 - 値下げになったガソリンを購入するため、全国各地のSS周辺の道路で渋滞が発生し、近隣住民等からSSに苦情が寄せられたり、在庫切れになったSSが閉店。
 - 失効前の高い税率で仕入れていた在庫を「旧税率での販売」として価格を維持しようとしても、結果的に安値で売らざるを得ず、各地のSSで損失発生。

渋滞の発生、在庫切れSSの閉店



▲ 暫定税率失効直後にSSに殺到した車列
(2008年4月1日・名古屋市内)

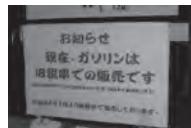


▲ 暫定税率失効により「皆様にご迷惑をおかけする恐れがある」旨事前告知しているSS
(2008年3月26日・岐阜市内)



◀ 暫定税率復活直後に在庫切れ閉店となったSS
(2008年5月1日・大阪市内)

在庫分についての損失発生



◀ 失効前に仕入れた在庫分については旧税率に基づいて販売をする旨の告知
(2008年4月1日東京都内)

- 平均して1SSあたり**50KL**程度の手持ち在庫が存在
- 上記の場合 1SSあたり**120万円**程度※の損失が発生
- 複数SSを所有する事業者ほど多大な損失が発生

※ 1SSあたりの在庫 約50KL × 25.1円/L
桶卸販売の手持ち期間の平均:11.1日（石油協会経営実態調査（2023年4月～2024年3月決算））、
年間の国内向け販売量4,450万KL（石油統計 2023年度）、
SS数27,414（2023年度末時点登録事業者数）を元に算出

45

与野党国対委員長合意（令和7年7月30日）

ガソリン暫定税率廃止法案に関連し、以下のとおり合意する。

1. 財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等の課題を含め、すみやかに与野党合意の上、法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施する。
2. このため、与野党の実務者間で法案内容及び実施に必要な施策について協議する場を8月1日開会の臨時国会中に設置し、閉会中にも精力的に検討を行い、早期に実施できるよう合意を目指す。

46

野党7党提出 ガソリン暫定税率廃止法案（令和7年8月1日）

野党7党共同提出 「ガソリン暫定税率廃止法案」の概要

ガソリンの暫定税率(1ℓあたり25.1円)について、現場の負担・混乱を最小限に抑えながら、穏やかに廃止し、特価高で苦しむ国民生活を支えるための法案。

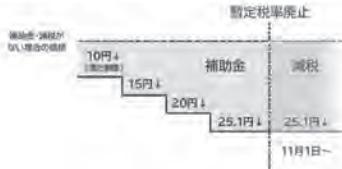
1. ガソリンの暫定税率廃止

ガソリンの暫定税率(1ℓあたり25.1円)を11月1日より廃止する。

2. ガソリンの暫定税率を円滑に廃止するための措置(イメージ)

(1)現在政府が実施しているガソリン補助金(定額10円の価格引下げ措置)を段階的に拡充し、暫定税率廃止時点において、同税率と同じ額の価格引き下げを行われているようにすることで、激しい価格下落による現場の負担・混乱を回避する(下図参照)。

(2)ガソリンの製造者がガソリン補助金を受けた場合、その金額分は、ガソリン税に関する控除・還付を受けること(二重取り)ができないものとする。



3. 地方自治体の済収に対する備考

暫定税率の廃止により、地方の財源となる地方揮発油譲与税が減少するため、国が地方自治体の減収を全額補填するものとする。

〔沖縄県のガソリン税について〕

現状、沖縄県のガソリン税は、沖縄復帰特措法に基づき、本土よりも1ℓあたり7円の負担軽減が行われているが、暫定税率廃止後も引き続き同様の措置が講じられるように、同法の政令を改正するものとする。

47

消費税の議論

48

各党の主張（立憲、国民、維新、参政）

	立民	維新	国民	参政
所得税	・高校生の扶養控除額の維持	・N分N乗方式の導入 ・年少扶養控除の復活	・基礎控除を178万円に引き上げ ・基礎控除の所得要件を撤廃 ・年少扶養控除の復活、高校生の扶養控除の堅持	・年収の壁の見直し ・第一子より段階的に減税し、第三子より非課税世帯化（子育て減税）
ガソリン税	・暫定税率の廃止	・暫定税率廃止 ・自治体へ財源措置の上、軽油引取税を含め全て廃止	・暫定税率廃止 ・二重課税の廃止 ・本則税率の地方税化	
消費税	・食料品を一年間0% ・給付付き税額控除に移行 ※経済情勢を踏まえて一回のみ延長が可能	・食料品を2年間0%	・一律5%（実質負担が持続的にプラスになるまで） ・インボイス廃止	・段階的廃止 ・インボイス廃止
出典	「物価高から、あなたを守り抜く」	「社会保険料から、暮らしを変える」	「手取りを増やす夏」	「日本人ファースト これ以上、日本を壊すな！」

49

税率変更に伴う実務上の課題

- 我が国では、消費税の税率変更是適切に価格に反映されることが重要。消費税の税率変更に事業者が対応するためには、税率変更を踏まえた価格改定やシステム改修等の対応が必要。

(注) 過去の税率変更時（3→5%、5→10%）は消費税転嫁対策特別措置法を制定するなど、転嫁拒否等の行為の取締り等、円滑かつ適正な価格転嫁を実現するための各種施策を実施。
- こうした対応には十分な準備期間が必要となることから、過去の税率変更時は、改正法公布から少なくとも1年半の期間をおいて施行。

税率を引き下げる場合

- ① 価格改定等の対応
- ② 買い控え・駆け込みと反動
- ③ 価格転嫁
- ④ 免税事業者に与える影響
- ⑤ 各種システムの設定変更・改修

軽減税率のみ引き下げる場合

(追加的課題)

- ⑥ 税率差が大きくなることによる影響
- ⑦ 事業者の資金繰りに及ぼす影響

50

課題② 税率変更に伴う買い控え・駆け込みと反動

- 税率引下げ前には買い控えが生じ、引下げ後にはその反動増が生じるおそれ。
 - ・ 税率引下げが決定してから施行まで、一定の準備期間を要することから、住宅や耐久消費財をはじめ、高額な財・サービスを中心に、買い控えが長期間続く可能性。
 - ・ 税率引下げ後の急激な需要増により、需給のひっ迫や供給不足による生産・流通・販売現場の混乱が生じる可能性。
 - 時限措置とした場合、終了前の駆け込み購入と、再引上げ後の反動減が生じるおそれ。
 - ・ 終了前の買いだめ、前倒し購入により、品薄やそれに伴う価格高騰が消費に混乱を及ぼす可能性。
- (注) 前回の税率引上げ（8→10%）に際しては、需要変動の平準化を図るため、中小小売業等へのポイント還元や住宅・自動車の購入に対する税制・予算措置を実施。

(参考) 前回の税率引上げ時（8→10%）の対応

- 《臨時・特別の措置》（令和元年度当初予算：国費2.0兆円）
- ・ キャッシュレス・消費者還元事業
 - ・ 低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券
 - ・ 住宅購入者等に対する支援（すまい給付金、次世代住宅ポイント制度）
 - ・ 防災・減災、国土強靭化

- 《税制上の措置》（減収見込額：①1.1兆円程度／②③0.3兆円程度）
- ① 軽減税率制度の実施
 - ② 住宅ローン控除の拡充（控除期間の延長等）
 - ③ 自動車税の取得時及び保有時の税負担の軽減



51

課題③ 価格転嫁

- 過去の税率引上げ時（5→8%、8→10%）においては、下請等の事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないよう、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為を禁止したほか、公取委等による監視・取締り等の対応を実施。
- 他方で、8→10%の引上げ時には、税率引上げの前後で、駆け込み需要・反動減が抑制されるよう、事業者の価格設定のタイミング等が規制されるものではない旨、政府のガイドラインで周知したところ。
- 仮に物価高対策として消費税率を引き下げる場合、事業者は、税率引下げ相当分の値引きを消費者から期待されると考えられるが、事業者の経営上の判断も踏まえた価格設定のタイミング等をどこまで規制できるか、といった論点があると考えられる。

税率引下げにより生じ得るBtoB取引の課題

- ・ 税率が下がれば、買い手から税率引下げ相当分の価格引下げを求められることが想定される。
- ・ さらに、B to B取引において、価格交渉力の弱い事業者は、原材料費の上昇等に伴い販売価格の改定が必要な状況であっても、税率引下げに伴う値下げを理由に、買い手から税抜価格の据え置きを求められ、実質的に税率引下げ分以上の値引き（買い叩き）を強いられる可能性。

※ 税率引下げ分を超える値引きや一方的な価格据え置きについては、独占禁止法における優越的地位の濫用等に該当する可能性。

BtoC取引における論点

- ・ 税率を引き上げる場合（主にBtoB取引上、強い立場にある買い手の買い叩き等を規制）と異なり、例えば、税率が引き下げられても、原材料費の高騰や賃上げの原資を確保するといった経営上の判断から小売価格を据え置く場合など、B to B取引を含め、売り手が値下げしないことを規制できるのか等、十分な検討が必要。

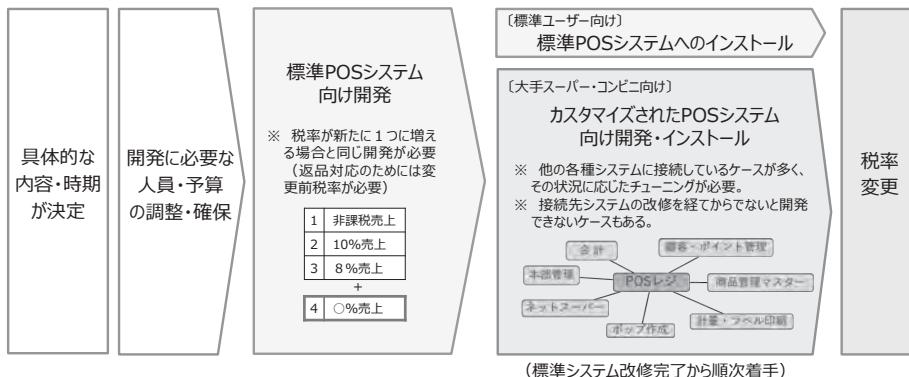
52

大手システム事業者からの聴取内容（課題⑤ 税率変更に伴うレジ・システムの改修工程）

- 過去の税率引上げ時に、税率に関して自由度の高い「POSレジ」システムを構築しているため**比較的短期間で対応可能**とする事業者もあった一方、そのようなシステムを構築していない事業者からは、**全顧客でのシステム改修を終えるまでには相当の期間を要するとの見立て**が示されている。

※ 主に小規模事業者が用いる「一般的なレジ」については、税率変更に伴う設定の変更をユーザー自身がマニュアル等をもとに実行することが多いため、**比較的短時間で対応可能ではないかとの見立て**が示されている。

改修作業に相当の期間を必要とする場合の工程（イメージ）



53

課題⑥ 税率差が大きくなることによる影響

軽減税率のみを引き下げる場合

- 物価高の中、テイクアウトや惣菜・弁当等の中食の割安感が増すことから、**外食の売上げに影響する可能性**。
- イートイン（10%）とテイクアウト（8%）の価格差が大きくなる場合、**コンビニ等の店頭での確認手続きを、公平性のために従来以上に丁寧に行なうことが消費者から求められる可能性**。
- 大手フランチャイズ・チェーンでは、イートイン（10%）、テイクアウト（8%）の税込価格を統一している場合がある。仮に**軽減税率対象品目の税率を0%とする場合**、値札の貼替えに加え、標準税率との税率差が大きくなることから、**イートイン・テイクアウトの値段設定の検討等**が必要となる。

外食チェーンにおける価格設定例

■ ハンバーガーチェーン

※表記はすべて税込価格となり、「店内でのお食事」と「お持ち帰り(ドライブルー含む)」どちらも同一の税込価格です。(税抜価格は異なります)

■ コーヒーチェーン

※表示価格は全て税込で店内飲食・テイクアウト同一価格です。

■ 牛丼チェーン

2019年10月1日(火)より消費税率の変更および種類別価格への対応として、牛丼・カレー・定食・その他均一価格におきまして、各商品の価格を改定いたします。では、お支払の利便性を考え10円単位の価格設定としております。尚、通常は数量通り税込価格を表示し、店内・持ち帰りを同一価格でご提供いたします。

■ うどんチェーン

※商品の価格は全て税込みです。
※テイクアウトはうどん1杯につき容器代を別途30円頂戴いたします。

(注) 価格を統一した上で、容器代を別途請求している。

(参考) 価格表示の状況

消費者向け取引では、「総額（税込価格）」を表示する義務がある（税抜き価格も併せて表示することは可）
⇒ 税率変更に伴って値札の張り替え等が必ず必要。

(参考1) 飲食料品を扱う事業所数（令和3年総務省経済センサス）

飲食料品の小売業	89.1万者
飲食料品の卸売業	10.0万者
料理・飲食業	43.0万者

(参考2) 小売業者における価格表示の状況

消費者庁の令和3年3月物価モニター調査結果では、食料品の7割以上で税抜き価格・税込価格の双方が表示されている。

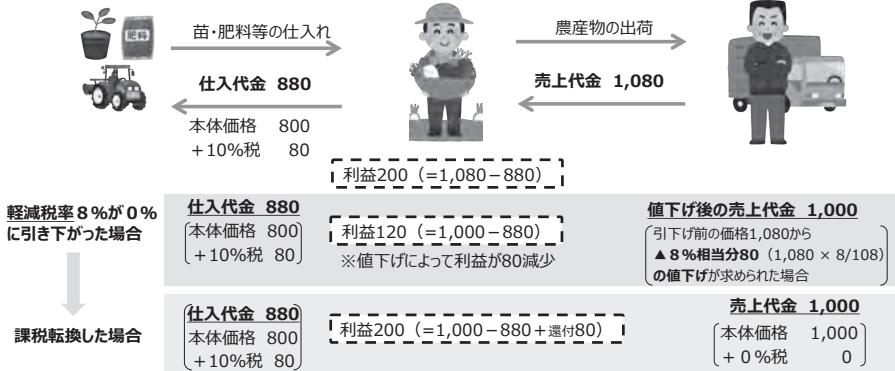
54

課題④ 税率変更が免税事業者に与える影響

軽減税率のみを引き下げる場合

- 免税事業者においても、消費税引下げ分の値下げを期待する販売先から、値下げが求められる可能性があり、それに応じた場合、免稅事業者においては利益が減る場合がある。
 - 仕入れ時に支払った消費税相当分を回収するためには、課税事業者に転換した上で還付申告する必要がある。

具体例（農家の場合）

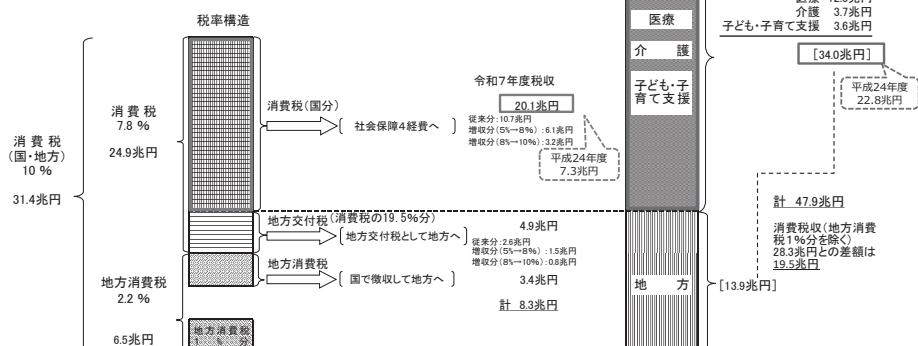


(注) 「苗・肥料等の仕入れ」と「農産物の出荷」(売上げ)のみの取引を想定し、これらの売上げと仕入れの差額に課付される税がある場合はそれを足した金額を「利益」と表記。

55

社会保障 4 経費と消費税収の関係（令和 7 年度予算）

令和7年度予算においては、
・地方交付税分を除いた国分の消費税収は、20.1兆円である一方、
・国の社会保障費 経費（年金、医療、介護、少子化対策）は34.0兆円と
税収を大幅に上回っており、
・その差額は、13.9兆円。



^{注2)}会計年度ごとに、在宅勤務による就業経費を算出する際の基準年は、(1)会計年度の前年、(2)会計年度の前々年、(3)会計年度の前々々年である。また、会計年度の前年と前々年の合計額を算出する際の基準年は、(1)会計年度の前年、(2)会計年度の前々年である。
^{注3)}年間の給与の額には、住宅賃借料・扶養手当・通勤手当等を含む約3万円を含む。
^{注4)}地代・賃料の使途は、上図の「社会保険・税金を含む」「(社会保険料に要する経費)(地方単独事業を含む)」とされている。
^{注5)}酒類・外食・除煙料・飲食料品等に定期支給契約が締結された過去4回以上発行された新聞については「軽減税率6% (国分: 6.24%、地方分: 1.76%)」が適用されてしまう。

ES

消費税率の引下げによる減収等

- 消費税収は、**全世代型社会保障を支える重要な財源**として社会保障給付等に充当。

税率引下げにより、**その財源が損なわれる**。

➢ **消費税収**（令和7年度予算）

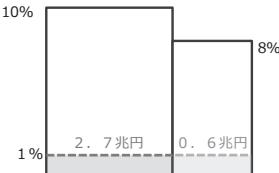
31.4兆円（国分：24.9兆円※、地方分：6.5兆円）

※ 国分のうち19.5%が地方交付税の法定率分

➢ **1%あたり消費税収**（右図）（令和7年度予算）

標準税率分：2.7兆円程度（うち国：2.1兆円 地方：0.6兆円）

軽減税率分：0.6兆円程度（うち国：0.5兆円 地方：0.1兆円）



- 引下げにより**地方財源に大きな影響**。

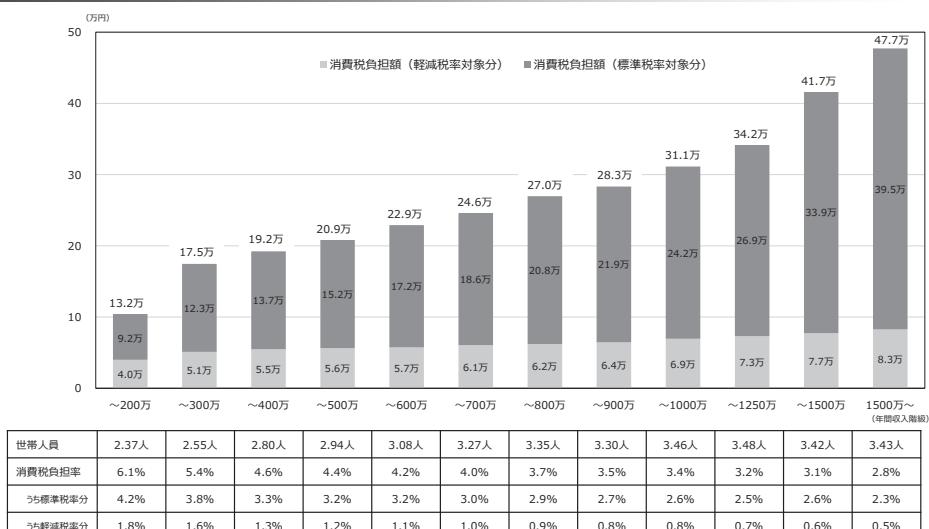
➢ **消費税収の配分**

国：7.8%（うち15.2%が地方交付税分） $\approx 7.8\% \times 19.5\%$

地方：2.2%

→ **消費税収の約4割は地方財源**

収入階級別の消費税の負担状況



消費税に係る各紙の主張①

朝日新聞

【2025.4.27 消費税と野田氏 減税公約の重みと疑問】

そもそも、いま消費税の減税が必要な情勢なのか。物価の先行きは不透明だが、エネルギー価格の高騰は落ち着きつつあり、賃上げが広がる。政府はこれまで所得税の減税や低所得層への給付金、ガソリン補助、備蓄米の放出など多くの対策をとってきた。それで不十分なのか、まずは精査が欠かせない。

立憲案では年5兆円もの税収減になるが、すべての人に一律で減税する手法は適切なのか。野田氏は「給付もばらまき、減税もばらまきと言ったら、何もないよいのか」と強調するが、減税額は高所得層ほど大きくなる。消費税は所得の低い人に負担感の大きい税であることは確かだが、より困っている人たちを重点的に支援するやり方に知恵を絞るべきだろう。

いったん下げる税率を予定通りに戻せるかも、不透明だ。法律で定めた消費税率10%への引き上げ時期を、安倍政権は2度先送りした。

産経新聞

【2025.5.15 消費税の減税 与野党は責任ある議論を】

ただ、消費税率の変更には吟味が必要だ。消費税は社会保障を支える基幹税である。減税を訴えるなら、併せて財源などで納得できる説明が求められるのに、各党の主張は十分とはいえない。世論受けを狙い減税を唱えるだけなら無責任である。（中略）

財源は重要である。社会保障費は現状でも消費税収だけ貢えないと巨額だ。代替財源もないままの減税は避けるべきなのに具体案は出てこない。赤字国債は安定財源にならない。一時的な減税なので期限なく国債を発行することにはならないとしても、期限付きの減税でどこまで政策効果を得られるのか。減税前には買い控えも起きるし、期限が来れば増税である。税率を元に戻すのは政治的に難度が高い。そもそも、新型コロナ禍のような危機でもないのに消費税を減税する必然性はあるか。（中略）法改正などで時間を要し、高所得世帯にも恩恵が及ぶ消費税減税を行う意義をはっきりさせなければ論議は深まるまい。

東京新聞

【2025.4.26 消費税の減税 与野党の幅広い合意】

時限的な消費税減税は、食料品を中心とする物価高に賃金上昇が追いつかず、実質賃金の低迷が長期化している現状ではやむを得ない。実現に向けて与野党が協議を進めるよう求める。（中略）

消費税は社会保障の財源に充てられている。税率引き下げが時限的でも赤字国債の安易な発行で財源を貢えば、財政規律が緩み、将来世代に負担を押しつけることになる。時限的なはずが長期間に及び、将来世代の不安が増す事態は避けなければならない。

そうした観点からも、消費税減税は幅広い与野党の合意に基づいて、代替の財源を確保し、物価安定後には税率を元に戻す責任を分かち合うことが必要だ。

59

消費税に係る各紙の主張②

日本経済新聞

【2025.5.10 参院選対策の消費減税公約は無責任だ】

すでに主な野党が消費税の減税策を競うなか、見過ごせないのは政権を握る公明党や参院自民党にまで減税論が広がっていることだ。政策効果や財源の議論抜きに選挙目当てのバラマキに走るようでは「責任政党」とはいえない。（中略）

消費税を下げればいいというのは短絡的だ。食品に掛かる8%の軽減税率をゼロにすれば約5兆円の財源が必要になる。石破茂首相が「高所得の方も含めて負担が軽減される。低所得の方が物価高で一番苦しんでいるのにどうなのか」と認める通り、再分配策としての効率も悪い。（中略）

消費税は医療・年金・介護・子育て支援など社会保障や地方の財源となる基幹税で、下げたら容易に戻せない。次の選挙のために次の世代にツケを回さないか。政治家も有権者も問われている。

毎日新聞

【2025.5.23 石破政権と物価高 必要性見極め政策提示を】

消費税減税には課題が多い。野党などの案では年5兆～15兆円の税収が失われる。借金で穴埋めすれば、将来にツケを回すことになる。いったん引き下げる税率を元に戻すのは、政治的に難しい。

今の物価高はコメとエネルギーが主な要因だ。いずれも需給などによって変動するため、社会保障の恒久財源である基幹税に手を付けることには慎重であるべきだ。

読売新聞

【2025.5.13 消費税の減税論 各党の見識が問われている】

消費税は年金、医療、介護などの社会保障の財源に充てることが消費税法で定められている。消費税を減税する場合、別の財源を新たに手当しない限り、社会保障サービスを削ることは避けられないだろう。

そうした肝心の部分に触れず、参院選の受けだけを狙った減税論は無責任と言わざるを得ない。各党の見識が問われている。（中略）また、コメの価格の急騰は農政上の問題であり、消費税の動向とは直接関係がない。

消費税と物価高を結びつけて議論することは、経済政策の方向性を混乱させかねない。（中略）

現役世代は一時に減税の恩恵を受けることになるだろうが、国債を発行すれば、結局は将来の増税となって跳ね返ってくる。

財源を棚上げし、バラマキばかりを主張しているようでは、とても国政の舵取りは担えない。

60

(61ページ)

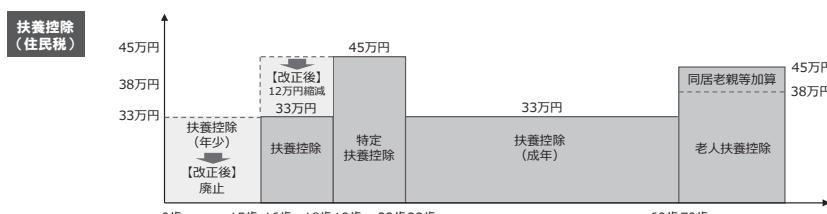
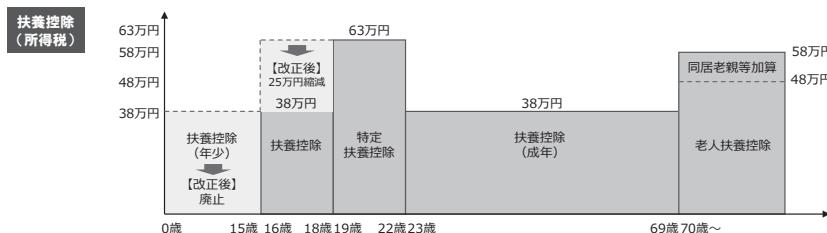
その他の課題

61

(62ページ)

扶養控除の見直しについて（平成22年度改正）

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止。
 - 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止。
- ※「子ども手当」は平成22年4月から給付開始。扶養控除の見直しについては、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

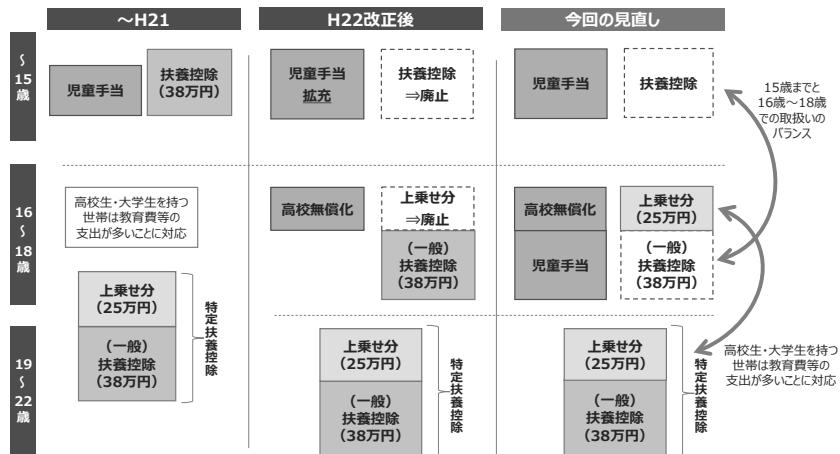


62

(63ページ)

「扶養控除」の見直しのイメージ（案）〔令和8年度税制改正以降において結論を得る〕

- 16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元する。
- 高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図る。

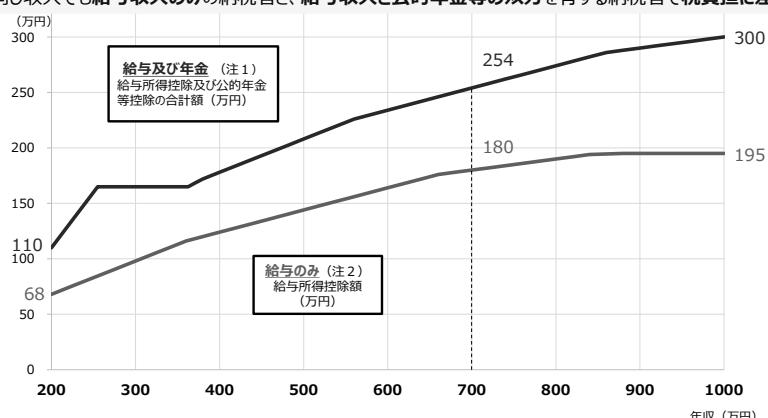


63

(64ページ)

年金・給与双方の収入がある場合と給与収入のみの場合の概算控除額の違い

- 公的年金等控除は、給与収入がある場合でも適用
- 同じ収入でも給与収入のみの納税者と、給与収入と公的年金等の双方を有する納税者で税負担に差異

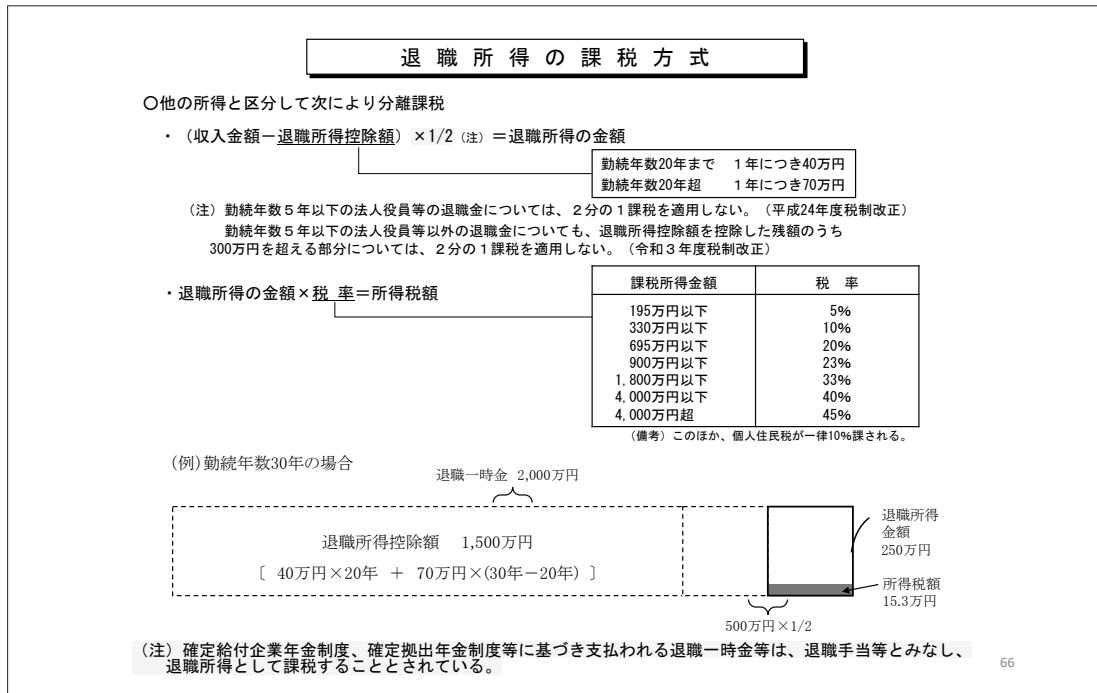
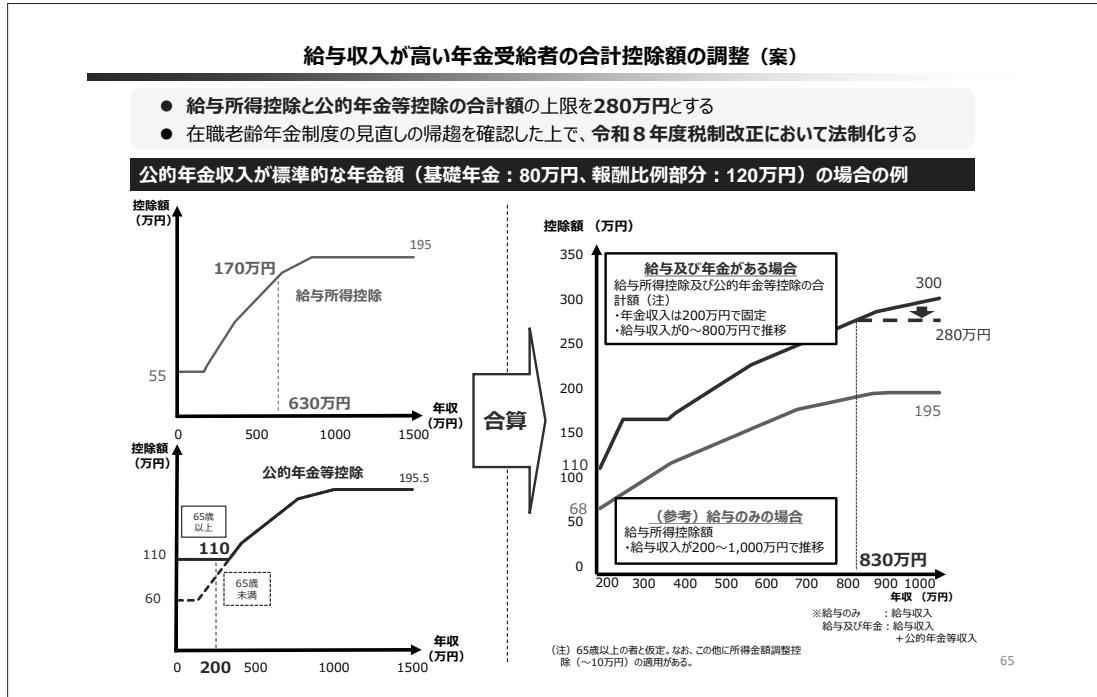


(注1) 公的年金等収入が200万円ある65歳以上の者で、給与収入が0～800万円の間で推移した場合の概算控除額。
なお、この他に所得金額調整控除（～10万円）の適用がある。

(注2) 給与収入が200～1000万円の間で推移した場合の概算控除額。

※給与のみ：給与収入
※給与及び年金：給与収入
+公的年金等収入

64



令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日）（抄）

自由民主党
公明党

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

(2)個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした考え方の下、勤務先の企業が企業年金を設けているかどうか、企業年金の形態がどうであるかといった違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成ができる環境の整備を進めるため、iDeCoの拠出限度額について、「穴埋め型」による引上げを行う。

さらに、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額について7,000円の引上げを行う。また、公的年金による保障が相対的に限られた個人事業主のiDeCo等の拠出限度額についても、同額の引上げを行う。確定拠出年金については、加入率が3分の1以下にとどまる、拠出限度額の近くまで拠出している者の割合が低い、高所得者ほど利用者が多く拠出額も多いといった実態もある。今後、こうした実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参考しながら、次期年金制度改革までに検討し、結論を得る。

包括的所得課税の下では、拠出時に所得控除の対象とされる、私的年金を含む年金については、給付時において相応の課税がなされることが原則と考えられる。しかしながら、現行の年金課税や退職所得課税の下では、私的年金の給付時課税が限定的となっており、給付時課税のあり方を検討する必要がある。

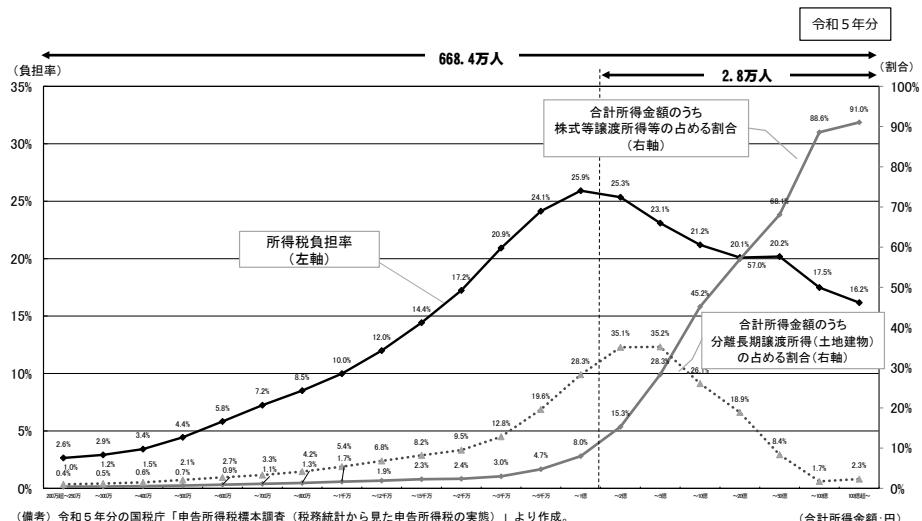
また、退職金や私的年金等の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると1年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していないといった指摘もある。

退職金や私的年金等のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係すること等を十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。例えば、各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考しながら、るべき方向性や全体像の共有を深め、具体的な案の検討を進めていく。

67

申告納税者の所得税負担率



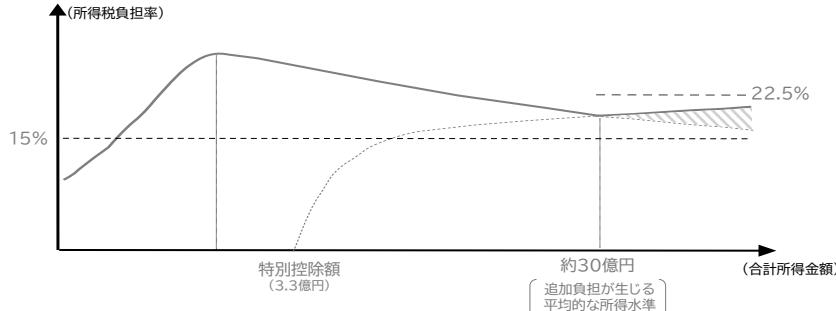
68

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を設ける。
(令和7年分の所得から適用)

① 通常の所得税額] → ②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税
② (合計所得金額※ - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5%	
<small>※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。 ※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外である(ほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額)。</small>	

【イメージ】



NISA制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化（令和5年度改正）

【～令和5年】

	つみたてNISA	（いずれかを選択）	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和24年(2042年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣總理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年～】

	つみたて投資枠	（費用可）	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(注1)	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額 ^(注2)		1,800万円 ※複数高方式で整理（枠の再利用が可能）	1,200万円（内数）
口座開設可能期間		同左	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣總理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募等株式投資信託等 (商品性について内閣總理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る) ※安定的な資産形成に適した投資商品へ切り替え可能点から 高レシオ投資枠などの商品等に投資から除外
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
つみたてNISA及び一般NISAとの關係	令和5年までにつみたてNISA及び一般NISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で、非課税措置を適用		

(注1) 非課税保有期間についてつみたてNISAと同様、定期的に利用者の供給等を確認し、制度の適正な運用を担保。
(注2) 利用者がそれぞれの非課税保有限度額については、金融機関から投資の認定カラットを元に用いて提出された情報を国税庁において管理。

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使って回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

(注4) 高レバッジ投資信託などの商品とは、投資信託の受益権等で、一定の目的以外でデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされているもの等をいう。

住宅ローン控除の拡充（令和7年度改正）

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯や若者夫婦世帯における住宅取得を支援する観点から、子育て世帯等について、住宅ローン控除における借入限度額について、上乗せを行つ。
 - *「子育て世帯等」とは、①年齢40歳未満であって配偶者を有する者、②年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は③年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。
 - 子育て世帯等にとっての利便性の向上や、様々な世代やライフスタイルに応じた住宅取得ニーズに対応する観点から、床面積要件について合計所得金額1,000万円以下者のに限り40m²に緩和する。(令和7年12月31日以前に建築確認を受けたものを対象)。

		令和 6 年入居	【改正前】令和 7 年入居	【改正後】令和 7 年入居
借入限度額 新築住宅・販売再販 認定住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	4,500万円	4,500万円
	子育て世帯等	5,000万円		5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	3,500万円	3,500万円
	子育て世帯等	4,500万円		4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	子育て世帯等	4,000万円		4,000万円
宅邸存続住	その他の住宅	※令和 5 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた場合又は令和 6 年 6 月 30 日以前に建築された場合、原則 40 億円	同 左	同 左
	認定住宅等	3,000万円	同 左	同 左
	その他の住宅	2,000万円	同 左	同 左
控除期間	新築住宅・販売再販住宅	13年 (その他の住宅は10年)	同 左	同 左
	既存住宅	10年	同 左	同 左
	合計所得金額	2,000万円	同 左	同 左
床面積	控除率	0.7%	同 左	同 左
	合計所得金額：2,000万円以下	50㎡以上	同 左	同 左
	合計所得金額：1,000万円以下	40㎡以上 ※新築の認定住宅等に限る	50㎡以上 ※令和 6 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた認定住宅等の場合は 40㎡以上	50㎡以上 ※令和 7 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた認定住宅等の場合は 40㎡以上

(注1) 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅のことを指す。

(注1)「認定住宅手当」は、認定奨励優良住宅、認定低収入住宅、ZEH手当等に付与する住宅のことを指す。
(注2)「貢献再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。

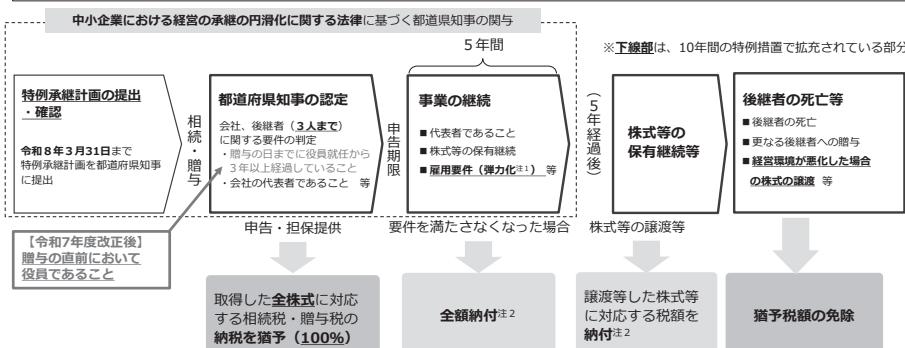
(注3) 「他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
(注4) 所得税分から控除し、まれにかかる額について、所得税の課税所得総額等の5%（最高9,750円）の範囲内で個人住民税から

(注4) 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

71

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版 事業承継税制）

- 中小企業の経営者の死亡に伴う株式の分散の防止や相続時の税負担に対応することで、事業承継の円滑化を通じた雇用の確保、地域経済活力の維持や生前贈与による事業承継を促進する観点から、中小企業の先代経営者から後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納稅を猶予（後継者の死亡等の場合に免除）。
 - 平成30年1月～令和9年12月末までの相続・贈与については、従来の制度を抜本拡充した特例措置が適用可能。



(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受ける

(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関

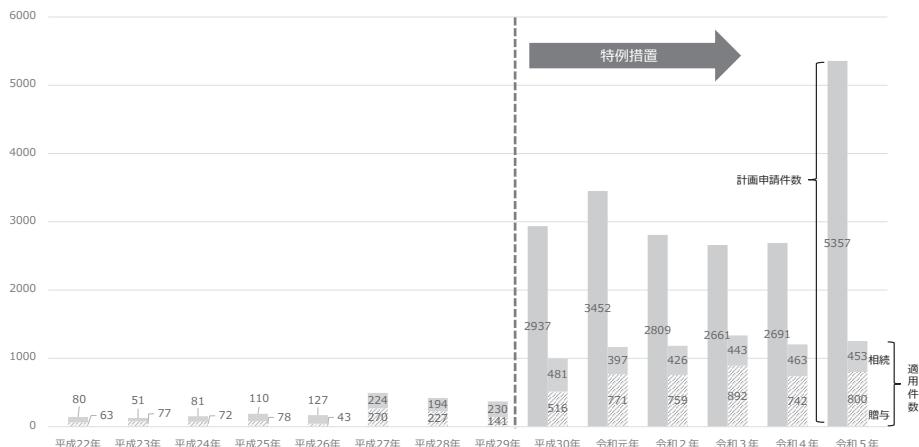
(注2) 本措置の適用に併せ、(参考) 本措置を利用した場合、
(参考) 本措置を利用した場合、

(参考) 本割当を利用した場合、当初の 5 年間は毎年、 5 年経過後は 5 年に 1 回、報酬満了書を交付する。

72

事業承継税制の適用件数

- 平成30年～令和5年の特例承継計画の申請件数と事業承継税制の適用件数の差は約13,000件。
潜在的な利用見込者が特例措置の適用期限に向けて蓄積されていくことになる。



(注1) 適用件数は、各年分の申告において事業承継税制を適用した相続人又は受贈者の人数であり、平成29年分以前は一般措置の件数、H30年分以降は特例措置の件数のみを集計。
(注2) 計画申請件数は年度毎に集計。
(出典) 計画申請件数は中小企業庁資料より、適用件数は「国税庁統計年報書」より作成。

73

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

- 親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
(令和6年1月1日～令和8年12月31日までの措置)

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50m²以上240m²以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40m²以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下、18歳以上）

■ 非課税限度額（令和6年度改正）

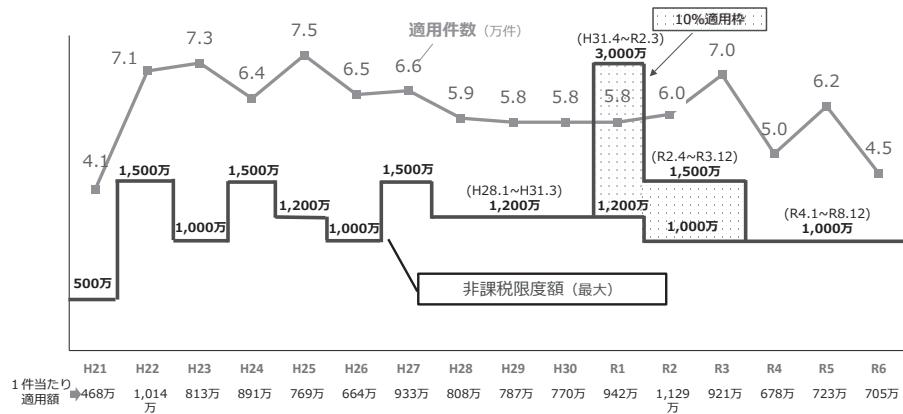
住宅の区分	非課税限度額
一定の耐震性能、省エネ性能 又はバリアフリー性能を有する住宅	1,000万円
上記以外の住宅	500万円

(注1) 既存住宅は、①耐震基準に適合していること 又は②昭和57年以降に建築されていること が必要。
(注2) 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は1,500万円（耐震・省エネ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）。
(注3) 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。
(注4) 適用件数 令和4年：5.0万件 令和5年：6.2万件 令和6年：4.5万件。

74

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用状況

- 非課税限度額の水準にかかわらず、適用件数はほぼ横ばいで推移。



(注1) 計数は、国税庁の報道発表資料による。

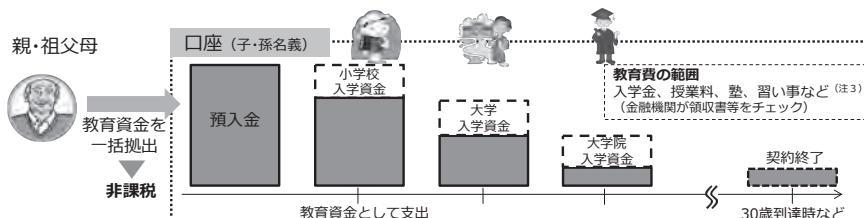
(注2) 非課税限度額は、平成27年から令和3年までは住宅取得等に係る契約の締結時期、それ以外の年分は贈与時期に応じて決まる金額。

(注3) 「10%適用枠」とは、住宅用の家屋の新築等に係る当該等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の非課税限度額をいう。

75

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- 概要：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、1,500万円分まで非課税とする。
- 適用期間：平成25年4月1日～令和8年3月31日
- 受贈者：子・孫（0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下）
- 贈与者死亡時：死亡時の残高を相続財産に加算^(注2)
- 契約終了時：残高に対して、贈与税を課税



(注1) 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。ただし、贈与者に係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合は、受贈者の年齢等に関わらず加算。

(注2) (1)30歳に達した日（学校等に在学、教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年齢で学校等に在学、教育訓練を受講した日がなかった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

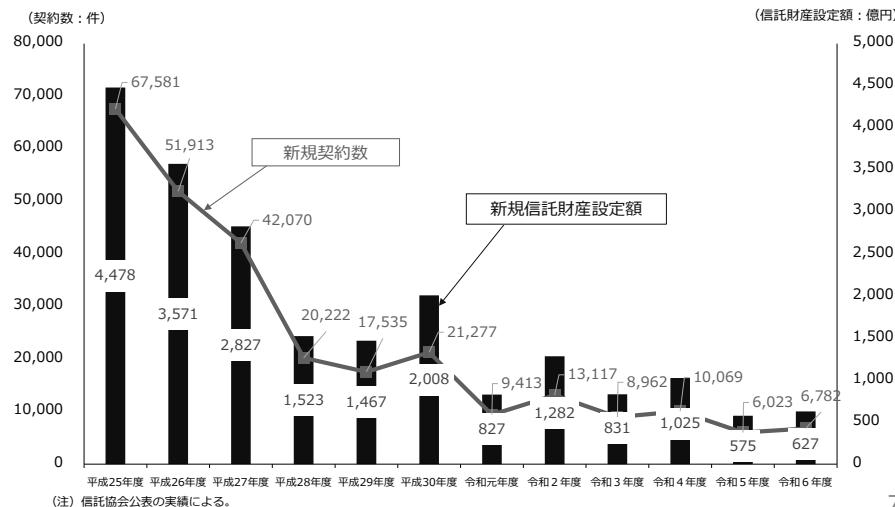
(注3) 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に閲覧する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定。

(参考) 令和7年3月末時点の信託の利用実績延べ 契約件数：27万4,964件、信託財産設定額：約2兆1,041億円

76

教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ約27.5万件、約2.1兆円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で6,782件、627億円（令和7年3月時点）

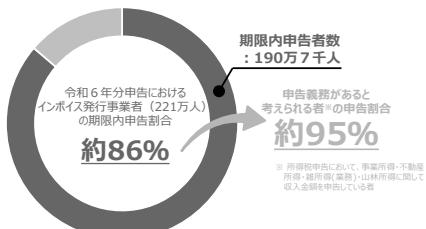


77

インボイス発行事業者（個人事業者）による令和6年分消費税の確定申告状況

- 令和6年分申告におけるインボイス発行事業者（221万人）のうち期限内に申告した割合は約86%（令和5年分は約88%）であった。
 - このうち、申告義務が基本的にあると考えられる者の期限内申告割合は約95%（インボイス導入前は例年85～90%となっていたのに対し、令和5年分は約94%）。
- ⇒ 令和5年分同様、**インボイス導入前と比べても順調な申告状況。**

（参考）免税事業者からインボイス発行事業者になった者について、申告義務が基本的にあると考えられる者の期限内申告割合：約93%（令和5年分：約91%）

令和6年分申告における
インボイス発行事業者の期限内申告割合

（参考）免税事業者からインボイス発行事業者になった者における期限内申告割合

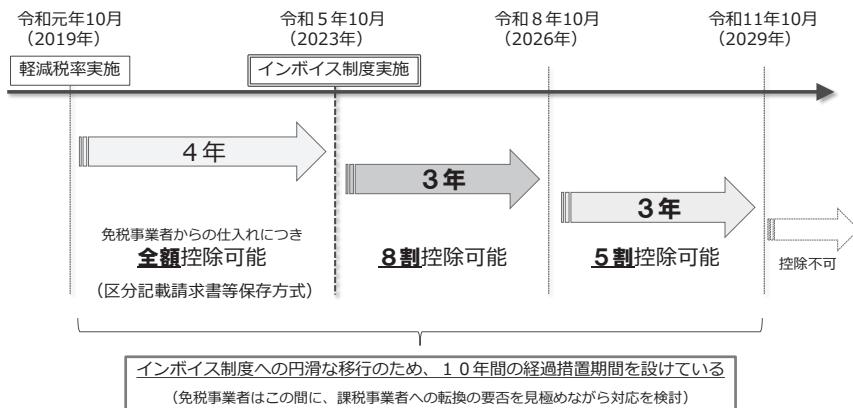
※ 令和5年10～12月に課税事業者に登録した者及び令和6年に課税事業者に登録した者の合計



78

免税事業者からの仕入れに係る経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度実施後3年間は8割、その後の3年間は5割の仕入税額控除が可能。



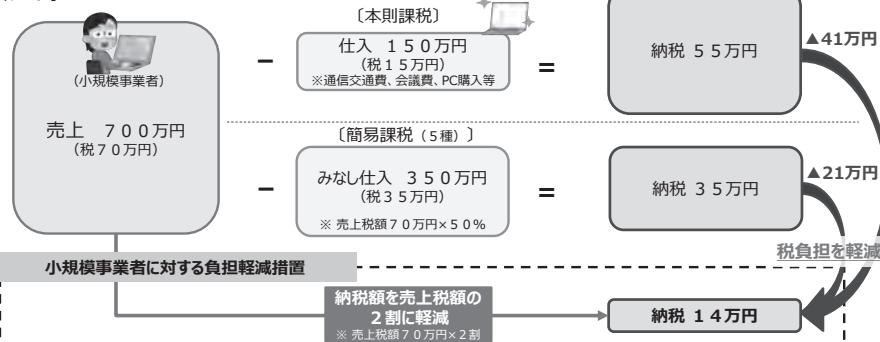
79

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

R5改正

- 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずる**。
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減されることとなる**。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できる。(個人事業者の場合、令和8年分確定申告まで適用可)

【イメージ】



80

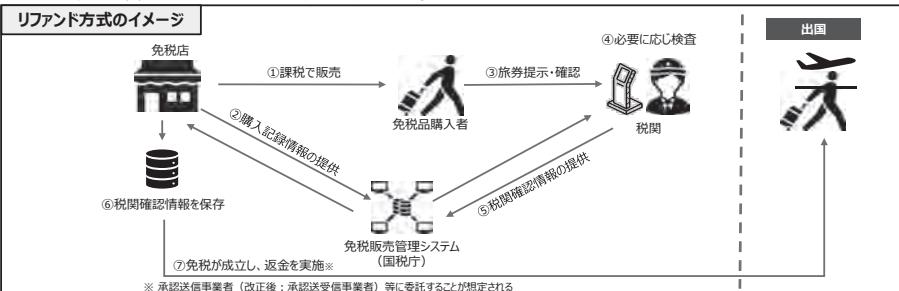
外国人旅行者向け免税制度の見直し

- 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後に消費税相当額を返金する「リファンド方式」への見直しについて、令和7年度税制改正大綱に基づき、税制改正法案が成立。関係法令は令和7年3月末に公布済。
- 新制度は、令和8年11月1日から適用を開始。

◆ 令和7年度税制改正大綱（抜粋）

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和7年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、**外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止**とともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。また、新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において、業界団体等とも連携しつつ周知・広報を行う。

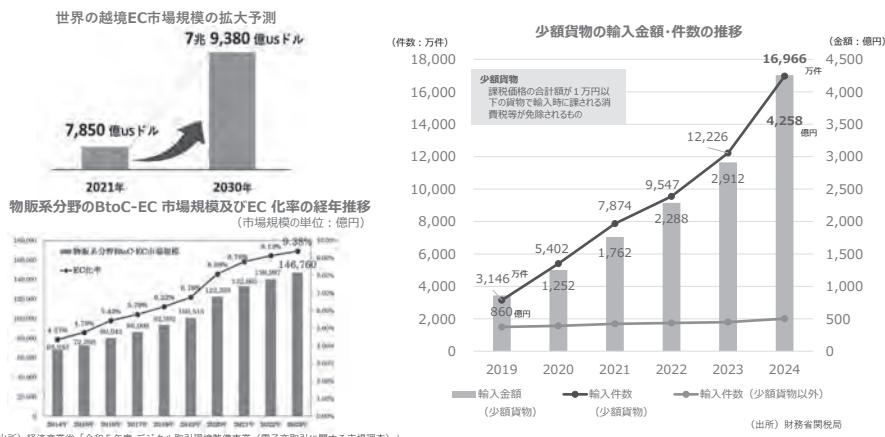


31

国境を越えたEC取引の拡大について

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- **近年、EC(※)需要が大きく伸び、その後も堅調に市場規模が拡大。**更に、グローバル化やプラットフォーム経済の発展により、国外事業者が容易に他国市場へアクセスできるようになり、国境を越えたEC取引に係る世界の市場規模は、2030年には約8兆ドル（2021年の10倍）にも達すると指摘されている。
(※) Electronic Commerce：電子商取引
- **我が国においても、BtoC-EC市場の拡大が続いており、国境を越えたEC取引を利用した国外事業者からの個人輸入による購入も急増。**通常の輸入件数が横ばいの中、消費税等が免除される少額貨物は、この5年間で5倍超に増加し、2024年で約1億7千万件となっている。



82

国境を越えたEC取引の課税関係と適正な課税に向けた課題

令和6年11月13日
 経済社会のデジタル化への対応と
 納税環境整備に関する専門家会合
 財務省提出資料

- 国境を越えたEC取引には一般的に次の2つの形態が存在。
 - ① 国外事業者が、プラットフォーム事業者（PF）が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する場合（フルフィルメントサービス）。この場合、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負う。
 - ② 国外事業者から海外直送する場合。この場合、国内消費者がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負う（少額は免税）。
- ①については、多くの無申告が生じている可能性があり、②については、少額な貨物が免税対象とされており、これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。

【課題1】国外事業者による無申告が生じているおそれ

※ 国外事業者によるフルフィルメントサービスの国内市場規模やEC事業者の決算情報等に基づき一定の仮定をもとに試算すると5000億円～1兆円程度と見込まれる。

【課題2】少額貨物に係る国内事業者との競争上の不均衡

※ 実務的には通関業者が代理して申告

※ 少額貨物（課税価格1万円以下）は消費税等が免除される。消費税等を納めた上で国内で取引を行う小売業者等と競争上の不均衡が生じている。

83

令和7年度税制改正大綱（抄）

令和6年12月20日
 公明党

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応

③ 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大しているが、国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じている。

こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行う。

84

令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日決定）（抜粋）

自由民主 党
公明党

1. 成長型経済への移行

（3）今後の法人税のあり方

わが国では、世界的な法人税率の引下げ競争が展開される中、2010年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るために、法人税率を23.2%まで引き下げた（国・地方の実効税率は29.74%）。この間、経済界には、法人税改革の趣旨を踏まえ、国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では、収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた。

今般、EBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の観点からデータ分析等を行い、法人税改革の成果について議論を行った。設備投資については、法人税改革以降、海外投資等が増加したのに対し、大企業を中心に国内投資は低水準で推移した。賃上げについても、諸外国と比較して、長年低迷してきた。他方、企業の利益が現預金として社内にどまる傾向が一層強まってきた。

海外の先行研究を見ても、法人税率が設備投資や賃金に与える影響は限定的であるとの分析や、わが国の法人税改革が国内投資の増加に効果的でなかったとの分析が示されている。また、政策対応を検討する際には、企業の国際競争力等にも一定の配慮が求められるが、この10年間で、企業を取り巻く経済環境やそれに応じた企業行動は大きく変化したことにも留意が必要である。

こうした振り返りを踏まえれば、法人税改革は意図した成果を上げてこなかつたと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかなければならない。これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく。税制のみならず、予算や制度改正等の様々な政策手段を総動員して国内投資を促し、持続的な経済成長に向けた動きを取り先の中小企業も含め広く経済社会全体に波及させていく。

85

令和5年度 稟税特別措置の適用実態調査報告書（令和7年通常国会提出）のポイント

対象措置数：78措置（令和4年度81措置）、適用法人数：148.3万法人（令和4年度146.2万法人）

措置の種類 (措置数)	適用件数 (前年度比)	適用額 (前年度比)	(参考) 増減要因となる 主な措置	適用額 (前年度比)	減収額試算	制度改正の状況
法人税率の特例 (2措置)	108.0万件 (+1.2万件)	4兆5,474億円 (+1,117億円)	中小法人等の軽減税率	4兆5,281億円 (+1,262億円)	1,811億円	－
税額控除 (17措置)	31.4万件 (+4.3万件)	1兆7,338億円 (+4,049億円)	賃上げ促進税制	7,278億円 (+2,127億円)	7,278億円	令和4年度改正：改組・拡充
			研究開発税制	9,479億円 (+1,842億円)	9,479億円	令和4年度改正：縮減 令和5年度改正：縮減・拡充
			DX・C.N投資促進税制 (一部)	103億円 (+25億円)	103億円	令和4年度改正：縮減 令和5年度改正：縮減
			中小企業投資促進税制 (一部)	211億円 (+22億円)	211億円	令和5年度改正：縮減
			国家戦略特区設備投資 促進税制（一部）	16億円 (+16億円)	16億円	－
特別償却 (26措置)	3.7万件 (▲0.2万件)	8,280億円 (▲89億円)	中小企業経営強化税制 (一部)	4,810億円 (▲194億円)	726億円	令和5年度改正：縮減
			特定船舶の特別償却	886億円 (+131億円)	76億円	令和5年度改正：縮減・拡充
			中小企業投資促進税制 (一部)	1,914億円 (+100億円)	304億円	令和5年度改正：縮減
			地域未来投資促進税制 (一部)	158億円 (▲95億円)	16億円	令和4年度改正：縮減 令和5年度改正：縮減・拡充
準備金 (10措置)	0.4万件 (▲0.02万件)	6,474億円 (▲100億円)	海外投資等損失準備金	149億円 (▲110億円)	35億円	－

(注1) 対象措置数78措置は、上記の合計55措置に上記の種類に該当しない措置（土地税制等）34措置を加え、税額控除と特別償却の選択制の11措置を除いたもの。

(注2) 本報告書における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算した全体会の減収額は、2兆8,990億円程度。

86

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

<令和6年3月2日衆議院財務金融委員会>

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 省略
- 二 買上げ促進税制については、中小企業の実態を踏まえ、長期にわたり実施されている同税制の効果の検証を行うとともに、新たに創設された上乗せ要件が子育て仕事の両立支援や女性活躍支援に与える効果についても的確に把握するよう努めること。
- 三 新たに創設される各種の企業関係税制については、今後、各措置の適用実態を検証し、企業等の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業等に対する過度の優遇にならないよう、不断の見直しを行うこと。

四～六 省略

<令和7年3月4日衆議院財務金融委員会>

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

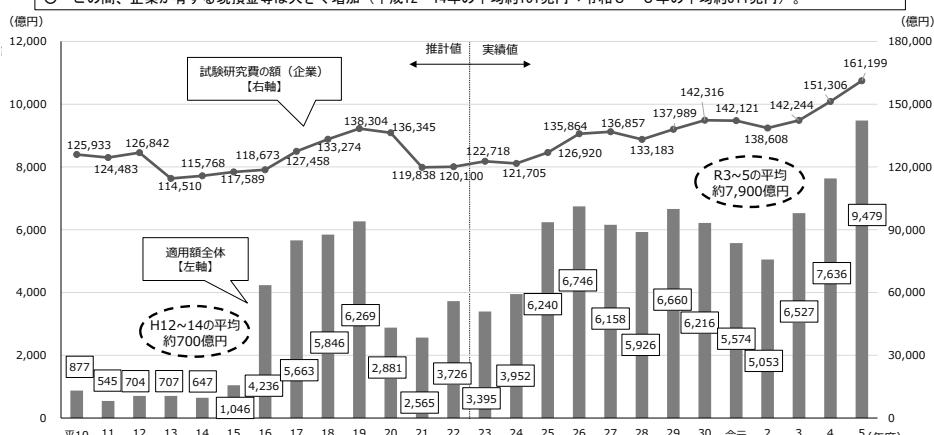
- 一～九 省略
- 十 各種の企業関係税特別措置については、企業等の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業等に対する過度の優遇にならないよう、各措置の適用実態のより一層の透明化に向けて必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十一 給与等の支給額が増加した場合の所得税額及び法人税額の特別控除に関する制度については、その効果の検証を継続的に行い、その結果や賃金を巡る状況を踏まえ、同制度の廃止を含む見直しについて検討を進め、必要な措置を講ずるよう努めること。

十二～十五 省略

87

試験研究費の額と研究開発税制の適用額の推移

- 平成15年度改正以降、研究開発税制の規模は大きく増加し、法人税関係の租税特別措置の中で最大の減収額となっている。特に、足元では1兆円に迫る動き。
- 他方、長期的に見ると、企業による試験研究費の額は概ね横ばいの動きで、必ずしも研究開発税制が試験研究費の増加につながっていない可能性。
- この間、企業が有する現預金等は大きく増加（平成12～14年の平均約151兆円⇒令和3～5年の平均約311兆円）。



(注1) 研究開発税制の適用額については、平成10年～平成17年まで(12・13決算期ベース)、平成18年以後(4・3決算期ベース)に計上。試験研究費の額(企業)については、4・3決算期ベースに計上。
 (注2) 平成10年度から平成13年度までの適用額は会社標本調査(国税庁)の「試験研究費の控除額」の額を、平成14年度から平成22年度までの適用額は同調査の「中小企業者等の試験研究費」等の欄の合計額を記載
 (注3) 租税特別措置の適用実態調査(平成23年度以降)、会社標本調査(国税庁)(平成22年度以前)、科学技術研究調査(総務省)

88

研究開発税制の適用実態

- 平成25年度以降、研究開発税制は約6,000億円前後の規模で推移してきたが、足元では1兆円に迫る伸びとなっている。
- 試験研究費の額そのものが大きいことなど様々な要因が考えられるが、適用額全体の約9割以上が大法人によるもの。

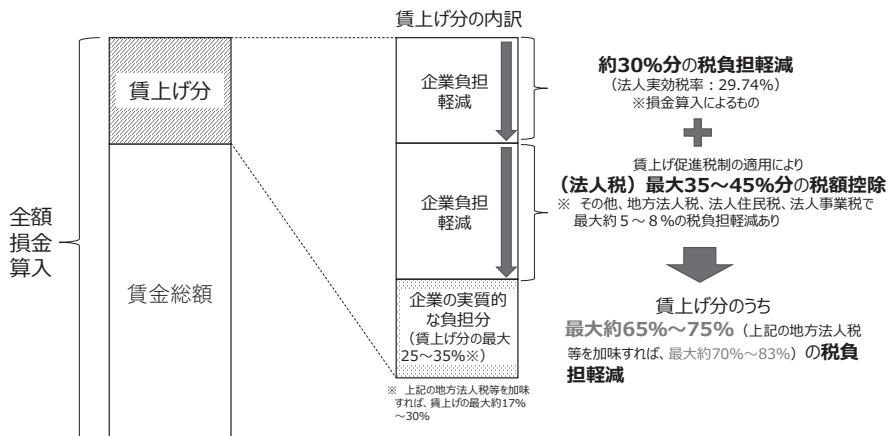
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
研究開発税制 全体	9,895件	11,177件	12,703件	12,527件	12,287件	12,262件	11,956件	10,241件	9,726件	9,230件	9,707件	16,402件	17,845件
	3,395 億円	3,952 億円	6,240 億円	6,746 億円	6,158 億円	5,926 億円	6,660 億円	6,216 億円	5,574 億円	5,053 億円	6,527 億円	7,636 億円	9,479 億円
大法人	2,965件	3,633件	4,215件	4,131件	4,010件	3,980件	3,561件	3,141件	2,905件	2,761件	2,857件	4,947件	5,299件
	3,104 億円	3,666 億円	5,916 億円	6,381 億円	5,769 億円	5,555 億円	6,253 億円	5,796 億円	5,182 億円	4,708 億円	6,106 億円	6,961 億円	8,665 億円
中小法人等	6,930件	7,544件	8,488件	8,396件	8,277件	8,282件	8,395件	7,100件	6,821件	6,469件	6,850件	11,455件	12,546件
	291億円	285億円	323億円	365億円	389億円	371億円	407億円	420億円	392億円	344億円	421億円	675億円	814億円
適用額全体に 占める大法人 適用額の割合	91.4%	92.8%	94.8%	94.6%	93.7%	93.7%	93.9%	93.2%	93.0%	93.2%	93.5%	91.2%	91.4%

(注) 令和4年度以前において、連結法人については、企業グループ単位で申告書が提出されるため、1グループを1法人として集計している。
(出典) 税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

89

(参考) 賃上げ促進税制の概要イメージ

- 企業の支払う賃金は（賃上げ分を含め）は全額損金算入されるため、黒字企業の場合、課税所得が減ることにより、賃上げ分の最大約30%分の税負担が軽減される。
- 加えて、賃上げ促進税制の適用によって賃上げ分の最大35～45%が税額控除されることにより、賃上げ分の最大65～75%（地方法人税等を加味すれば、最大約70%～83%）につき、税負担の軽減がなされることになる。



90

賃上げ促進税制の適用実態

賃上げ促進税制 (所得拡大促進税制等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
全体	78,261件	90,594件	99,134件	120,977件	131,201件	129,831件	99,355件	138,063件	215,294件	254,483件
	2,478億円	2,774億円	3,184億円	3,849億円	3,525億円	2,289億円	1,650億円	2,430億円	5,150億円	7,278億円
大法人	4,075件	3,980件	3,787件	3,645件	2,712件	1,802件	1,114件	1,986件	4,116件	5,268件
	1,688億円	1,724億円	1,880億円	2,034億円	1,545億円	923億円	620億円	711億円	2,494億円	3,337億円
中小法人等	74,186件	86,614件	95,347件	117,332件	128,489件	128,029件	98,241件	136,077件	211,178件	249,215件
	790億円	1,050億円	1,304億円	1,815億円	1,980億円	1,366億円	1,031億円	1,719億円	2,656億円	3,941億円

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

91

令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日決定）（抜粋）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方**4. 自動車関係諸税の総合的な見直し****(1) 見直しに当たっての基本的考え方**

自動車関係諸税は、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① インフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② マルチバスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする
また、自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、イノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする
- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする
- ④ ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく
その際、中長期的には、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

(2) 車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

(3) 利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る。

92

自動車重量税のイメージ

- エコカー減税対象車及びこれに相当する環境性能を有する車は「本則税率」、それ以外の車は「当分の間税率」となっている。
- その上で、エコカー減税対象車には、エコカー減税による減免が適用される。

＜自家用乗用車の計算例＞					
新規車検、車両重量が1.4t、 エコカー減税▲50%軽減の場合	【車両重量】 3	【税率】 × 2,500円	【車検期間】 × 3	【エコカー減税】 × 50%(▲50%)	(100円未満切捨) → 11,200円
継続車検、車両重量が1.4t、 当分の間税率・13年未満	3	× 4,100円	× 2	-	→ 24,600円

当分の間税率
6,300円 / 0.5t

エコカー減税対象車及びそれと同等の環境性能を持つ自動車
※エコカーは下記のとおり减免

当分の間税率
4,100円 / 0.5t

本則税率 2,500円 / 0.5t		当分の間税率 4,100円 / 0.5t			13年超	18年超
免稅	※ 2回目も免稅	▲50%軽減	▲25%軽減			
電気自動車等、 2030基準 125%達成	2030基準 100%達成	2030基準 90%達成	2030基準 80%達成	2030基準 75%達成	2030基準75%未達成	

(注1) 令和7年5月1日～令和8年4月30日までの間の制度をしたもの。
 (注2) ガリソン車・LPG車・クリーンディーゼル車の減免対象は、2020年度燃費基準達成車に限る。2030基準とは2030年度燃費基準を指す。
 (注3) 継続車検を受ける際、免稅対象車等（エコカー減税対象車及び同程度の環境性能を有する車両）に該当する場合には本則税率が適用される（13年超／18年超の場合を含む）。なお、2030基準75%達成車は免稅対象車等には該当しないが、経過措置として本則税率が適用されている。⁹³

自動車重量税のエコカー減税（乗用車）

- 燃費性能等が優れた自動車の開発を促す観点から、一定の排ガス性能を備えた自動車について、燃費性能に応じて、新車の初回車検の際などの自動車重量税の税率を減免。
- 平成21年度のエコカー減税導入以降、適用期限到来ごとに燃費基準を引き上げており、平均燃費は向上。足元では、概ね新車10台中7台がエコカー減税の対象であり、また新車3台中1台が免稅といった状況になっている。

【エコカー減税の概要】

	初回車検	2回目車検
EV・FCV・PHV・CNG	免稅	免稅
ガソリン車 LPG車 CNG車	2030基準 ①: 120%達成 ②: 125% "	免稅
	2030基準 ①: 90%達成 ②: 100% "	免稅
	2030基準 ①: 80%達成 ②: 90% "	▲50%軽減
	2030基準 ①: 70%達成 ②: 80% "	▲25%軽減

【エコカー減税の対象車の割合（販売台数）】

減税対象外	30%
免稅	37%
▲25%軽減	8%
▲50%軽減	25%
計	356万台

(注1) ①はR6.1.1～R7.4.30、②はR7.5.1～R8.4.30の間に必要な達成度。
 (注2) EV、FCV、PHV、CNGは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。2030基準は2030年度燃費基準を指す。
 (注3) ガソリン車等の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度燃費基準達成車に限る。

動力源（パワートレイン）ごとの課税関係			
	EV	HV	ガソリン車
取得	CEV補助金 評価に応じて 12~90万円／台	一律非課税	環境性能に応じて 取得価額の0~3%
	自動車税 環境性能割		環境性能に応じて 取得価額の0~3%
保有	自動車税 種別割	一律で最低税率 (25,000円/年) ※取得翌年度▲75%程度 (グリーン化特例) 重量に応じて課税 (本則：2,500円/0.5t・年) ※初回・2回目車検は 一律で免税	排気量に応じて課税 重量に応じて課税 (当分の間：4,100円/0.5t・年) 環境性能に応じて減免
	自動車重量税		排気量に応じて課税 重量に応じて課税 (当分の間：4,100円/0.5t・年) 環境性能に応じて減免
利用	燃料課税 (揮発油税・地方揮発油税)	53.8円/ℓ	53.8円/ℓ

(注) 令和7年4月現在の課税関係を示している。

95

国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」2本の柱について	
<ul style="list-style-type: none"> 市場国に物理的拠点（PE : Permanent Establishment）を置かずにはビジネスを行う企業の増加 <ul style="list-style-type: none"> 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き <ul style="list-style-type: none"> 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。 	↓
<p>経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み（IF）」（現在は147か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月、2本の柱の解決策（※）に合意。 <p>（※）「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）及び「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）により構成。</p> 2021年12月、グローバル・ミニマム課税のモデルルールを公表。国内法での対応が求められており、各國において法制化が進行中。 <p>（※）日本においては、2023年に所得合算ルール（IIR）を法制化。2025年に軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）を法制化。</p> 2023年10月、「第1の柱」の多数国間条約の案文を公表。 2025年1月、国際課税に係る米国大統領覚書の公表。4月、IF声明を公表、議論の継続に合意。 2025年6月、「グローバル・ミニマム課税に関するG7声明」の公表。IFにおいて具体的な解決策を議論中。 	

トランプ大統領覚書（国際課税関連 概要）

1月20日
公表

OECDの税に関するグローバルな合意

米国の主権と経済競争力を取り戻すものとして、以下を規定。

- グローバル・タックスディールに係る前政権によるいかなるコミットメントも、米国議会による立法措置なしに、米国において効力を有しないことを、OECDに通知。
- 財務長官は、通商代表と協議の上、域外適用または米国企業に不均衡な影響を与える外国の税制措置について調査し、取るべき保護手段等のオプションを作成して、60日以内に大統領に助言を提出。

米国第一の貿易政策

- (j) 外国による課税の調査；内国歳入法891条（※）に基づき、外国が合衆国の国民または法人に対して差別的または域外課税を課しているかどうかを調査。

（※）内国歳入法891条は、外国が米国企業等を差別的・域外的税制の対象としていると大統領が認める場合は、大統領令により、当該外国の企業等に対する税率を2倍にする旨規定。

97

米国の動向等

- 本年1月、米国は国際課税に係る大統領覚書を公表。
- 本年4月の「BEPS包摂的枠組み（IF）」総会において、米国を含むIF参加国は、特に「第2の柱」の実施と進行中の「第1の柱」の交渉に関し、国際課税システムにおける確実性と安定性の確保のため、議論の継続に合意した旨、公表。
- 米国議会の動きとして、本年5月に下院で可決された財政調整法案（一つの大きく美しい予算法案、One Big Beautiful Bill Act : OBBBA）には、米国が「不公平」と考える税制をもつ外国の政府・企業等に対し、追加課税等の「対抗措置」を課する規定が含まれていた（通称「899条」）。

<「899条」（下院案）の主な内容>

米国が「不公平」と考える税制をもつ外国の居住者等が米国において稼得する所得に対する課税について、その税率を適用日から毎年5%ずつ引き上げ、法定税率に加えて最大20%まで引き上げる。

- 不公平な税制
①グローバル・ミニマム課税の一部である軽課税所得ルール（UTPR）、②デジタル・サービス税（DST）等
- 適用対象者
「不公平な税制」をもつ外国の政府、居住者（個人・企業）、これらに保有されている外国企業 等

- **6月28日、上院案（※）から899条が削除され、並行して29日、G7声明が公表。**

（※）財政調整法案は、7月1日に上院にて可決、7月3日に下院にて再可決、7月4日大統領署名を経て成立。

98

グローバル・ミニマム課税に関するG7声明（抄）（2025年6月28日（米国時間）公表）

- 「一つの大きく美しい予算法案（One Big Beautiful Bill Act : OBBBA）」の上院修正案（2025年6月16日提出）において最近提案されている米国の国際課税システムへの変更の考慮、OBBBAの上院版における899条の削除、及び、国内ミニマム課税（QDMTT）の実施の成功とその影響の考慮を含め、両ミニマム課税制度の分析に基づいて行われたこの問題に関する議論を踏まえ、共存システムは、将来にわたり、税源浸食と利益移転に対処する中で「包摂的枠組み（IF）」の法域が得た重要な成果を維持し、国際課税システムにおけるより大きな安定性と確実性を提供しうるという理解が共有されている。
- この理解は、潜在的な税源浸食及び利益移転のリスクに対処するために、「包摂的枠組み」を通じて共に協働することへの我々の継続的なコミットメントを基盤とするものであり、以下の受け入れられた原則に基づく：
 - 共存システムでは、米国親会社グループの、米国内利益および米国外利益の双方について、UTPRおよびIIRから完全に免除する。
 - 共存システムでは、その共通の政策目的を保持するため、公平な競争環境の観点から特定される重大なリスク、または税源浸食と利益移転のリスクが対処されることへのコミットメントを含む。
 - 共存システムの実現に向けた作業は、「第2の柱」全般に係る執行とコンプライアンスの枠組みの大幅な簡素化の実現と並行して行われる。
 - 共存システムの実現に向けた作業は、「第2の柱」における実質ベースの還付無税額控除の取扱いが、還付付税額控除の取扱いより整合的になることを確保する変更を検討することと、並行して進められる。
- 共存システムの実現は、デジタル経済の課税に関する建設的な対話及びすべての国の課税主権の保持を含む、国際課税システムの安定化のさらなる進展を促進する。
- 我々は、これらの問題がより広範な法域グループにとって関連性を持つことを認識しており、「包摂的枠組み」において、すべての当事者が受け可能かつ実施可能な解決策に迅速に達する観点から、この理解及びそれが基づく原則について議論し、発展させることを期待する。

99

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

地方財政・地方税制の現状と課題

(1ページ)	地方財政・地方税制の現状と課題	88
(2ページ)	目次	88
(3ページ)	総論：地方財政・地方税制の現状と課題	89
(4ページ)	令和8年度の地方財政の課題	89
(5ページ)	令和8年度 地方財政取支の仮試算【概算要求時】	90
(6ページ)	令和8年度地方交付税の姿（概算要求）	90
(7ページ)	国税・地方税の税収内訳（令和7年度地方財政計画額）	91
(8ページ)	令和6年度地方税収入決算見込額	91
(9ページ)	地方税収の推移	92
(10ページ)	各論：個別地方税制の現状と課題	92
(11ページ)	1. 車体課税・燃料課税	93
(12ページ)	ガソリン、軽油等に関する税の概要	93
(13ページ)	ガソリン暫定税率廃止に係る合意書	94
(14ページ)	地方団体の意見	94
(15ページ)	いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急提言（令和7年8月27日）	95
(16ページ)	当分の間税率を廃止した場合のCO ₂ 排出量への影響（環境省試算）	95
(17ページ)	令和7年度与党税制改正大綱（抄）	96
(18ページ)	自動車関係諸税（車体課税+燃料課税）の概要	96
(19ページ)	車体課税（地方税）の税収推移	97
(20ページ)	自動車に関する行政サービスと自動車関係諸税（車体課税+燃料課税）の状況	97
(21ページ)	地方の道路インフラにおける維持管理の現状	98
(22ページ)	自動車税・軽自動車税（環境性能割）の概要	98
(23ページ)	環境性能割に関する論点	99
(24ページ)	パワートレイン別の自動車税環境性能割の税率適用状況	99
(25ページ)	地球温暖化対策計画（抄）（令和7年2月18日閣議決定）	100
(26ページ)	環境性能割を廃止した場合のCO ₂ 排出量への影響（環境省試算）	100
(27ページ)	自動車税・軽自動車税（種別割）の概要	101
(28ページ)	グリーン化特例の概要（種別割）	101
(29ページ)	電気自動車等の税負担の状況	102
(30ページ)	電気自動車（EV）に対する自動車税種別割の現状と課題	102
(31ページ)	地方財政審議会「自動車関係税制のあり方に関する検討会」について	103
(32ページ)	2. 地方消費税	103
(33ページ)	地方消費税について	104
(34ページ)	地方消費税に係る国・地方の配分の経緯	104
(35ページ)	地方消費税等の社会保障財源としての活用状況	105
(36ページ)	地方の社会保障施策に要する経費の将来見通し	105

(37ページ)	都道府県ごとの地方消費税収等（試算）	106
(38ページ)	地方団体の意見（消費税減税）	106
(39ページ)	地方消費税の清算制度について	107
(40ページ)	3. いわゆる「103万円の壁」	107
(41ページ)	令和7年度税制改正大綱（抜粋）	108
(42ページ)	物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	108
(43ページ)	個人住民税の概要等	109
(44ページ)	個人住民税所得割の計算の仕組み	109
(45ページ)	基礎控除	110
(46ページ)	大学生年代の子等に関する特別控除の創設（令和7年度税制改正）	110
(47ページ)	大綱決定を受けた各地方団体の声明	111
(48ページ)	4. 地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況の原因・課題の分析	111
(49ページ)	令和7年度税制改正大綱（抜粋）	112
(50ページ)	個人住民税の仕組み（所得類型別）	112
(51ページ)	個人住民税（割毎）に係る東京都シェアの推移	113
(52ページ)	るべき税収帰属地と課税団体	113
(53ページ)	地方税制のあり方に関する検討会 道府県民税利子割に関する中間整理（概要）令和7年7月	114
(54ページ)	利子割における税収帰属の適正化に係る対応	114
(55ページ)	令和7年度与党税制改正大綱（令和6年12月20日）（抄）	115
(56ページ)	「骨太方針2025」	115
(57ページ)	全国に占める東京都の税収シェアの推移	116
(58ページ)	東京都の税収の推移	116
(59ページ)	全国に占める東京都の地方法人二税の税収シェアの推移	117
(60ページ)	全国に占める東京都の固定資産税収シェアの推移	117
(61ページ)	東京都・特別区の財源超過額等の推移	118
(62ページ)	東京都の基金残高の推移	118
(63ページ)	地方団体の一般財源（地方税等と地方交付税）の構造	119
(64ページ)	各指標で見る東京都への経済活動の集中	119
(65ページ)	企業の本社等の大都市への集中	120
(66ページ)	電子商取引の拡大	120
(67ページ)	企業の組織形態の多様化（フランチャイズチェーン）	121
(68ページ)	地価の状況（商業地・県庁所在地）	121
(69ページ)	地価公示価格の分布（商業地・全国）	122
(70ページ)	商業地の平均価格の推移	122
(71ページ)	商業地等の状況	123
(72ページ)	5. ふるさと納税	123
(73ページ)	ふるさと納税制度	124
(74ページ)	ふるさと納税制度の見直し（指定制度の導入）について【令和元年6月～】	124
(75ページ)	ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（全国計）	125

(76ページ)	ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移（全国計）	125
(77ページ)	ふるさと納税受入額及び住民税控除額の上位20団体（市区町村別）	126
(78ページ)	ふるさと納税の受入額及び受入件数（都道府県別）	126
(79ページ)	ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況	127
(80ページ)	ふるさと納税の募集に要した費用（全団体合計額）	127
(81ページ)	ふるさと納税の指定基準の見直し【令和7年6月24日付け告示第220号】	128

(1ページ)

地方財政・地方税制の現状と課題



第77回 租税研究大会

令和7年9月18日

総務省 自治税務局長 寺崎 秀俊

(2ページ)

<目次>

総論：地方財政・地方税制の現状と課題 ······ 3

各論：個別地方税制の現状と課題

- | | | |
|----------------------------------|-------|----|
| 1. 車体課税・燃料課税 | ····· | 11 |
| 2. 地方消費税 | ····· | 32 |
| 3. いわゆる「103万円の壁」 | ····· | 40 |
| 4. 地方団体間の収支の偏在や財政力格差の状況の原因・課題の分析 | ·· | 48 |
| 5. ふるさと納税 | ····· | 72 |



総論：地方財政・地方税制の現状と課題

令和8年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 活力ある持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への対応

「経済財政運営と改革の基本方針2025」等を踏まえ、地方団体が、「地方創生2.0」やDX・GXの推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保、物価高を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進など、活力ある持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保と財政健全化等

(1) 社会保障関係費や人件費の増加、物価上昇等が見込まれる中、地方団体が、上記1に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「経済・財政新生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等を踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映しつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

(2) 地方交付税については、引き続き厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。

(3) 臨時財政対策債、交付税特別会計借入金といった特例的な債務残高を縮小し、財政健全化の取組を着実に推進。

(4) 地方分権推進の基盤となる地方税を充実確保とともに、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を推進。

3. 地域DXの推進と財政マネジメントの強化

(1) フロントヤード改革やマイナンバーカードの利活用拡大等による住民の利便性向上、自治体情報システムの標準化、サイバーセキュリティ対策の強化、AIの利用推進、デジタル人材の確保、デジタル実装の全国展開などにより、地域DXを更に推進。

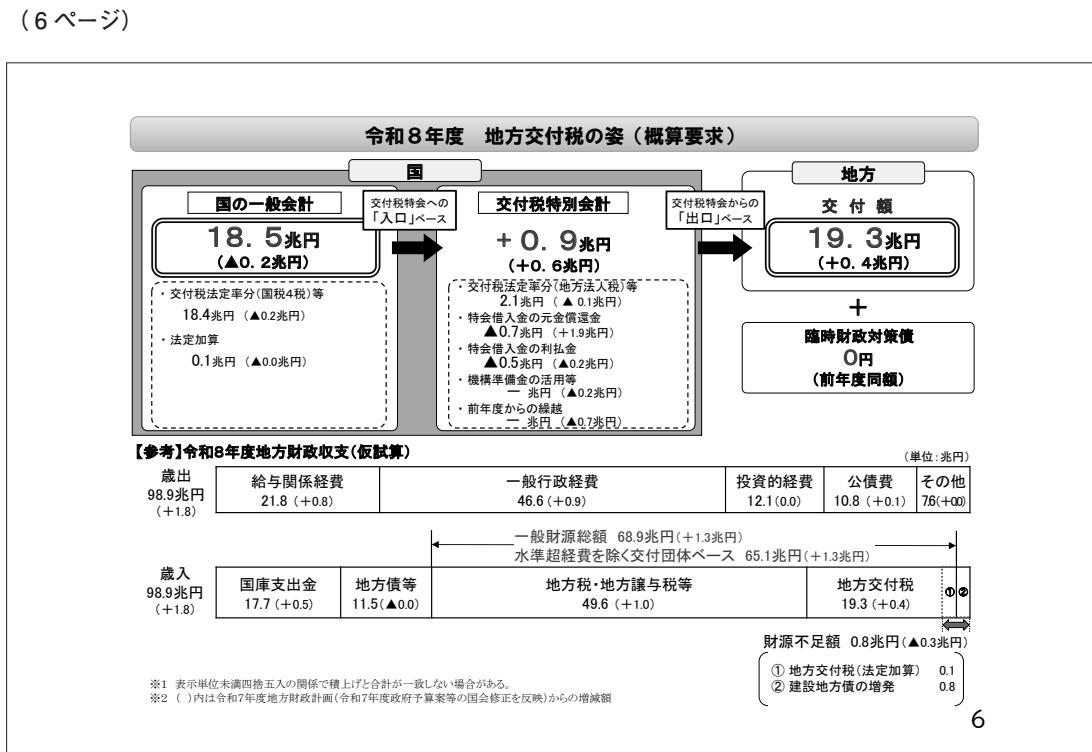
(2) 公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、公営企業の広域化等の経営基盤の強化など、地方団体の財政マネジメントを強化。

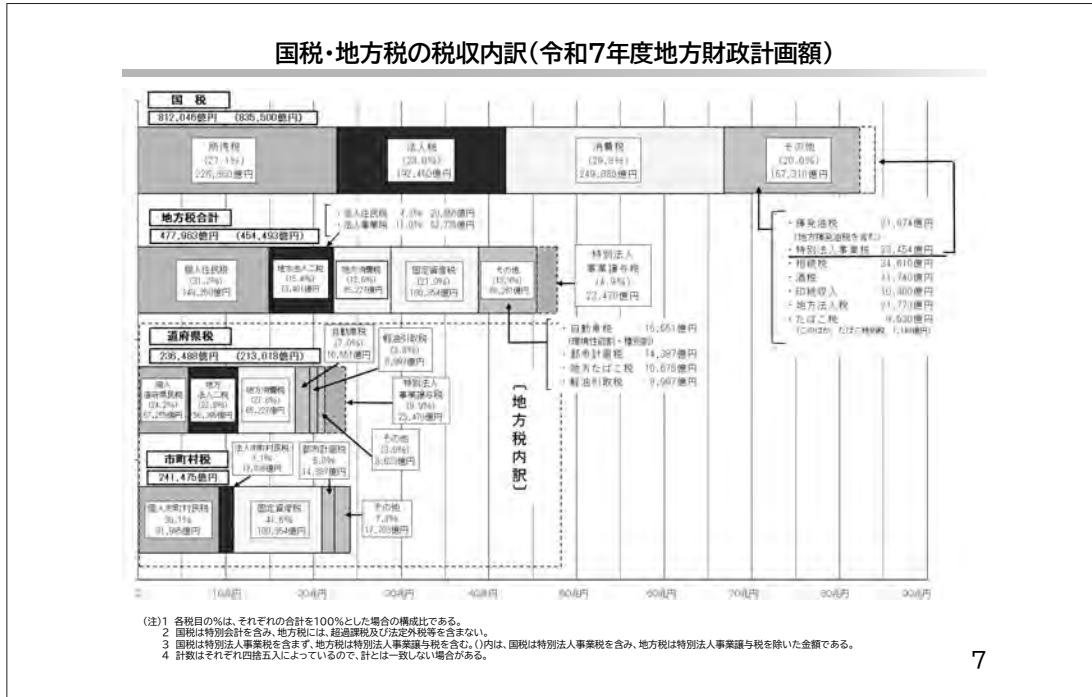
【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

令和8年度 地方財政収支の仮試算【概算要求時】													
(通常収支分)		(単位:兆円)			(単位:兆円)								
区分	R7計画 A	R8仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方	区分	R7計画 A	R8仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方		
歳出	地方税等	48.4	49.4	1.0	2.1	R7人事院動向(令和7年8月7日)等を反映	給与関係経費	21.0	21.8	0.8	3.8	R7年度同額	
	地方税	45.4	46.3	0.9	2.0		退職手当以外	19.9	20.6	0.8	4.0		
	地方譲与税	3.0	3.1	0.1	4.0		退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0		
	地方特例交付金等	0.2	0.1	△0.0	△ 22.9		一般行政経費	45.6	46.6	0.9	2.0		
	地方交付税	19.0	19.3	0.4	2.0		補助	26.6	27.3	0.7	2.6		
	国庫支出金	17.2	17.7	0.5	2.7		単独	15.9	16.1	0.2	1.2		
	地方債	6.0	6.0	0.0	0.0		国民健康保険・後期高齢者医療制度 特別事業費	1.5	1.5	0.0	1.0		
	うち臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0		新しい地方経済・生活環境創生事業費	1.2	1.2	0.0	0.0		
	その他	6.3	6.3	△0.0	△ 0.2		地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0		
	計	97.1	98.9	1.8	1.8		地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0		
歳入	うち一般財源	67.5	68.9	1.3	2.0		地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0		
	うち交付税(倍ベース)	63.8	65.1	1.3	2.1		投資的経費	12.1	12.1	0.0	0.0		
	一般財源						直俸・補助	5.7	5.7	0.0	0.0		
注) 1 地方交付税の要求の考え方等については、「令和8年度 地方交付税の概算要求の概要」とおりである。		注) 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額である。			注) 3 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を上にすらなど仮置きの計数であり、予算編成過程において、「物価」上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。あわせて、地域デジタル社会推進費、緊急防災・減災事業費、緊急自然災害防止対策事業費及び脱炭素化推進事業費の取扱いも含め、「令和8年度の地方財政の課題」、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行った。			注) 4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。			注) 5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。		
注) 6 「R7計画」は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映したものである。													



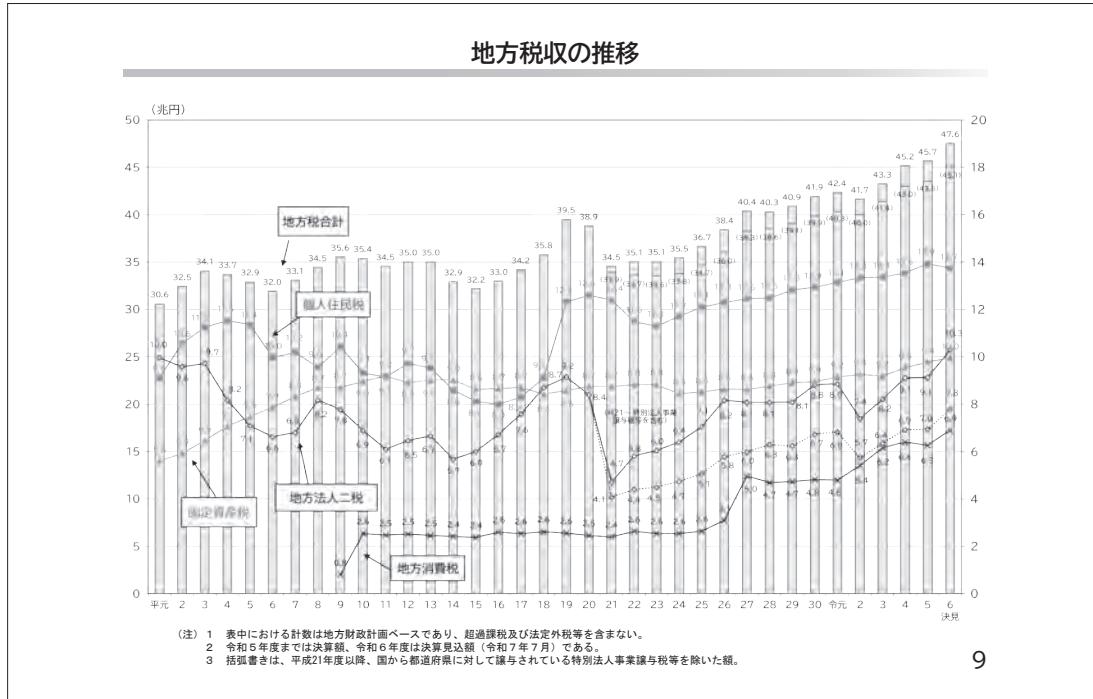


令和6年度地方税收入決算見込額

	令和5年度 決算額 ①	令和6年度 地財計画額 ②	令和6年度 決算見込額 (令和7年7月)		(単位:兆円) 令和7年度 地財計画額
	③		対R5決算 (③-①)	対R6地財 (③-②)	
個人住民税	13.9	13.0	13.7	▲0.2	14.9
地方法人二税 (特別法人事業譲与税を含む)	9.1	9.0	10.3	+1.2	9.7
うち特別法人 事業譲与税	2.2		2.5	+0.3	2.3
地方消費税	6.3	6.4	6.9	+0.7	6.5
固定資産税	9.8	9.8	10.0	+0.2	10.0
その他	6.6	6.6	6.7	+0.1	6.6
地方税計 (特別法人事業譲与税を含む)	45.7	44.9	47.6	+1.9	47.8
地方税計 (特別法人事業譲与税を含む)	43.5	42.7	45.1	+1.5	45.4

(注) 1. 令和6年度決算見込額(令和7年7月)は地方財政計画ベースであり、地方公共団体からの連報値を集計したものである(最終的な決算額とは異同が生じることがある)。
2. 表中の計数は、超過課税分、法定外税等を含んでいない。
3. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(9ページ)

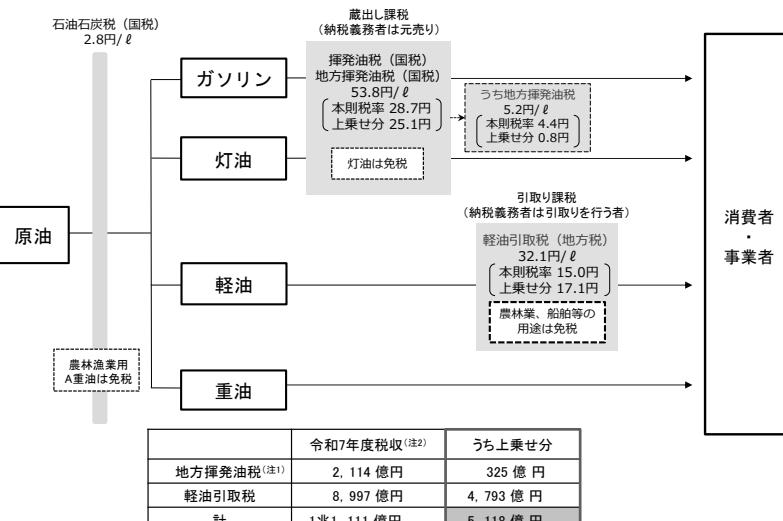


(10ページ)



1. 車体課税・燃料課税

ガソリン、軽油等に関する税の概要



(注1) 地方揮発油税は、地方の一般財源として都道府県及び市区町村へ全額譲与（地方揮発油譲与税）。

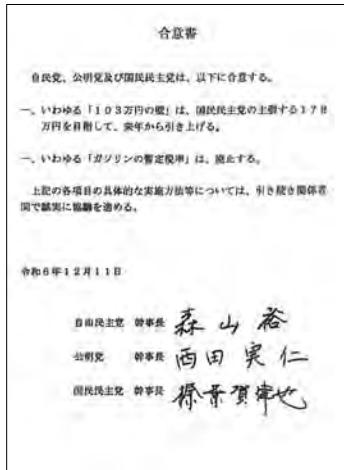
(注2) 令和7年度税収について、地方揮発油税は令和7年度当初予算額(案)、軽油引取税は令和7年度地方財政計画額。

(13ページ)

ガソリン暫定税率廃止に係る合意書

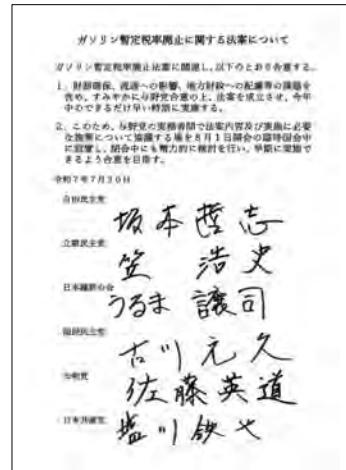
【参考】

令和6年12月11日自公国3党幹事長間合意書



【参考】

令和7年7月30日与野党国対委員長間合意書



13

(14ページ)

地方団体の意見

全国知事会「令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」抜粋(令和6年8月2日)

『21 地方分権改革の推進について』(抄)

国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を措置し、その際には自主財源比率を低下させないよう、地方税源の充実を行うことを基本ルールとすること。

全国知事会長による要請文書抜粋(令和7年3月10日)

『いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する議論等について』(抄)

暫定税率に係る地方税収は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税で約5千億円と試算されており、財源の乏しい地方部ほど貴重な財源となっている。今後、政府が掲げる「地方創生2.0」に対応し、地方としても安心して生活できる持続可能な地域づくりに取り組む必要がある中、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層増していくと見込まれることを考慮すると、財政需要に対応した地方財源が安定的に確保されなければならぬ。

また、各地方自治体においては既に令和7年度予算案において関連税収を財源として編成し、地方議会において審議しているところであり、唐突な廃止により混乱が生じることも懸念される。

このようなことから、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないよう、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど、与党税制改正大綱に記載されているとおり、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、丁寧に議論を進めていただきたい。

14

いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急提言(令和7年8月27日)

(略)

いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税をあわせて約1.5兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっている。また、このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税を合わせて約5千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている。

地方は「地方創生2.0基本構想」に対応し、安心して生活できる持続可能な地域づくりに取り組む必要がある中、社会インフラの更新や老朽化対策、防災・減災事業などに対する財政需要は今後一層高まっていくと見込まれることを考慮すると、財政需要に対応した安定的な地方財源が確保されなければ、地方の存続そのものが危ぶまれる事態に陥る。

また、各地方自治体においては既に当該財源をもとに令和7年度予算を編成し、各種事業を実施する中、唐突な廃止は財源不足を招き、地方行政が機能不全に陥ることも懸念される。

加えて、暫定税率の廃止はガソリンの消費拡大につながりかねず、二酸化炭素の排出削減の取組が後退するなど、脱炭素化に逆行するとの指摘もある。

このようなことから、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、財源論なき減税が行われることがないよう、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めいくことを強く求める。

全 国 知 事 会 会 長	村井 嘉浩
全 国 都 道 府 県 議 会 会 長	藏内 勇夫
全 国 市 長 会 会 長	松井 一實
全 国 市 議 会 会 長	丸子 善弘
全 国 町 村 会 会 長	棚野 孝夫
全 国 町 村 議 会 会 長	中本 正廣
指 定 都 市 市 長 会 会 長	久元 喜造

15

当分の間税率を廃止した場合のCO₂排出量への影響(環境省試算)

- 今般国立環境研究所が行った試算では、2050年ネット・ゼロ及び2030年度46%減の達成を前提に、現行の地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)に位置付けられているあらゆる対策・施策を講じたとしても、当分の間税率を廃止した場合には、2030年に610万トンCO₂の排出量増加が見込まれることとなった。※揮発油税の税率を53.8円/L→28.7円/L、軽油引取税の税率を32.1円/L→15.0円/Lとする。
- したがって、当分の間税率の廃止は我が国の排出削減目標の達成に大きな影響を与えることから、その廃止について結論を得る際には、同等以上の環境保全効果を確保するための所要の措置を検討する必要がある。

当分の間税率廃止によるCO₂排出量への影響試算(国立環境研究所(2025))

〔環境省地球温暖化対策計画(2030)「我が国の新産業政策に向けた循環資源の創出計画」による詳細の統合的分析〕

	2030年		(参考)2040年	
	排出量の增加	全部門:610万トンCO ₂ e (2030年度のエネルギー起源CO ₂ 排出量の約1%に相当)	全部門:230万トンCO ₂ e (2040年度のエネルギー起源CO ₂ 排出量の約0.6%に相当)	運輸部門:360万トンCO ₂ (2030年度の運輸部門CO ₂ 排出量の約2.5%に相当)

※(1)内の値は地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)関連資料1の排出量の部門別の自安の数値を用いて算出。

令和7年度与党税制改正大綱（抄）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

4. 自動車関係諸税の総合的な見直し

(1) 見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② わが国のマルチバスフェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする
また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする
- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする
- ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく
その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

(2) 車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

(3) 利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る。

17

自動車関係諸税（車体課税＋燃料課税）の概要

車体課税（2.7兆円）は8割超が地方財源（2.3兆円）
(うち都道府県分1.6兆円、市町村分0.7兆円)

取 得

保 有

利 用



燃料課税（3.1兆円）は4割程度が地方財源（1.1兆円）
(うち都道府県分1.0兆円、市町村分0.1兆円)

走 行



自動車重量 譲与税として 3,083億円を 地方団体に譲与
都道府県分 172億円 市町村分 2,911億円

軽油引取税 （道府県税） [8,997億円]

揮発油税 1兆9,760億円
地方揮発油税 2,114億円
※全額を地方揮発油譲与税として
都道府県・市町村に譲与
都道府県分 1,108億円
市町村分 1,006億円



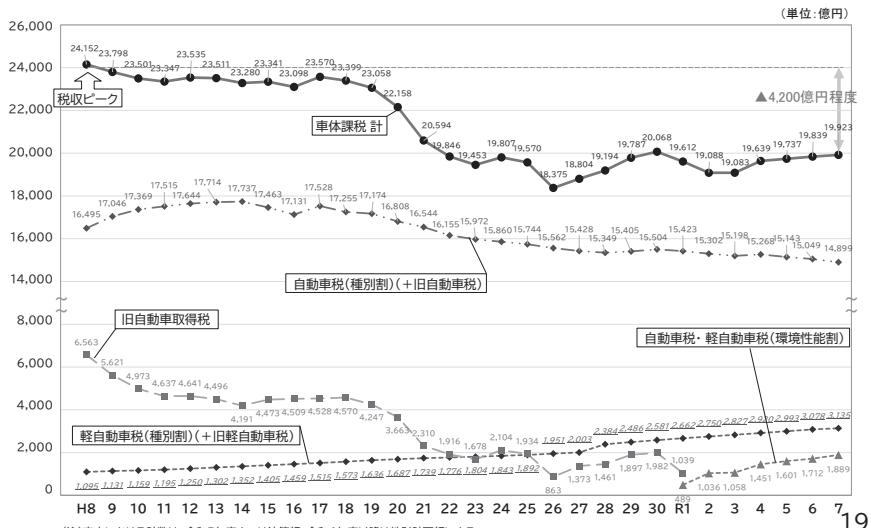
:地方財源

※ 税額について、地方税は令和7年度地方財政計画額（市町村分の財源には、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金を含む。）、国税は令和7年度当初予算額により計上している。

18

車体課税(地方税)の収支推移

- 令和7年度においては1兆9,923億円、ピーク時の平成8年度と比較すると▲4,200億円程度の減と見込まれている。



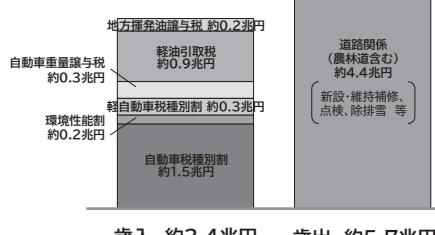
(注)表中における計数は、令和5年度までは決算額、令和6年度以降は地財計画額による。

19

自動車に関する行政サービスと自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の状況

- 自動車に関する行政サービスに要する費用は、自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の収支を上回っている。
○ 今後見込まれる道路や橋梁、トンネルなどの更新・老朽化対策や、防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は地方団体にとって極めて重要。

地方団体における自動車関係諸税の収税と
自動車に関する行政サービスに要する費用



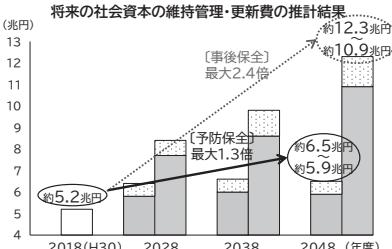
歳入 約3.4兆円 歳出 約5.7兆円

*歳入及び歳出については令和5年度決算額。
※端数処理の関係で合計が一致しない。

建設後50年以上経過する社会資本の割合

	R5年3月	R12年3月	R22年3月
道路橋(橋長2m以上)	約37%	約54%	約75%
トンネル	約25%	約35%	約52%

※ 国土交通省HP「インフラメンテナンス情報」を基に作成。



予防保全: 施設の機能等に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

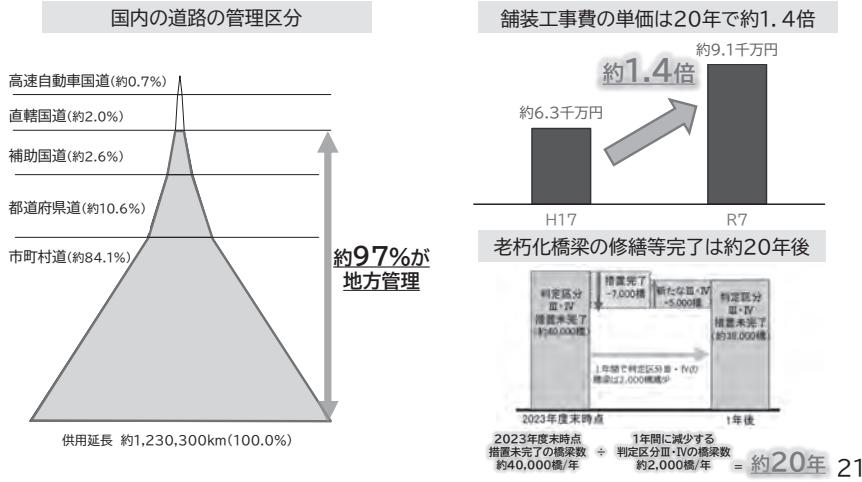
事後保全: 施設の機能等に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

※平成30年11月30日「経済・財政一体改革推進委員会 国と地方のシステムワーキング・グループ」国交省提出資料等を基に作成。

20

地方の道路インフラにおける維持管理の現状

- 地方団体が管理する道路は国内総延長の約97%
- 道路の舗装工事費の単価は、過去20年間で約1.4倍に増加
- 老朽化した全ての橋梁に対する修繕等の措置には今後約20年を要する見込み



自動車税・軽自動車税(環境性能割)の概要

項目	自動車税(環境性能割)	軽自動車税(環境性能割)
1. 課税団体	都道府県	市区町村 ※ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う
2. 課税客体	自動車の取得(特殊自動車を除く)	三輪以上の軽自動車の取得(特殊自動車を除く)
3. 納税義務者	自動車等の取得者	
4. 課税標準	自動車等の通常の取得価額 ※その他バリアフリー自動車や先進安全装置を備えたバス・トラックについての課税標準の特例等あり	
5. 税率	0~3%(環境性能等に応じて税率が決定) ※営業用自動車及び軽自動車は、0~2%(当分の間の措置)	
6. 免税点	50万円	
7. 徴収方法	申告納付	
8. 交付金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、100分の43を市区町村に交付 (更に政令指定都市には、国・県道管轄分として、政令市特別分を交付) ※令和3年度以前は都道府県に納付された税額の100分の95のうち、100分の47を市区町村に交付	
9. 税収	1,889億円(令和7年度地方財政計画額) ※自動車税環境性能割:1,652億円、軽自動車税環境性能割:237億円	
10. 沿革	令和元年 消費税率10%への引上げ(令和元年10月)に伴い環境性能割の創設 (参考:自動車取得税) 昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設(税率3%) 昭和49年 自家用自動車(軽自動車を除く)に特例税率(いわゆる暫定税率)を導入(3%→5%) 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、使途制限を廃止 平成22年 これまでの10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、5%の税率水準を維持 平成26年 消費税率8%への引上げに伴う当分の間税率の見直し(自家用5%→3%、営業用及び軽自動車3%→2%) 令和元年 消費税率10%への引上げ(令和元年10月)に伴い廃止	

環境性能割に関する論点

- 環境性能割は、自動車がもたらすCO₂排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金の性格を有している。
- 環境インセンティブを強化する観点から、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計。
⇒ 環境性能割が課税されるのは、ガソリン車等の「燃費性能の悪い(CO₂排出量の多い)自動車」となっている。
- 自動車税・軽自動車税環境性能割(約1,900億円)は貴重な地方団体の財源となっている。

車種 (自家用乗用車)	税率区分	R7.4~		(参考)R5適用件数の割合(件数)	
		自動車税	軽自動車税	税率区分	自動車税
電気自動車 プラグイン ハイブリッド車等	非課税	すべて		非課税	53.3% (約163万台)
ガソリン車、 石油ガス車、 ディーゼル車 (いずれもHVを含む)	非課税	2030年度燃費基準 95%達成~	2030年度燃費基準 80%達成~	1%	4.2% (約13万台)
	1%	85%達成~	75%達成~	2%	4.9% (約15万台)
	2%	75%達成~		3%	37.6% (約115万台)
	3% (軽は2%)	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成			

環境性能割の収入 1,889億円 うち都道府県分:約890億円
(R7地財計画ベース)

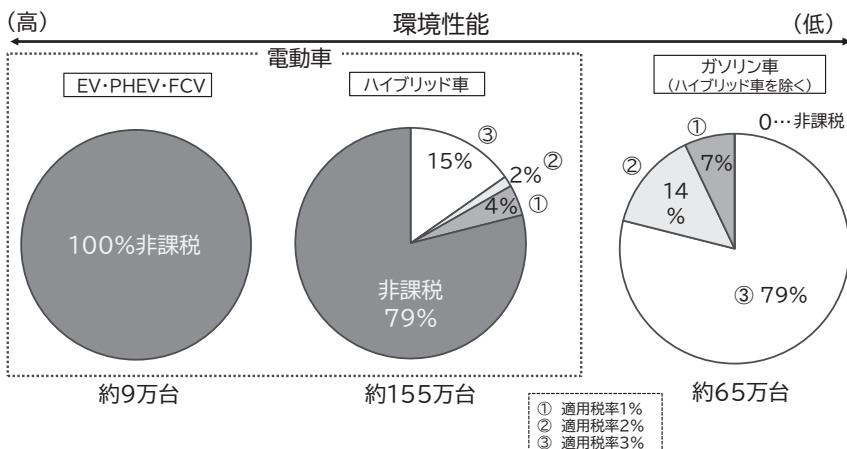
うち市町村分 :約999億円

23

パワートレイン別の自動車税環境性能割の税率適用状況

- 環境インセンティブを強化する観点から、環境性能の良い電動車(EV、PHEV、HV等)は、そのほとんどが非課税となっている。

自動車税環境性能割の税率の適用状況(令和5年度新車規)



24

地球温暖化対策計画(抄)(令和7年2月18日閣議決定)

第3章 目標達成のための対策・施策

※第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)においても同様の記載

第2節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

D. 運輸部門の取組

運輸部門における2019年度の二酸化炭素排出量は、2億600万t-CO₂であり、2013年度比で8.2%減少している。主な減少要因は、自動車の燃費改善や貨物輸送における輸送量の減少等であり、この排出量の減少傾向を一層着実なものとするため、自動車・道路交通対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など、総合的な対策を推進する。

運輸部門の二酸化炭素排出量の86%を占める自動車については、2050年ネット・ゼロ実現に向け、多様な選択肢を追求し、**2050年に自動車のライフサイクルを通じた二酸化炭素排出ゼロを目指す**。また、物流分野におけるエネルギー効率の向上、航空・港湾・海運分野における次世代燃料の活用などの取組を進めていくことが重要である。将来の脱炭素技術の開発、実証及び実装の状況を踏まえ、適切な時期に対策の具体化・見直しを行う。

(b) 自動車単体対策

○ 次世代自動車の普及、燃費改善等

エネルギー効率に優れる次世代自動車(EV、FCV、PHEV、ハイブリッド自動車(HV)等)の普及拡大を推進する。

そのため、現時点では導入初期段階にありコストが高いなどの課題を抱えているものについては、補助制度や税制上の優遇等の支援措置等を行うなど、電動車・インフラの導入拡大等の包括的な措置を講ずる。蓄電池については、遅くとも2030年までに国内製造基盤150GWh/年の確立を目指して、蓄電池・部素材・製造装置の製造基盤の国内立地・技術開発への支援等を進めていく。また、車載用蓄電池のリユースや車両からの給電設備の整備を促進し、再生可能エネルギーの有効利用に貢献する。

こうした取組により、乗用車については、2035年までに、新車販売で電動車(EV、FCV、PHEV、HV)100%の実現を目指す。また、商用車については、8トン以下の小型車については新車販売で、2030年までに電動車20~30%、2040年までに電動車と合成燃料等の脱炭素燃料車で100%を目指す。8トン超の大型車については、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定する。

25

環境性能割を廃止した場合のCO₂排出量への影響(環境省試算)

- 環境省が委託した民間のシンクタンクが行った試算では、環境性能割を廃止する場合、取得に係る環境インセンティブの消失に伴い、次世代自動車と内燃機関自動車の価格差が拡大し、新車販売構成の変化により、現行の税制を維持した場合と比べ**2030年には乗用車(登録車+軽自動車)からのCO₂排出量が約100~130万トン増加**^(※)すると見込まれることとなった。
- 令和7年度与党税制改正大綱を踏まえ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しや保有時の税負担の検討に当たっては、より一層のグリーン化を確保するための所要の措置が必要。

(※)乗用車からのCO₂排出量の約1%に相当

試算に当たっての主な設定条件等

- 新車販売台数、自動車諸元(重量、排気量、燃費、車両価格等)、走行距離、ガソリン価格、排出係数等を用いて、現行の環境性能割が将来にかけて適用される場合と、環境性能割が廃止される場合(環境性能割以外の税制は現行制度と同一)との乗用車の新車販売構成変化によるCO₂排出量を推計。
- 乗用車の新車販売台数のシェアは、地球温暖化対策計画等により設定された2030年のシェア(HV:40%、PHEV+BEV:20~30%、FCV:1~3%)に向かって線形に増加するとの仮定のもとに設定。
- 消費者のエコカー認証行動は、価格差の影響を有意に受けると仮定し、ロジスティック分布により自動車選好パターンを定式化。このパターンは得率にかけて同一とする。
- 本試算では、2024年の登録車と軽自動車の新車販売台数(373万台)を用いることとし、将来にかけて台数を一定と仮定。
- [CO₂影響の推計式]

$$\text{1台あたり型式別CO}_2\text{排出量(kgCO}_2\text{)} = \text{年間平均走行距離(10,000km)} \times \text{ガソリンCO}_2\text{排出係数(2.32kgCO}_2/\text{L}) \div \text{型式別燃費(km/L)}$$

$$\text{新車販売(全体)のCO}_2\text{排出量(kgCO}_2\text{)} = \Sigma (\text{1台あたり型式別CO}_2\text{排出量} \times \text{型式別販売台数})$$

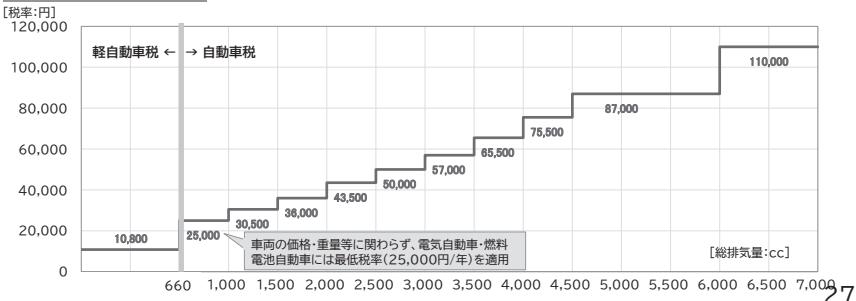
(株)東京みずほリサーチラボ/ロジーズ株式会社 26

自動車税・軽自動車税(種別割)の概要

- 自動車税・軽自動車税(種別割)は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を併せ持つ税であり、税率区分の指標として、総排気量(乗用車)や最大積載量(トラック)等が採用されている。

項目	自動車税種別割	軽自動車税種別割
1. 課税団体	都道府県	市区町村
2 課税客体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車及び特殊自動車を除く)	軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自動車、小型特殊自動車
3. 納税義務者	自動車の所有者	軽自動車等の所有者
4. 賦課期日(納期)	4月1日(自動車税は5月中、軽自動車税は4月中旬において、当該地方団体の条例で定める。)	
5. 税率	自動車・軽自動車等の種別、総排気量等ごとに設定(制限税率は、標準税率の1.5倍)	
6. 税収	1兆4,889億円(令和7年度地方財政計画額)	3,135億円(令和7年度地方財政計画額)

自家用乗用車の標準税率



27

グリーン化特例の概要(種別割)

- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例は、自動車税の財産税的性格及び道路損傷負担金的性格に、環境の観点を導入した環境配慮型税制。
電気自動車等に対して取得翌年度の自動車税・軽自動車税(種別割)の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする。

- ①これまでの改正経緯 ※ 2年ごとに適用期限の延長、対象車両の見直し等を実施(令和5年度改正では適用期限を3年延長)。

平成13年度	自動車税のグリーン化特例の創設
平成26年度	軽自動車税の経年車重課の創設(適用は平成28年度から) 自動車税のグリーン化特例の重課割合を引き上げ
平成27年度	軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の創設
令和元年度	種別割の税率引下げ(恒久減税)に対する地方税財源の確保策として、軽課の対象を電気自動車等に重点化(平成31年度与党大綱において「最終的な結論」とされている。消費税率の引上げに配慮し、令和3年度取扱いから適用。)
令和3年度	グリーン化特例(軽課)の対象からクリーンディーゼル車(構造要件)を除外

- ②グリーン化特例の適用対象車両 取得期間(軽課):令和5年4月1日～令和8年3月31日 ※自家用乗用車の例

適用対象車	特例割合
軽課 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車*	▲75%軽減 (取得翌年度)
重課 ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)、 ディーゼル車(11年超)	登録車 15%重課 軽自動車 20%重課

* 軽課については一定の排ガス性能を要求

* 重課の対象からは電気自動車、天然ガス自動車、(混合)メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス及び被けん引車を除外

28

電気自動車等の税負担の状況

- 電気自動車等(EV・FCV)は、エンジンを持たず総排気量の値がないため、便宜上、最低税率を適用。
⇒ この結果、その価格、出力、重量等に比して、低い税負担(25,000円)となっている※。
- 自動車税(種別割)の性格を踏まえれば、税負担の公平性(ガソリン車・ハイブリッド車との税負担の公平性、電気自動車間でのグレード等に応じた適切な税負担の実現)について検討していくことが必要。

○ ガソリン車・ハイブリッド車との税負担の比較

ガソリン車(A車)	ハイブリッド車(B車)	電気自動車(C車)
税抜価格: 225万円	税抜価格: 291万円	税抜価格: 1,386万円
全長: 4,375 mm	全長: 4,600 mm	全長: 4,784 mm
重量: 1,350 kg	重量: 1,400 kg	重量: 2,405 kg
総排気量: 1,986 cc	総排気量: 1,986 cc	総排気量: - cc
最高出力: 125 kW	最高出力: 112 kW	最高出力: 470 kW
税額: 36,000円	税額: 36,000円	税額: 25,000円

【出典】各メーカー公表情報等より作成(2025.3時点)

※ 地方税法(昭和25年法律第226号)第147条第1項第1号ロ(1)において総排気量が1リットル以下のものの税額は25,000円/年とされており、「地方税法の施行に関する取扱いについて」(道府県税関係)(平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知)において、電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1リットル以下の区分の税率によることが適当であるとされている。

電気自動車(EV)に対する自動車税種別割の現状と課題

〔EVの税負担の例〕

車両価格1,000万円以上の高級EVは近年増加傾向

電気自動車 A	電気自動車 B		
税抜価格: 371万円	税抜価格: 1,386万円		
全長: 4,480 mm	全長: 4,784 mm		
重量: 1,520 kg	重量: 2,405 kg		
総排気量: - cc	総排気量: - cc		
最高出力: 110 kW	最高出力: 470 kW		
税額: 25,000円	税額: 25,000円		

(2025.3時点)

1,000万円以上の車種	R4	R6
25車種 ➔ 44車種		
うち 1,000万円以上～ 2,000万円未満	22車種 ➔ 35車種	
2,000万円以上～ 3,000万円未満	3車種 ➔ 8車種	
3,000万円超	0車種 ➔ 1車種	
(参考)1,000万円未満の車種	43車種 ➔ 70車種	

※一般社団法人次世代自動車振興センター
「令和5年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則」及び
「令和5年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則」より集計

(参考)クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (令和6年度補正予算:1,100億円)

車両性能の他、充電インフラ整備、アフターサービス体制の確保などの各メーカーの取組を総合評価やGX推進に向けた鋼材の導入に関する各メーカーの取組を評価(最大5万円を加算)し、EV1台当たり最大90万円を補助※
※ 車両価格が840万円以上の車両は、補助額に価格係数0.8を乗じた額を補助

地方財政審議会「自動車関係税制のあり方に関する検討会」について

<検討会の設置>

地方財政審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、令和8年度税制改正に向けて、令和7年度与党税制改正大綱を踏まえた専門的検討を行う。

<検討会メンバー>

委員	小西砂千夫会長ほか、地方財政審議会委員(5名)
特別委員	赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 岡村 忠生 京都大学名誉教授 柏木 恵 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 勢一 智子 西南学院大学法学部教授 諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授

<スケジュール> 月に1~2回程度のペースで開催予定

<開催実績>

第1回	令和7年4月23日	第6回	//	8月22日
第2回	// 5月20日	第7回	//	8月27日
第3回	// 6月24日	第8回	//	9月2日
第4回	// 7月23日	第9回	//	9月12日
第5回	// 8月19日			

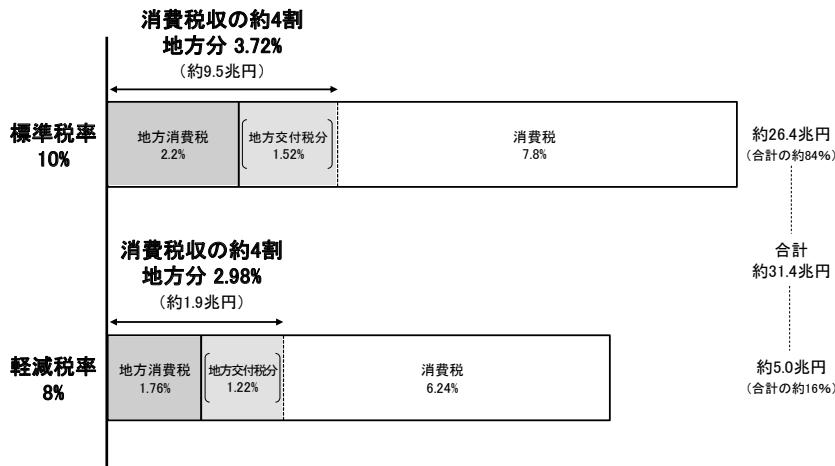
31

2. 地方消費税

32

地方消費税について

- 消費税収の約4割(11.4兆円)は地方分。なお、地方の社会保障施策に要する経費は23.9兆円。



地方消費税に係る国・地方の配分の経緯

- 消費税の創設に際し、個別間接税(地方税)を廃止・縮減。以降、消費税収の約4割は地方財源。
 - 現在、消費税収のうち地方分は11.4兆円。なお、地方の社会保障施策に要する経費^(※)は23.9兆円。
- ※ 地方税法第72条の116において使途として規定されている社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費(地方単独事業を含む)。

注：金額は令和7年度地方財政計画及び令和7年度予算ベース。
グラフ上の%表記は消費税率相当に換算したもの。

※ 料理飲食等消費税
娯楽施設利用税
電気税、ガス税
木材引取税 等の地方税

消費税収に占める
地方分の割合

消費税導入前
(～平成元年3月)

—

39.2%

3%時
(平成元年4月～)

1.176%

1.824%

消費税
(国分
2.82%)

地方交付税分
1.18%

地方消費税
1 %

消費税
(国分
4.9%)

地方交付税分
1.40%

地方消費税
0.7 %

地方消費税
1 %

31.4兆円
国・地方
合計

消費税
(国分
6.28%)

地方交付税分
1.52%

地方消費税
1.2 %

地方消費税
1 %

11.4兆円
地方分
3.72%

5%時
(平成9年4月～)

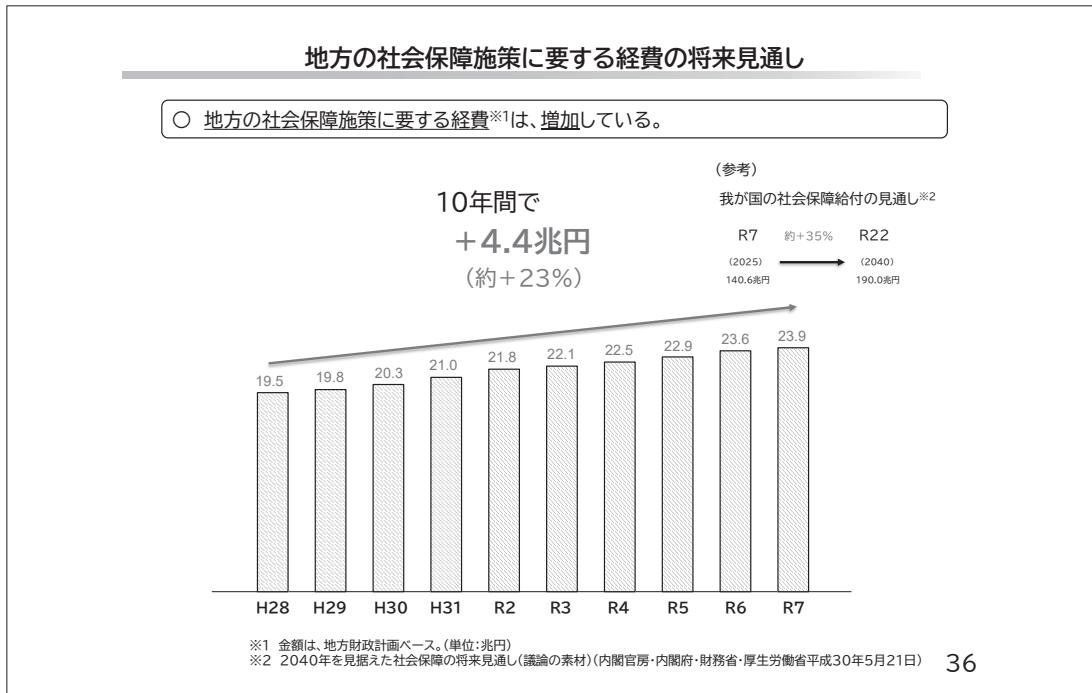
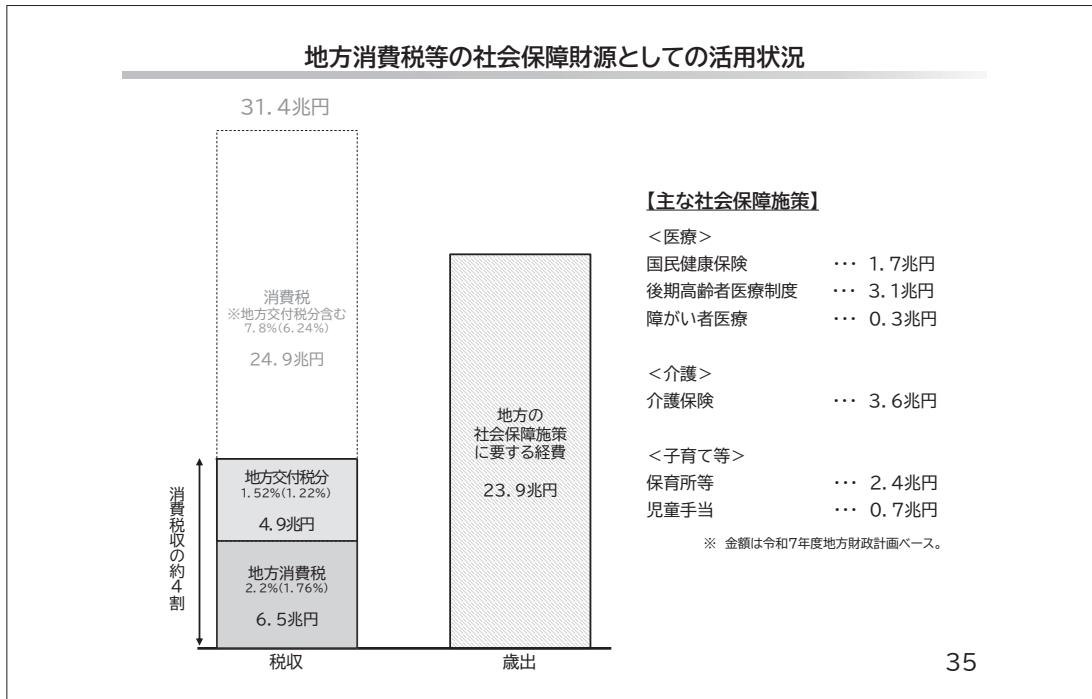
43.6%

8%時
(平成26年4月～)

38.8%

10%時
(令和元年10月～)

37.2%



都道府県ごとの地方消費税収等(試算)

(単位:億円)			(単位:億円)			(単位:億円)					
団体名	地方消費税 (市町村分含む)	地方交付税 (消費税法定率分)	合計	団体名	地方消費税 (市町村分含む)	地方交付税 (消費税法定率分)	合計	団体名	地方消費税 交付金	地方交付税 (消費税法定率分)	合計
北海道	2,786	1,556	4,342	滋賀県	667	329	996	札幌市	529	322	851
青森県	626	537	1,163	京都府	1,233	463	1,696	仙台市	285	72	357
岩手県	617	549	1,166	大阪府	4,352	805	5,157	さいたま市	312	32	344
宮城県	1,156	389	1,544	兵庫県	2,591	861	3,452	千葉市	246	60	307
秋田県	499	490	989	奈良県	579	432	1,011	横浜市	884	100	984
山形県	552	455	1,007	和歌山县	452	453	905	川崎市	350	1	351
福島県	985	517	1,502	鳥取県	273	356	629	相模原市	164	63	227
茨城県	1,409	492	1,900	島根県	328	454	782	新潟市	202	182	385
栃木県	1,000	353	1,353	岡山県	907	423	1,329	静岡市	180	70	250
群馬県	1,006	369	1,375	広島県	1,374	474	1,848	浜松市	203	86	288
埼玉県	3,386	639	4,024	山口県	654	441	1,095	名古屋市	621	22	643
千葉県	2,966	553	3,519	徳島県	333	380	713	京都市	360	156	516
東京都	7,443	0	7,443	香川県	489	315	803	大阪市	764	108	873
神奈川県	4,238	364	4,602	愛媛県	654	439	1,092	堺市	191	112	303
新潟県	1,098	633	1,731	高知県	351	442	792	神戸市	370	211	581
富山県	542	358	900	福岡県	2,505	739	3,244	岡山市	179	109	288
石川県	589	363	952	佐賀県	398	378	776	広島市	303	154	457
福井県	384	339	723	長崎県	648	564	1,212	北九州市	231	178	409
山梨県	426	347	773	熊本県	865	552	1,417	福岡市	416	113	528
長野県	1,090	519	1,609	大分県	552	447	999	熊本市	186	134	320
岐阜県	1,006	474	1,480	宮崎県	548	466	1,014	計	6,977	2,286	9,262
静岡県	1,862	457	2,319	鹿児島県	788	692	1,479				
愛知県	3,839	296	4,135	沖縄県	684	555	1,239				
三重県	906	395	1,301	計	62,632	22,901	85,533				

* 令和5年度決算統計を基に作成。なお、地方消費税は、清算後の額であり、市町村への交付分を含む。

* 地方交付税(消費税法定率分)は、令和5年度決算額に、令和5年度の地方交付税総額(出口ペース)に対する消費税法定率分の割合(約23.68%)を乗じて機械的に算出した額。なお、同様の考え方をとると、市町村分の地方交付税(消費税法定率分)の合計は2兆1,933億円となる。

* 四捨五入の都合上、合計が一致しないことがある。

地方団体の意見(消費税減税)

消費税に関する緊急提言

消費税は、令和7年度予算ベースで約31.4兆円の税収が見込まれ、特定の世代に限定されることなく、全国民、すなわち全世代共通の社会保障制度の基盤としてあらゆる世代で負担を分からうものであり、地域住民の生命と生活を支える根幹たる基礎年金、高齢者医療、介護、そして次世代育成のための子育て支援といった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

また、**消費税収の約4割、約11.4兆円は地方税財源**であり、その減収は、地方団体の財政運営に直接のかつ甚大な打撃を与える、ひいてはこれらのサービスの質と量を大きく低下させることが懸念される。少子高齢化が進行する中にはあっては、これらサービスの財源として、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要である。

加えて、消費税率の変更は、価格表示の変更やシステム改修、買い替え・駆け込み需要とその反動など、現場に混乱をもたらす様々な課題が生じる可能性があり、これまでの累次の消費税率引上げにおいても、地方団体及び事業者の負担や経済への影響に最大限配慮し、相当の準備期間を設けた上で慎重に進められてきたものである。

地方財政は、継続的に増嵩する社会保障負担に加えて、昨今の激急な物価高など、増嵩する歳出に対応しなければならない極めて厳しい状況にあるが、そのような中にあっても、地方団体は、安定的に行政サービスを維持しつつ、政府が掲げる「地方創生2.0」への対応をはじめ、こども・子育て政策等の人口減少対策や防災・減災・国土強靱化対策といった重要課題への確実に対応していく必要がある。

上記のとおり、**消費税が社会保障制度の基盤として果たしている役割や、日々住民と接しながら行政サービスを提供している地方への影響等を十分に考慮し、将来世代の負担に十分配慮した丁寧な議論を強く求めれる。**

令和7年6月3日

全国知事会

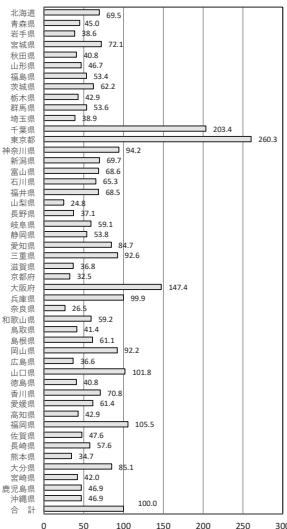
会長 宮城県知事 村井 嘉浩

地方税財政常任委員会

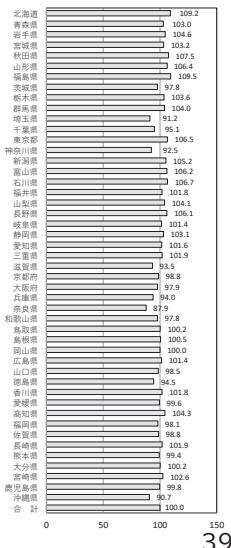
委員長 宮崎県知事 河野 俊嗣

地方消費税の清算制度について

清算前（本社所在地において申告・納付）



清算後



各都道府県の「消費に相当する額」に基づき、清算を行うことで、税収の適正な帰属が図られる



清算基準 (消費に相当する額)	ウェイト
①「小売年間販売額(商業統計)注」 ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」 の合算額	50%
③「人口(国勢調査)」	50%

注 令和6年4月1日以後に行われる清算については、経済センサス活動調査を適用

※ 各都道府県における棒グラフ上の数値は、人口一人当たりの金額（全国平均を100とした場合）の指標を示す。
なお、人口は令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
※ 左表は税務状況調査に基づく、各都道府県の令和5年度決算の値。
※ 右表は令和5年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値。

39

3. いわゆる「103万円の壁」

令和7年度税制改正大綱(抜粋)

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

1.成長型経済への移行

(1)物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

令和6年12月20日
自由民主党
公明党

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することになかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数(総合)は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる。

また、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みを導入する。

さらに、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円とする。

以上については、源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年から適用する。

個人住民税については、「地域社会の会員的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて対応すること」とし、令和8年度分の個人住民税から適用する。

上記の所得税及び個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。

従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参考しててきた各種制度について、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方にについては、負担能力に応じて支え合う全世代型社会保障の考え方や給付と負担のバランスの安定性確保の重要性等も踏まえ、所管省庁において検討し、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。

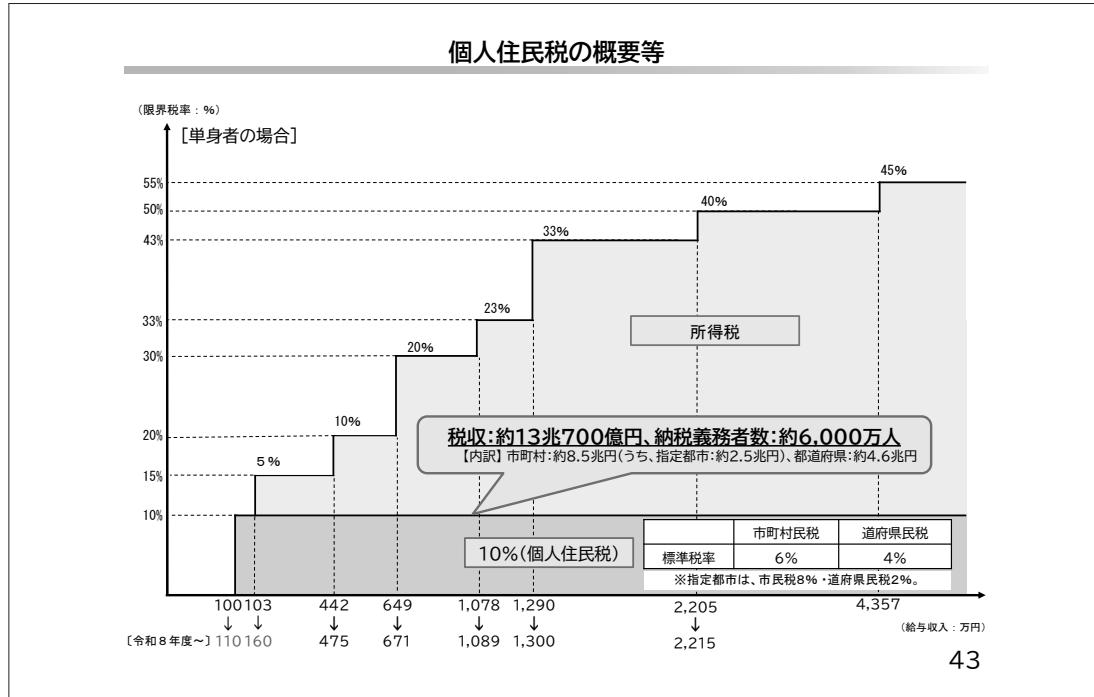
41

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

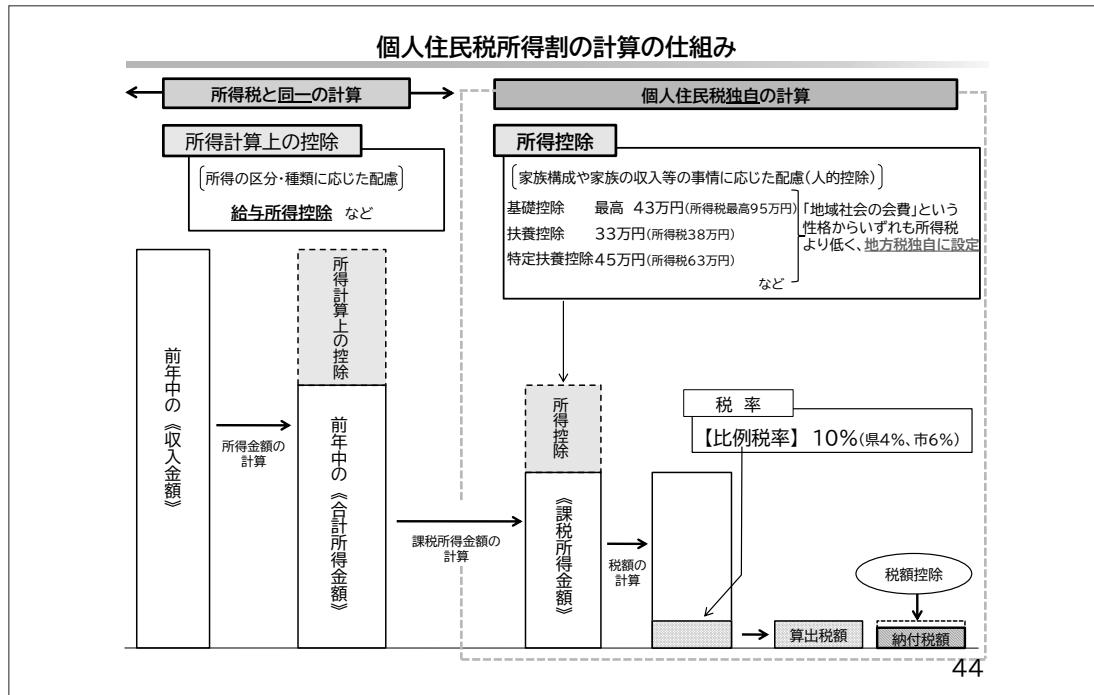
改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が递減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円)
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に段階を設けて控除
④扶養親族等に係る 所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円
非課税ライン (単身者の場合)	改正前	改正後
	基本額等 45万円 (変更なし) 給与所得控除 55万円 → 65万円 計 100万円	基礎控除 48万円 +47万円 → 95万円 給与所得控除 55万円 +10万円 → 65万円 計 103万円
(注) 地方税独自の非課税限度額が適用		※給与収入200万円相当以下の場合
減収見込額	平年度:750億円程度	平年度:12,040億円程度

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。42

(43ページ)



(44ページ)



基礎控除

- 基礎控除は、昭和25年度の個人住民税創設時(シャウブ勧告)に、所得税の計算の例によるものとして導入された。
- 昭和37年度より、個人住民税独自の所得控除として創設され、基本的に所得税における基礎控除額の引上げ等を踏まえて、以下のように、控除額の引上げが行われてきた。
- 個人住民税における基礎控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、控除額を所得税よりも低く設定。

【控除額の推移】

年度(年)	個人住民税	(単位：万円) 所得税
昭和 50~51	19	26
52~53	20	29
54	21	〃
55~57	22	〃
5 8	〃	30
59~62	26	33
63	28	〃
平成 元	〃	35
2	30	〃
3~6	31	〃
7~令和元	33	38
2	〃	最高 48
3~6	最高 43	〃
7	〃	最高 95 ※3

※1 平成30年度改正により、給与所得控除の10万円引き下げに伴い、基礎控除を10万円引き上げることとなった。

※2 令和3年度分個人住民税(令和2年分所得税)より、基礎控除の控除額は、本人の合計所得金額2,400万円から3段階で遞減、2,500万円超で消失する。

※3 収入に応じ控除額が遞減(例:給与収入200万円相当以下の場合は、最高95万円)。

【基礎控除の沿革等】

政府税調答申(昭和35年12月)

- ・ 所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。



昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設(=現行の個人住民税制度の創設)。

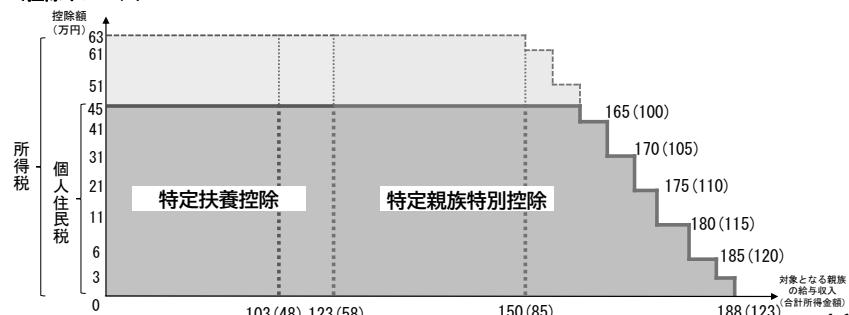
大学生年代の子等に関する特別控除の創設(令和7年度税制改正)

- 就業調整対策の観点から、国税と同様の措置として、大学生年代の子等に係る新たな控除(特定扶養控除と同額の45万円)を創設する(令和8年度分の個人住民税から適用)。
- 控除対象の子等の所得要件を103万円から150万円に拡大するのに合わせて、子等の所得に応じて控除額を遞減させる仕組みを設ける。

<特定扶養控除と特定親族特別控除の対象>

特定扶養控除 : 給与収入123万円以下である、19歳以上23歳未満の扶養親族
(改正前:給与収入103万円以下)

特定親族特別控除 : 給与収入123万円超188万円以下である、19歳以上23歳未満の親族等
(控除額は給与収入150万円から遞減)

<控除イメージ>


大綱決定を受けた各地方団体の声明

○全国知事会「令和7年度与党税制改正大綱」について(抜粋)(令和6年(2024年)12月20日)

いわゆる「103万円の壁」に係る個人住民税については、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養家族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引き上げについて対応することとされた。個人住民税が地域社会の会費的な性格であることや、地方税財源への影響、税務手続の簡素化の観点等に配慮いただいたことに深く感謝申し上げる。仮に今後、今回を超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、国の責任において代替となる財源を適切に確保いただくよう強く求める。

○全国市長会「令和7年度与党税制改正大綱」について(抜粋)(令和6年(2024年)12月20日)

個人所得課税については、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、令和7年分以後の所得税の基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額がそれぞれ10万円引き上げられるとともに、令和8年度分以後の個人住民税の給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられるなどとされたところである。こうした見直しについては、現下の物価動向において、人手不足等への対応として、「働き控え」の解消など様々な働き方改革の取組を進めていく中で、地方税財政への影響等を勘案しつつ、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格を踏まえ、とりまとめがされたことは理解するものである。

言うまでもなく、個人住民税は都市自治体における最大の税目であるとともに、住民に身近な行政サービスの基盤となっている。今後、何らかの見直しが行われる場合においても、地方の担う行政サービスに支障をきたすことがないよう、地方交付税原資の減少分も含め、国の責任において、地方一般財源を確保することを強く求める。併せて、地方に大きな影響を及ぼす改正を行う場合、地方の意見を十分に踏まえて対応するよう強く求める。

○全国町村会「令和7年度与党税制改正大綱」について(抜粋)(令和6年(2024年)12月20日)

いわゆる「103万円の壁」については、令和7年分以後の所得税の基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額を引き上げることとされ、令和8年度分以後の個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格や地方税財源への影響等を総合的に勘案し、給与所得控除の最低保障額を引き上げるなどとされた。仮に今後、さらなる見直しが行われる場合には、地方財政への影響分について、町村の財政運営に支障が生じないよう、必要な安定財源を確保するための万全な措置を講じていただきたい。

47

4. 地方団体間の収支の偏在や 財政力格差の状況の原因・課題の分析

48

令和7年度税制改正大綱(抜粋)

○ 令和7年度税制改正大綱(抄)

〔 令和6年12月20日
自由民主黨
公明黨 〕

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(3)都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、るべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

個人住民税の仕組み(所得類型別)

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% <所得税>5%~45%		5% <所得税>15%	
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			納税義務者の 口座所在地都道府県 (※3)
税収 (R5決算)	13兆683億円	2,407億円	2,683億円	222億円

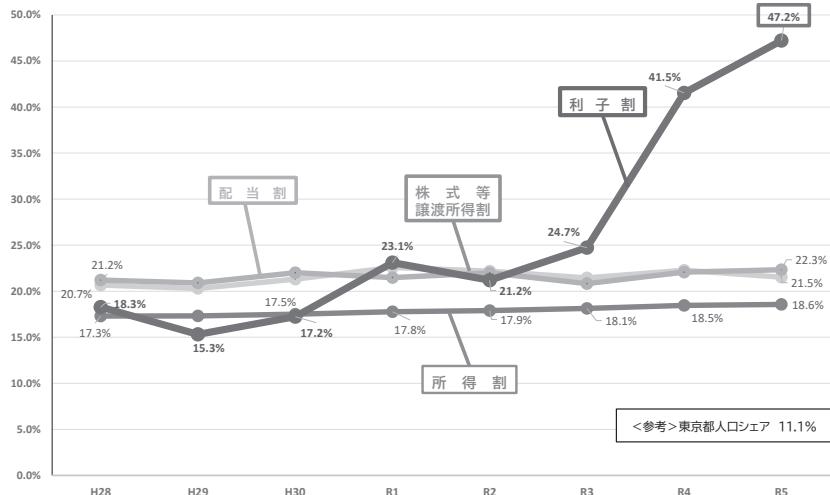
※1 謹渡益は源泉徴収口座におけるものに限る。

※2 所得割は住所地市町村にも納付。上場株式等の配当等は源泉徴収されるが、確定申告可能(総合課税又は申告分離)。

※3 利子等の支払い事務を行なう営業所等の所在都道府県。昭和63年度の制度創設時においては、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのすればそれほど大きなものとはならないと考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、住所地課税の例外となっている。

(51ページ)

個人住民税(割毎)に係る東京都シェアの推移



※1 決算統計データを基に作成。
※2 東京都人口シェアは令和2年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成。

51

(52ページ)

あるべき税収帰属地と課税団体

	個人住民税所得割
①あるべき税収帰属地	納稅義務者の 住所地都道府県等
課税団体と できない理由	なし 一致
②課税団体	納稅義務者の 住所地都道府県等

個人住民税利子割	(参考) 地方消費税
納稅義務者の 住所地都道府県	最終消費地の 都道府県
利子等の発生の大量性、 口座の住所地把握の困難さ、 利子課税全体の合理性 等	膨大な課税取引ごとに、 県境税調整を行う必要 等
納稅義務者の 口座所在地都道府県	本店等所在地の 都道府県

インターネット銀行の伸長等の社会経済の構造変化により、①と②の乖離が拡大

→ 清算制度を導入することが考えられる

52

地方税制のあり方に関する検討会 道府県民税利子割に関する中間整理(概要) 令和7年7月

与党税制改正大綱を踏まえ、道府県民税利子割の課税団体とるべき税収帰属地との乖離が生じている状況に対応するための方策について検討を行った。その概要は以下のとおり。

道府県民税利子割における現状と課題

- 利子割は、納稅義務者の住所地(るべき税収帰属地)と預貯金の口座所在地が概ね一致するとの制度創設時の考え方から、住所地課税の例外として、預貯金の口座所在地都道府県で課税
- 近年、インターネット銀行の伸長等の経済社会の変化により、るべき税収帰属地と課税団体との間に乖離が生じる構造となっている

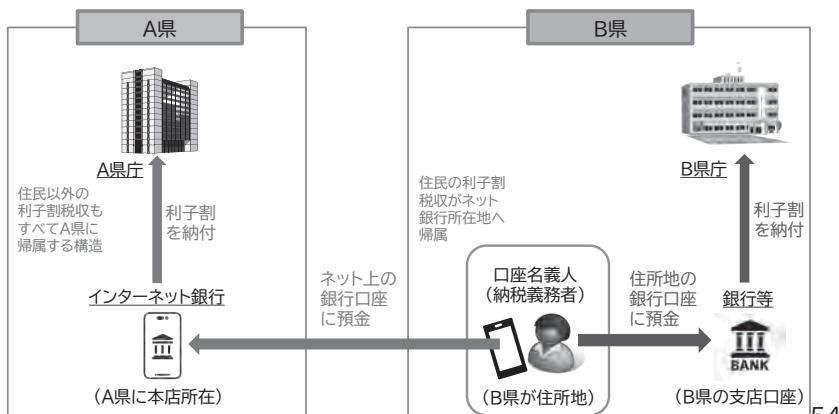
- 利子割税収の東京都シェアは令和4年度～令和6年度(速報値)で40%超の状況が継続
 - 他の個人住民税(所得割・配当割・株式等譲渡所得割)はいずれも近年20%程度で推移
 - 住所地都道府県別の預貯金額シェアの推計値も近年15%程度で推移
- 本店以外の営業所等を持たない「インターネット銀行」の口座や実店舗が存在しない支店である「インターネット支店」に紐付いた口座に係る利子割は、口座開設者の住所地にかかわらず、本店所在地に納入される構造

具体的な対応策・清算制度の導入

- まずは住所地課税の実現が検討されるべきだが、金融機関・地方団体の事務負担や所得税を含めた利子課税全体の合理性を踏まえ、直ちに実現することは困難
- 利子割の現状に早急に対応するため、るべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、清算制度を新たに導入すべき
- 清算基準は、信頼性、安定性、簡素さ等が求められるところ、利子等の発生源である預貯金との相関がある、住所地ベースの所得に関する課税データを用いることが考えられる
- 詳細については、実務的な観点から、地方団体の事務負担に配慮し検討することが望ましい

利子割における税収帰属の適正化に係る対応

- 道府県民税利子割について、課税団体(金融機関等の営業所等所在地)とるべき税収帰属地(納稅義務者の住所地)との間に乖離が生じる構造となっている。
- この乖離を都道府県間で調整するための地方税制上の措置として「清算制度」を導入すべき。
- 清算基準は、利子等の発生源である預貯金との相関が見られる所得に関する課税データを用いることが考えられる。



令和7年度与党税制改正大綱(令和6年12月20日)(抄)

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、るべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

「骨太方針2025」

○ 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日、閣議決定)(抄)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(5)持続可能な地方行財政基盤の強化

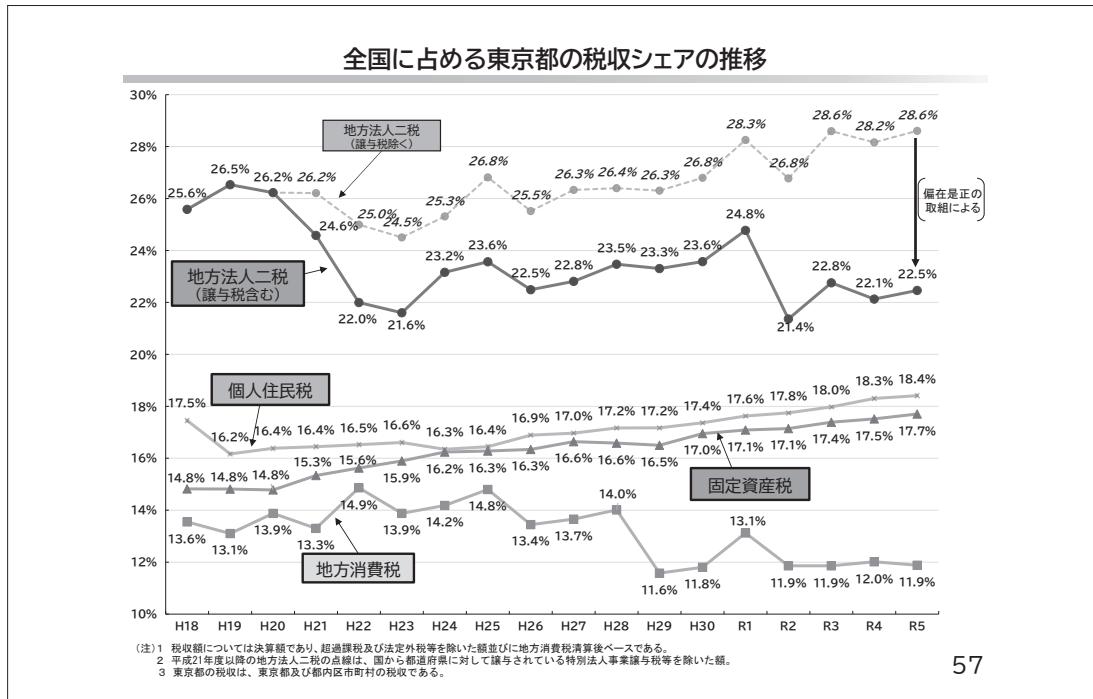
急速な人口減少や東京一極集中により深刻化する地方公共団体における地域の扱い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、市町村に対する垂直補完、市町村間の水平連携、多様な主体との連携、デジタル技術の活用といった取組を推進し、地方公共団体における事務執行上の課題に応対するため、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含めた課題解決に向けた議論を促進する。また、地方公共団体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組や複数団体による広域的な公共施設の集約化・複合化や共同利用を進めるための取組を推進する。

東京一極集中が続く行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

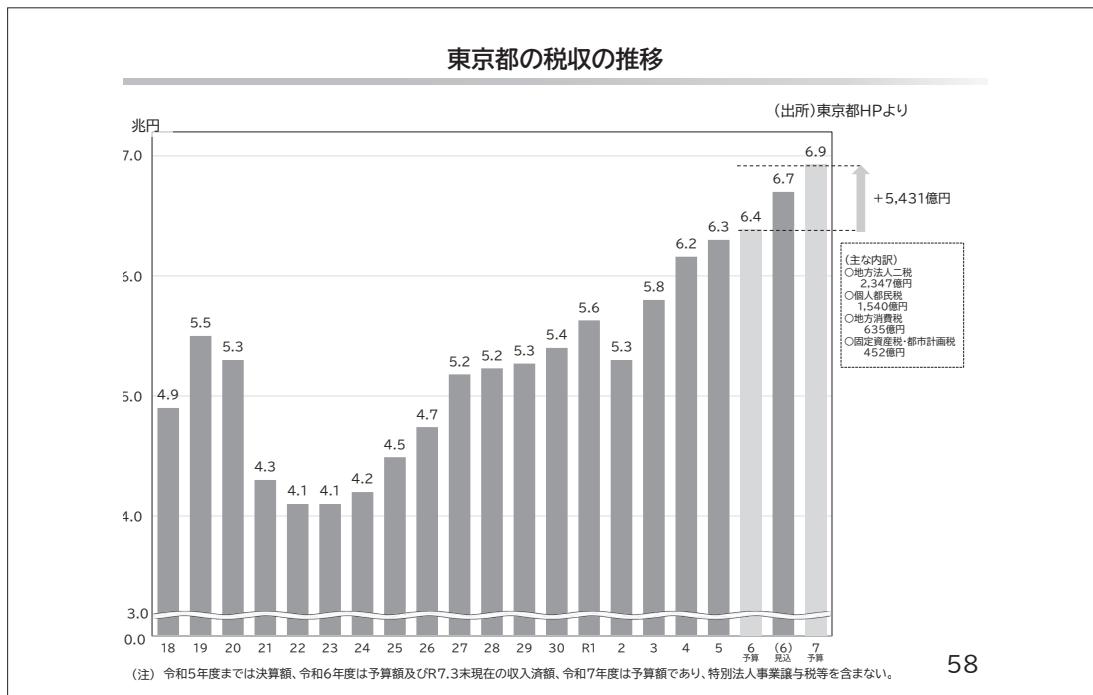
地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進めるとともに、地方の一般財源の総額を確保して、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

持続可能な地方行財政に向け、地方における生産性向上を推進するとともに、計画策定の効率化、経由事務の廃止、経由調査の見直し、デジタル技術の活用といった事務の簡素化・効率化を進め、地方分権改革に取り組む。

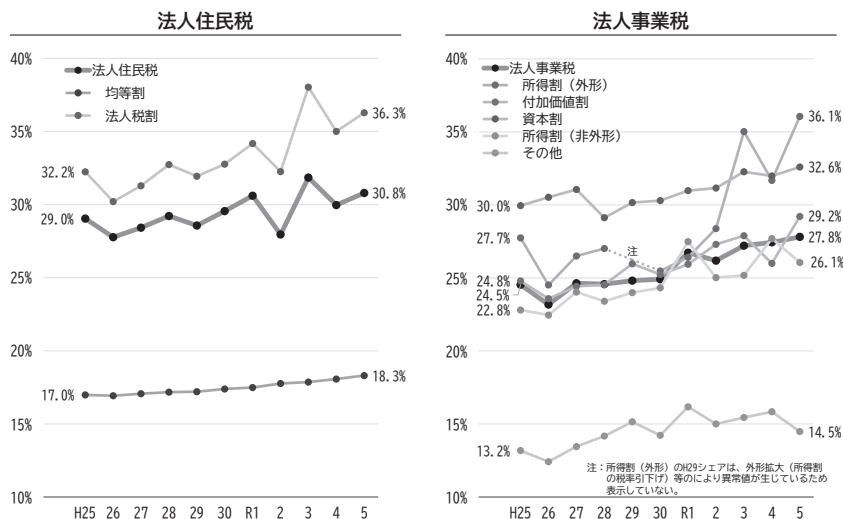
(57ページ)



(58ページ)



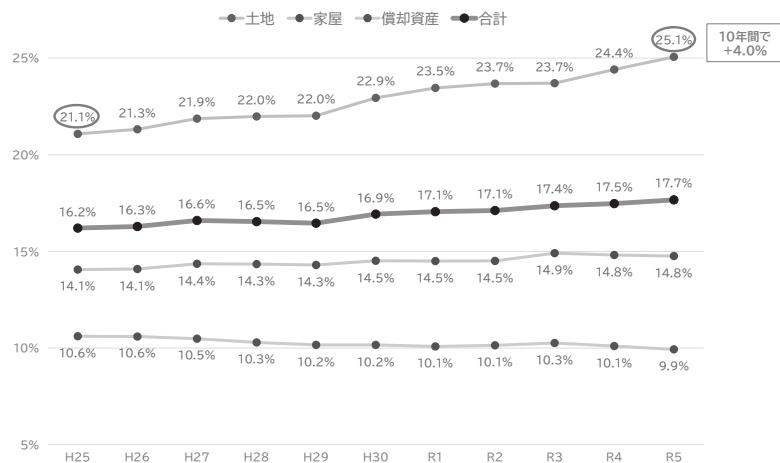
全国に占める東京都の地方法人二税の税収シェアの推移



(注) 1 東京都の税収は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額であり、税収には超過課税及び法定外税等を含んでいない。
 2 法人事業税には、国から都府県に対して譲与されている特別法人事業債と税等を含んでいない。
 3 法人事業税の「その他」は、収入割が課される法人に係る税収である。

全国に占める東京都の固定資産税収シェアの推移

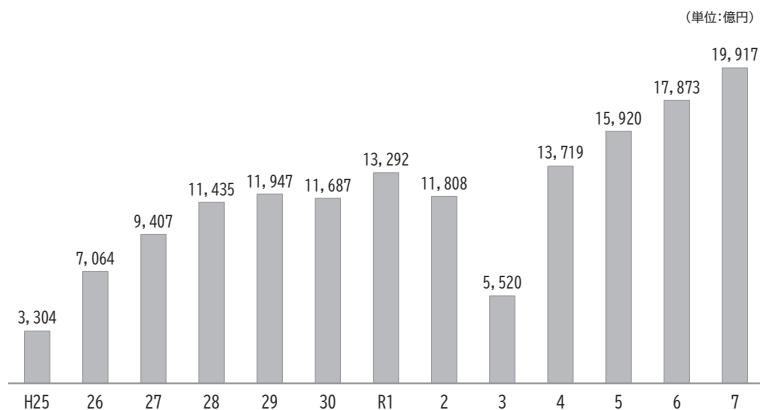
- 全国に占める東京都の固定資産税の税収シェアは年々拡大。特に土地については、この10年間で+4.0%となり、令和5年度では全国の25%を超えていている。
- 家屋・償却資産はほぼ横ばいとなっている。



(61ページ)

東京都・特別区の財源超過額等の推移

- 東京都・特別区の財源超過額は、令和7年度で2.0兆円。
偏在是正措置を講じる前の水準（平成30年度、1.2兆円）を大きく上回っている状況。
財源超過額：普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額



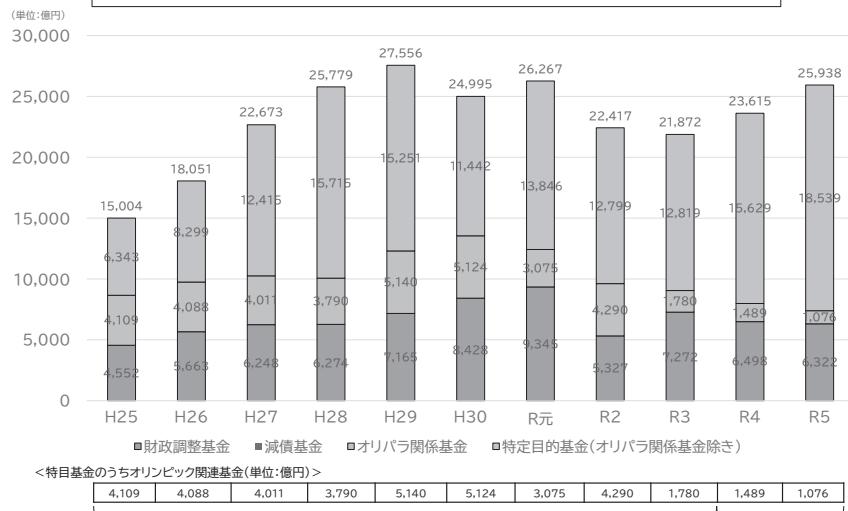
※ 東京都にあっては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。
R3～6年度は再算定結果による。

61

(62ページ)

東京都の基金残高の推移

- 東京都の基金残高は、近年、高い水準で推移している。



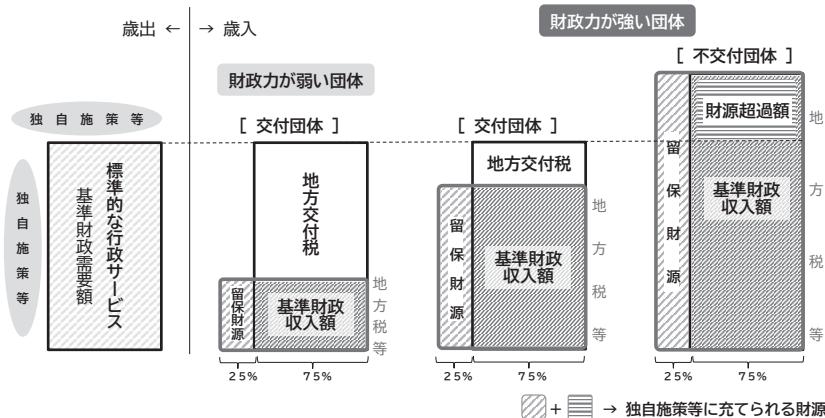
東京オリンピック・
パラリンピック開催準備期金

東京2020大会
レガシー基金

62

地方団体の一般財源(地方税等と地方交付税)の構造

- 地方交付税制度を通じて、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも標準的な行政サービスを提供できるよう財源を保障。
- 地方団体の標準的な行政サービス以外の財政需要については、「留保財源 」(地方税収入見込額の原則25%)により対応。加えて、不交付団体においては標準的な水準の行政サービスの提供に必要な財源を上回る「財源超過額 」が存在す。

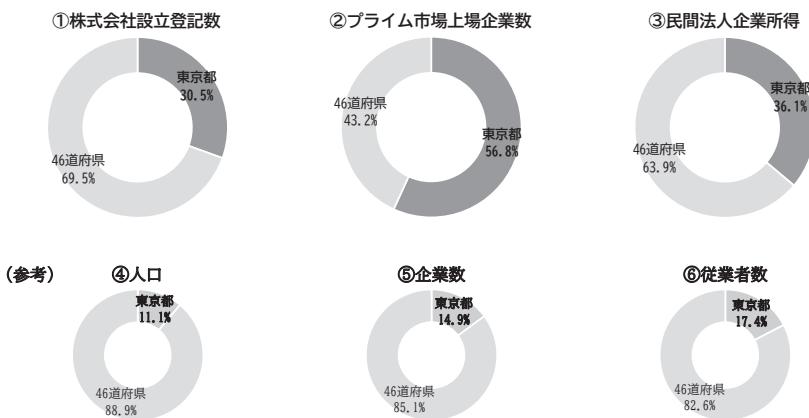


※ 各地方団体の基準財政収入額は、地方税等収入の原則として75%であるが、一部（個人住民税の一部、地方消費税の一部など）100%のものもある。

63

各指標で見る東京都への経済活動の集中

- 東京都では、法人の新設数が高い水準にあるほか、大法人が多く所在すること等を反映して企業所得も集中している状況。

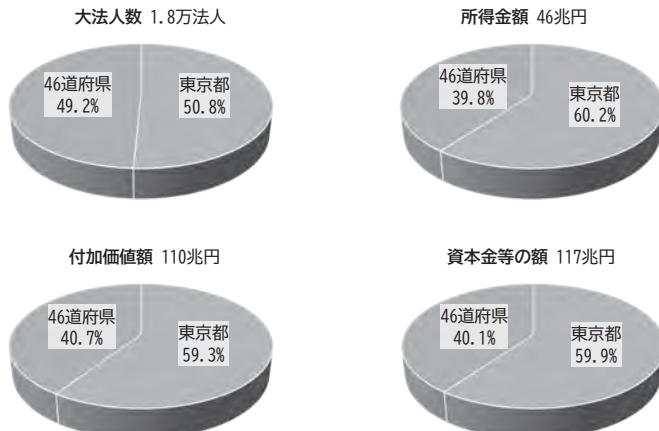


(出所) ①法務省「R6登記統計」、②日本取引所グループ「東証上場会社情報サービス (R7.7.31時点)」、
③内閣府「R3県民経済計算」、④総務省「R6住民基本台帳」、⑤⑥総務省「R6経済センサス基礎調査 (速報値)」より作成

64

企業の本社等の大都市への集中

- 大法人の本社の多くが東京都に集中し、課税ベースも東京都に集中。
- (注) 東京都本社所在法人のデータであり、実際の税収は、分割基準に基づき関係道府県に分割して納税される。

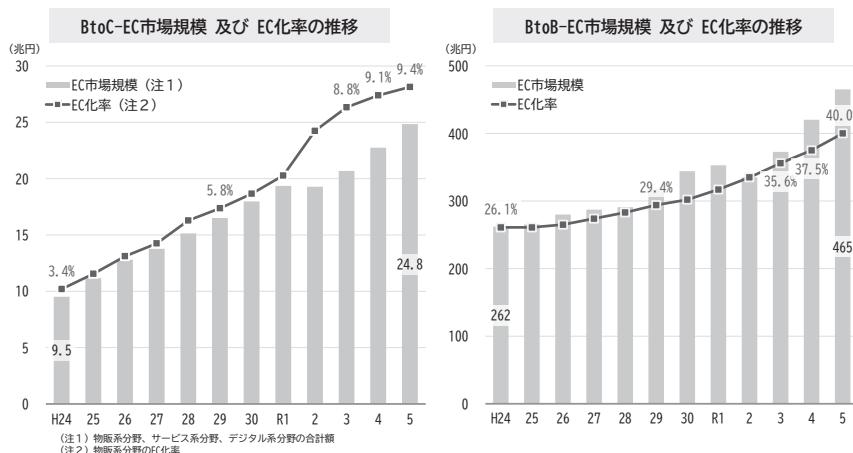


(出所) 総務省「令和5年度 道府県税の課税状況等に関する調」における外対象法人に係る課税実績より作成

65

電子商取引の拡大

- 電子商取引（BtoC-EC・BtoB-EC）の進展により、店舗を必要としない事業形態が拡大。
- 特にBtoC分野においては、コロナ禍以降EC化率が大きく増加。



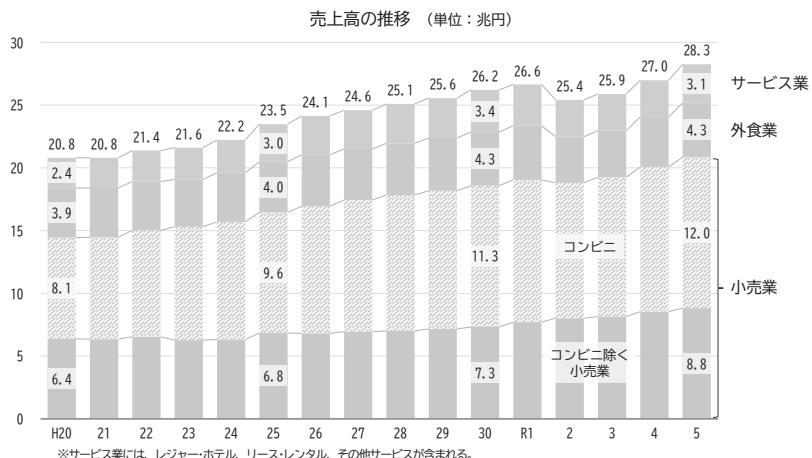
(出所) 経産省「電子商取引に関する市場調査」より作成

66

(67ページ)

企業の組織形態の多様化（フランチャイズチェーン）

○ フランチャイズ事業の売上高は、コロナ禍により外食業・サービス業を中心に減少に転じたが、足下では増加。



（出所）日本フランチャイズチェーン協会「JFAフランチャイズチェーン統計調査」より作成

67

(68ページ)

地価の状況（商業地・県庁所在地）

○ 東京都（特別区）の商業地の地価水準は、全国平均の約8.4倍となっている。



令和7年度
全国平均 428,183円／㎡

④ 京都市
平均価格:1,217,000円

② 大阪市
平均価格:2,237,200円

① 東京都（特別区）
平均価格:3,590,800円

③ 福岡市
平均価格:1,526,600円

⑤ 名古屋市
平均価格:1,119,400円

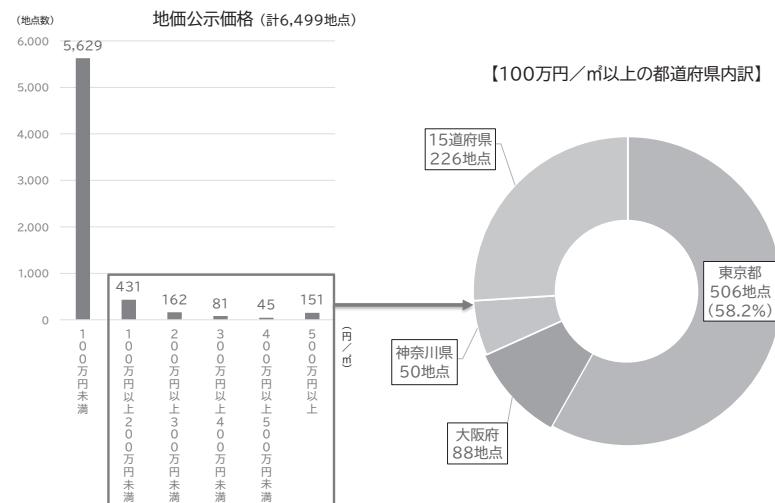
※1 令和7年度地価公示の実施状況（国土交通省）をもとに作成

※2 全国平均は県庁所在地（東京都は特別区）の額の平均値

68

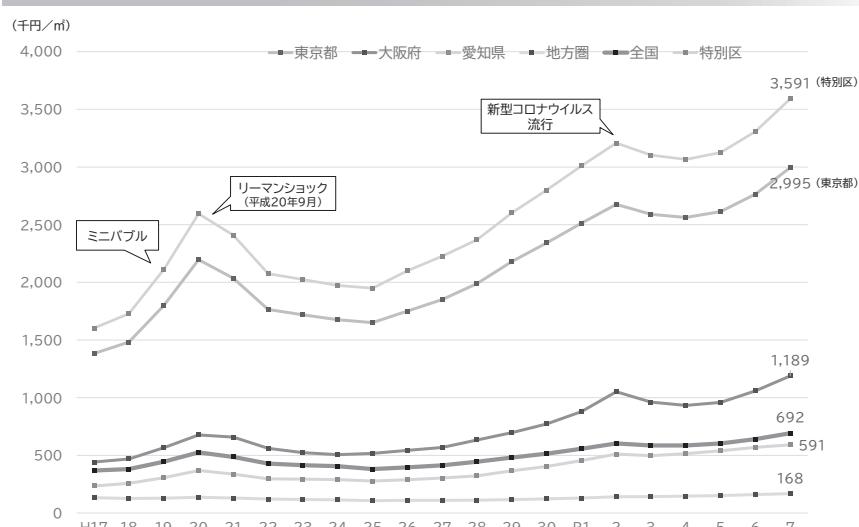
地価公示価格の分布(商業地・全国)

○ 100万円以上の地価公示価格の地点(商業地)のうち、約60%を東京都が占めている。



(出所)「令和7年度地価公示」(国土交通省)をもとに作成 69

商業地の平均価格の推移

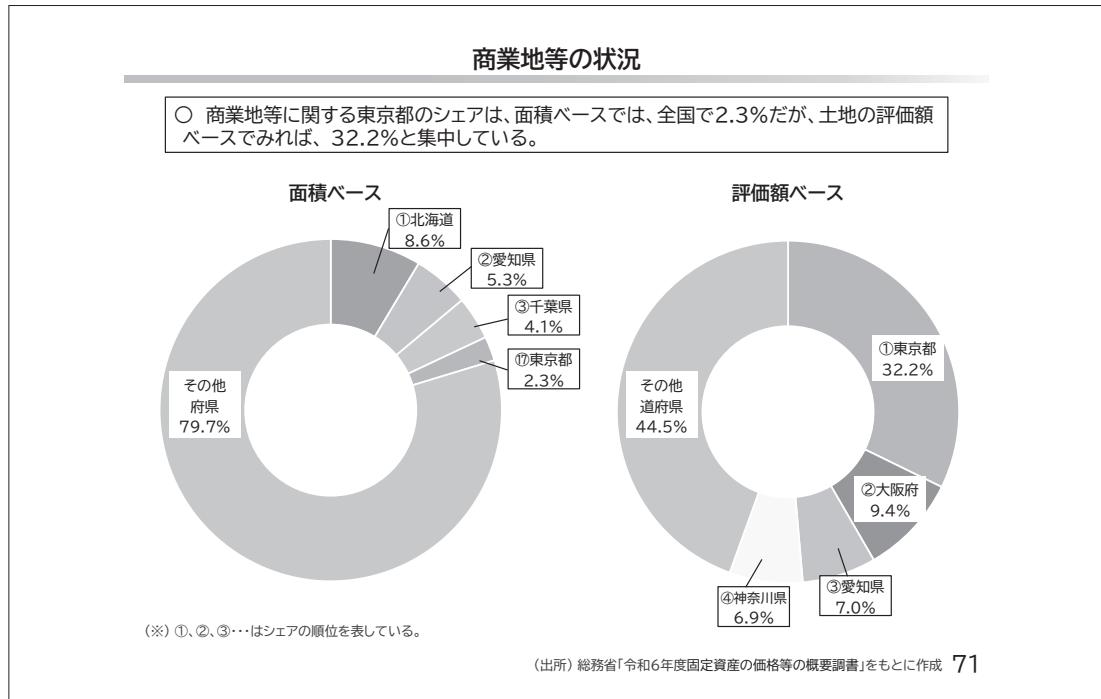


※1 地価公示は、地価公示法に基づき、毎年1月1日を調査時点として国土交通省(土地鑑定委員会)が評価主体となって行うもの。

※2 「平均価格」とは、地点ごとの1m²当たりの価格の合計を総地点数で除して求めたものをいう。

※3 地方圏とは、三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)を除く地域をいう。

(71ページ)



(72ページ)

5. ふるさと納税

ふるさと納税制度

制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするもの。

制度の基本的な仕組み

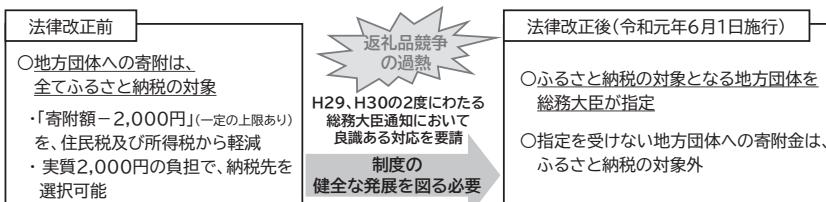
税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額 - 2,000円」(一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。

【ふるさと納税の流れ(イメージ)】

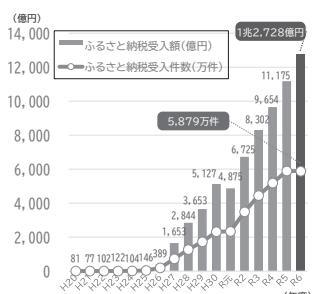


73

ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月~】

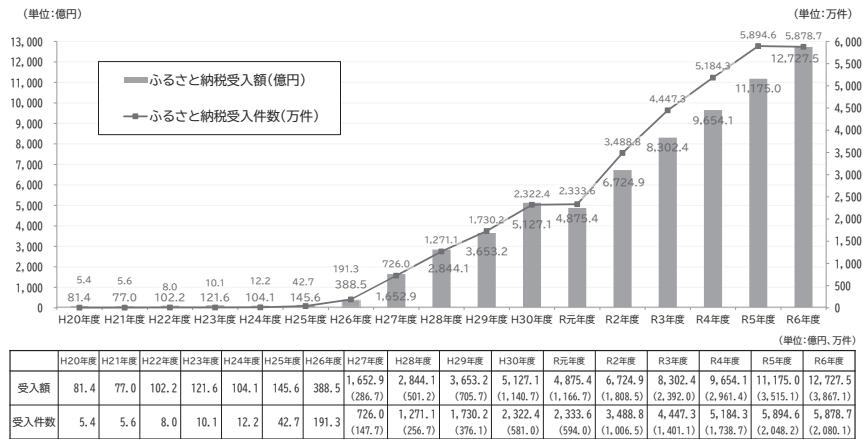


○受入額及び受入件数の推移



ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和6年度の実績は、約1兆2,728億円(対前年度比:約1.1倍)、約5,879万件(同:約1.0倍)。



※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。

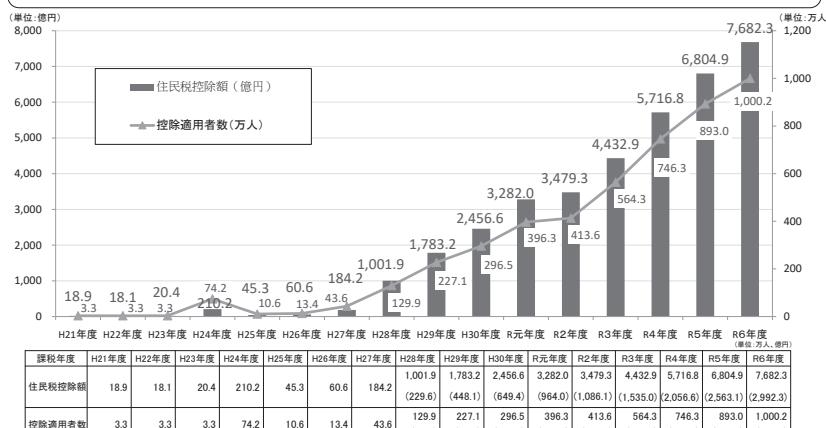
※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。

※ 表中の()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

75

ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移(全国計)

- ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和6年度課税における控除額の実績は約7,682億円(対前年度比:約1.1倍)、控除適用者数は約1,000万人(同:約1.1倍)



※ 各年度の計数は、前年中(例えば、令和6年度については、令和5年1月1日～令和5年12月31日の間)のふるさと納税に係る翌年度の控除の適用状況である。

※ 表中の()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績である。

※ 令和5年度までの計数は、各年度の「市町村税課税状況等の調査」をもとに、令和6年度の計数は、現況調査の結果をもとに算出している。

76

ふるさと納税受入額及び住民税控除額の上位20団体(市区町村別)

○ R6年度におけるふるさと納税受入額 上位20団体
(単位:百万円、件)

	団体名	寄附受入額	寄附件数
1	兵庫県 宝塚市※	25,668	7,919
2	北海道 白糠町	21,165	1,333,228
3	大阪府 泉佐野市	18,152	1,130,779
4	宮崎県 都城市	17,692	862,624
5	北海道 別海町	17,350	1,035,913
6	北海道 根室市	14,691	672,865
7	愛知県 名古屋市	13,791	274,101
8	宮崎県 宮崎市	13,243	687,764
9	北海道 紋別市	13,083	760,997
10	宮城県 気仙沼市	12,165	819,350
11	静岡県 烧津市	11,907	800,136
12	京都府 京都市	11,500	246,550
13	山梨県 富士吉田市	10,120	511,542
14	岩手県 花巻市	8,432	550,101
15	福井県 敦賀市	8,393	420,558
16	北海道 千歳市	7,476	387,226
17	山梨県 甲府市	7,416	199,679
18	新潟県 南魚沼市	7,122	183,624
19	茨城県 守谷市	7,038	335,898
20	静岡県 富士宮市	6,938	363,067

○ R7年度課税における住民税控除額 上位20団体
(単位:百万円、人)

	団体名	住民税控除額	控除適用者数
1	神奈川県 横浜市	34,338	470,220
2	愛知県 名古屋市	19,836	274,495
3	大阪府 大阪市	19,226	298,579
4	神奈川県 川崎市	15,401	222,033
5	東京都 世田谷区	12,349	155,155
6	埼玉県 さいたま市	11,442	167,078
7	福岡県 福岡市	10,942	170,206
8	兵庫県 神戸市	10,216	157,449
9	北海道 札幌市	10,026	179,123
10	京都府 京都市	9,147	135,811
11	東京都 港区	9,107	58,378
12	千葉県 千葉市	7,193	101,756
13	広島県 広島市	6,605	107,124
14	東京都 大田区	6,473	114,039
15	東京都 江東区	6,159	95,523
16	東京都 杉並区	5,960	93,572
17	東京都 品川区	5,958	82,898
18	宮城県 仙台市	5,858	96,184
19	東京都 渋谷区	5,799	45,587
20	東京都 練馬区	5,614	105,221

※宝塚市によると、寄附受入額約257億円には、市立病院に対する市民2人からの約254箇内の寄附を含んでいる。

※「R6年度におけるふるさと納税受入額」は、R6年度(R6.4月～R7.3月)の受入実績。「R7年度課税における住民税控除額」は、R6年中(R6.1月～R6.12月)のふるさと納税に係る住民税控除の適用実績。

ふるさと納税の受入額及び受入件数(都道府県別) ※都道府県分と市区町村分の合計

都道府県名	令和6年度		令和5年度	
	受入額	受入件数	受入額	受入件数
北海道	179,957	9,632,234	165,496	9,738,882
青森県	8,837	547,700	7,419	482,026
岩手県	24,284	1,330,249	23,327	1,366,247
宮城县	32,648	1,700,844	26,361	1,469,097
秋田県	13,594	498,678	9,974	425,035
山形県	44,940	2,111,827	42,633	2,571,764
福島県	10,328	374,319	9,029	333,199
茨城県	39,129	1,971,389	37,419	2,070,723
栃木県	17,689	894,048	14,344	788,239
群馬県	13,152	534,167	11,148	476,134
埼玉県	12,354	440,680	8,814	313,681
千葉県	22,198	1,013,335	21,471	1,044,798
東京都	14,614	154,321	7,863	124,250
神奈川県	21,995	548,465	16,959	459,648
新潟県	44,313	1,477,329	34,082	1,233,635
富山县	4,637	141,251	3,872	152,801
石川県	14,068	543,489	11,316	646,437
福井県	18,842	878,447	16,124	817,931
山梨県	45,880	2,007,833	35,884	1,753,816
長野県	30,776	1,511,004	26,360	1,473,067
岐阜県	25,802	1,126,268	24,072	1,294,856
静岡県	53,367	2,937,904	45,751	2,568,195
愛知県	34,612	1,077,849	32,983	1,039,687
三重県	13,455	455,030	10,864	426,907
滋賀県	17,493	519,334	14,449	390,817

都道府県名	令和6年度		令和5年度	
	受入額	受入件数	受入額	受入件数
京都府	22,800	654,356	19,732	576,058
大阪府	39,643	1,702,586	37,019	1,736,388
兵庫県	58,247	1,331,429	29,553	1,278,606
奈良県	4,391	188,011	3,557	162,813
和歌山县	22,959	1,547,258	21,998	1,604,590
鳥取県	7,533	368,579	7,247	406,858
島根県	6,836	236,472	6,015	212,437
岡山県	12,763	590,523	10,283	490,115
広島県	7,071	248,655	6,355	245,270
山口県	5,235	255,427	4,521	202,701
徳島県	4,331	217,524	3,635	191,470
香川県	9,858	487,219	9,537	539,025
愛媛県	17,257	1,088,735	12,740	881,176
高知県	16,445	1,090,233	16,034	1,190,502
福岡県	56,003	3,379,767	61,504	4,187,459
佐賀県	36,326	1,971,282	40,508	2,454,584
長崎県	17,547	767,485	16,711	838,106
熊本県	38,819	2,050,984	29,888	2,014,579
大分県	11,820	499,328	11,433	559,828
宮崎県	58,283	2,956,129	52,012	2,803,099
鹿児島県	43,050	2,266,906	44,329	2,434,499
沖縄県	16,574	460,371	14,875	473,581
合計	1,272,752	58,787,253	1,117,500	58,945,616

ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況 ※都道府県分と市区町村分の合計

都道府県名	令和7年度課税	
	住民税控除額	控除適用者数
北海道	23,107	347,993
青森県	2,928	48,634
岩手県	2,887	47,261
宮城県	10,337	147,754
秋田県	2,126	36,342
山形県	2,944	48,563
福島県	5,151	78,326
茨城県	13,482	186,859
栃木県	8,591	116,660
群馬県	8,391	118,043
埼玉県	50,590	677,467
千葉県	48,290	603,057
東京都	216,083	2,001,079
神奈川県	90,178	1,043,007
新潟県	7,067	110,525
富山県	4,019	66,497
石川県	5,592	84,094
福井県	3,122	52,179
山梨県	3,815	52,595
長野県	7,990	117,774
岐阜県	10,448	152,338
静岡県	18,899	265,569
愛知県	62,578	776,406
三重県	9,511	137,823
滋賀県	9,077	131,121

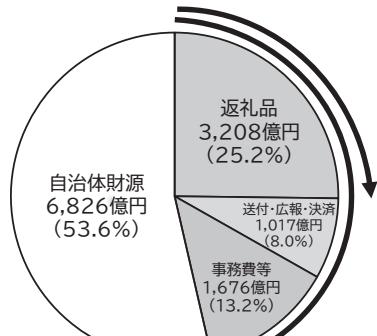
都道府県名	令和7年度課税	
	住民税控除額	控除適用者数
京都府	17,661	226,599
大阪府	68,968	888,134
兵庫県	41,130	525,232
奈良県	8,490	113,282
和歌山县	3,997	58,809
鳥取県	1,645	28,075
島根県	1,891	33,577
岡山県	8,715	133,260
広島県	14,737	204,864
山口県	5,084	78,247
徳島県	2,783	41,584
香川県	4,317	66,284
愛媛県	4,841	70,553
高知県	2,020	31,999
福岡県	28,739	398,089
佐賀県	2,829	46,540
長崎県	4,175	64,017
熊本県	5,558	86,350
大分県	3,743	56,843
宮崎県	3,223	51,643
鹿児島県	4,895	77,013
沖縄県	4,380	67,738
合計	871,024	10,796,698

ふるさと納税の募集に要した費用(全団体合計額)

令和6年度受入実績

1兆2,728億円

上限3割(地方税法で規定)



上限5割(総務省告示で規定)

区分	令和6年度		令和5年度		①-②
	金額	受入額に占める割合(①)	金額	受入額に占める割合(②)	
返礼品の調達に係る費用	3,208	25.2%	3,029	27.1%	▲1.9
返礼品の送付に係る費用	733	5.8%	801	7.2%	▲1.4
広報に係る費用	66	0.5%	68	0.6%	▲0.1
決済に係る費用	218	1.7%	208	1.9%	▲0.2
事務に係る費用等	1,676	13.2%	1,323	11.8%	1.4
合計	5,901	46.4%	5,429	48.6%	▲2.2

うちポータルサイト運営事業者に支払った費用 1,656億円
(寄附金額に占める割合:13.0%)
(募集費用に占める割合:28.1%)

ふるさと納税の指定基準の見直し【令和7年6月24日付け告示第220号】

